

目 次

○第1号（12月4日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
町長挨拶	4
開会・開議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第 6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	5
日程第 4 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	6
日程第 5 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	8
日程第 6 議案第62号 吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	13
日程第 7 議案第63号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	15
日程第 8 議案第64号 吉岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定	16
日程第 9 議案第65号 吉岡町税条例の一部を改正する条例	22
日程第10 議案第66号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	24
日程第11 議案第67号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	25
日程第12 議案第68号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例	26
日程第13 議案第69号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）	27

日程第14	議案第70号	平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算(第2号)	35
日程第15	議案第71号	平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	36
日程第16	議案第72号	平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算(第2号)	38
日程第17	議案第73号	平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)	39
散	会		40

○第2号(12月8日)

議事日程	第2号	41
本日の会議に付した事件		41
出席議員		42
欠席議員		42
説明のため出席した者		42
事務局職員出席者		42
開	議	43
日程第1	一般質問	43
	◇大林裕子君	43
	◇金谷康弘君	58
	◇竹内憲明君	74
	◇村越哲夫君	89
	◇柴崎徳一郎君	106
散	会	121

○第3号(12月9日)

議事日程	第3号	123
本日の会議に付した事件		123
出席議員		124
欠席議員		124
説明のため出席した者		124
事務局職員出席者		124
開	議	125

日程第 1 一般質問	1 2 5
◇山畑祐男君	1 2 5
◇五十嵐善一君	1 4 3
◇小池春雄君	1 5 9
◇坂田一広君	1 7 7
散 会	1 9 3

○第4号（12月17日）

議事日程 第4号	1 9 5
本日の会議に付した事件	1 9 6
出席議員	1 9 7
欠席議員	1 9 7
説明のため出席した者	1 9 7
事務局職員出席者	1 9 7
開 議	1 9 8
日程第 1 議長報告	1 9 8
日程第 2 委員会議案審査報告	1 9 8
日程第 3 議案第62号 吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 の一部を改正する条例	2 0 1
日程第 4 議案第63号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例	2 0 1
日程第 5 議案第64号 吉岡町行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用に関する条例の制定	2 0 1
日程第 6 議案第65号 吉岡町税条例の一部を改正する条例	2 0 2
日程第 7 議案第66号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正 する条例	2 0 2
日程第 8 議案第67号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	2 0 3
日程第 9 議案第68号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例	2 0 3
日程第10 議案第69号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）	2 0 4
日程第11 議案第70号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第2号）	2 0 4
日程第12 議案第71号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算	

	(第2号)	205
日程第13	議案第72号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算(第2号)	205
日程第14	議案第73号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)	206
日程第15	議長報告	206
日程第16	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	206
日程第17	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	207
日程第18	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	207
日程第19	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	207
日程第20	予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	207
日程第21	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	207
日程第22	議会議員の派遣について	208
町長挨拶		208
閉 会		209

平成27年第4回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成27年12月4日（金曜日）

議事日程 第1号

平成27年12月4日（金曜日）午前9時32分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(提案・質疑)
- 日程第 5 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(提案・質疑)
- 日程第 6 議案第62号 吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 7 議案第63号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・)
- 日程第 8 議案第64号 吉岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定
(提案・質疑)
- 日程第 9 議案第65号 吉岡町税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第10 議案第66号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第11 議案第67号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第12 議案第68号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第13 議案第69号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）
(提案・質疑)
- 日程第14 議案第70号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

(提案・質疑)

日程第15 議案第71号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

(提案・質疑)

日程第16 議案第72号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

(提案・質疑)

日程第17 議案第73号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)

(提案・質疑)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	富岡輝明君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	大塚幸宏君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

議 長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成27年第4回吉岡町議会定例会が始まります。

開会に先立ち、石関町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変ご苦労さまでございます。

平成27年第4回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

師走を迎え、このところ寒さも日増しに加わって、何かと気ぜわしいころとなりました。

議員皆様方には、秋の各種行事への参加や、議員研修を重ねられ、精力的に活動されていることに、深く感謝を申し上げます。

さて、本日、12月定例議会が議員各位出席のもと開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

本定例会では、報告3件、議案12件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日より、17日まで、皆様方には大変お忙しい中ですが、よろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になります。

開会・開議

午前9時32分開会・開議

議 長（岸 祐次君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、平成27年第4回吉岡町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

諸般の報告

議 長（岸 祐次君） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりでございますので、これをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岸 祐次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番坂田一広議員、10番飯島 衛議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岸 祐次君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してあります。議会運営委員長より委員長報告を求めます。

小池議員。

〔議会運営委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） それでは、報告いたします。

去る11月30日、9時半から全員協議会室におきまして、議会運営委員会を開会いたしました。町長、副町長、教育長、そして関係課長出席のもと、委員全員の出席によりまして、日程について審議を行いました。

会期につきましては、本日12月4日から17日までの14日間とするものであります。なお、一般質問につきましては、8日、9日両日と決定しております。

なお、詳細につきましてはお手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願い致します。

以上、報告を終わります。

議長（岸 祐次君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの報告のとおり、会期は本日から17日までの14日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの14日間と決定しました。なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 報告第6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（岸 祐次君） 日程第3、報告第6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） それでは、報告をいたします。

報告第6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について。

本事案は、公用車を運転していた職員の交通事故であり、地方自治法第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

詳細につきましては、総務政策課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 本事案は、平成27年7月28日午前11時40分ごろ、町内小倉544番地1付近、町道1024号線（後弥陀8号線）を職員が公用車で走行中、町道に隣接するアパートの駐車場から相手の車がバックで勢いよく町道へ出てきたため、職員はとっさにブレーキを踏んだが、間に合わず、公用車左側のドアミラー下部と、相手の車の左側後方が衝突した事故であります。

このたび、当事者間において示談が成立し、和解となりましたので、報告するものでございます。

なお、事故の過失割合は、相手方90%、職員が10%であります。

町は相手の損害額15万1,649円の10%分、1万5,165円を負担しますが、加入している群馬県町村会自動車共済から全額支払われます。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いたします。

議 長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議 長（岸 祐次君） 日程第4、報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告申し上げます。

報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について。

本事案は、町道管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により報告をするものでございます。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させます。

議 長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 本事案につきましては、別紙専決処分書のとおり、損害賠償の額43万9,249円、損害賠償の相手方につきましては、住所、氏名とも記載のとおりでございます。

事故の状況であります、平成27年9月9日、午後4時過ぎ、吉岡町大字大久保172-1番地付近の町道を、損害賠償の相手方が、北へ向かい走行中、町道左側の穴を踏み、ホイールを破損したものでございます。

原因につきましては、当日強い雨が降っていたため、穴が水たまりになっており、判別できなかったことにより起きた事故でございます。

このたび、町と損害賠償の相手方との当事者間で示談が成立し、和解となりましたので、ここに報告をするものでございます。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に43万9,249円を支払う義務があることを認め、これを相手方の指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係はないことを確認をいたしました。

なお、損害賠償金額43万9,249円は、町が加入しております全国市町村総合賠償保険から支払われております。

以上です。よろしくお願いをいたします。

議 長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 雨が降って、その道路に穴があいたということに起因をしているということなんですけれども、43万円ものその事故を起こしかねない、いわば起こしたという、そういう大きな穴だったんでしょうか。それで、その9月ごろにそんなに大雨が降った感じはしないんですけれども、それはもう以前から何かそういうものがあったんですか。それは舗装道路ですよね。舗装道路ですと、それも以前からそういうものが何かあったんで

はないというふうにも思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

それと、私は特にこの手の事故というのがこの町には多いような感じがするんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） まず、雨の件ですけれども、この日、前後2日間大雨が降っておりました。それで、今までの例なんですけれども、一度舗装が剥げますと、雨によりかなり穴が掘られるということがございます。穴自体につきましては、深さ的にはそれほど大きな穴ではございませんけれども、範囲が少し広く剥げましたということで、議員のご指摘の9月9日当日以前からあったのではないかとということですが、以前には、ここには確認はされておられません。2日間の大雨により陥没したということがございます。よろしくお願ひします。

それと、町道の管理につきましては、日ごろより十分パトロール等を行いながら、管理をしている状況でございますけれども、なかなか全町道を管理し切れないというのが実際には現状でございますけれども、自治会から、またほかの課の職員等、町道を通行している中で、情報をいただくということで、日ごろ把握には努めているおるところではございます。また、危険箇所、補修、そういうところがあれば、随時それを報告していただき、早急な対応をしておるところでございます。そういう中で起きた事故ということでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（岸 祐次君） 日程第5、報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について。

本事案は、町道側溝管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第

1項の規定により別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させます。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 本事案につきましては、別紙専決処分書のとおり、損害賠償の額26万4,485円、損害賠償の相手方は、住所につきましては記載のとおりでございますが、氏名につきましては当事者が未成年のため、親権者となっております。

事故の状況でございますけれども、本年1月24日、午後5時30分過ぎ、吉岡町大字大久保12番地3付近の町道併設側溝におきまして、上記町道を自転車で走行中、対向車が来たため、回避しようとしたところ、前方の側溝に落下したことにより起きた事故でございます。

このたび当事者の親権者間におきまして、示談が成立し、和解となりましたので、ここに報告をするものでございます。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に26万4,485円を支払う義務があることを認め、これを相手方の指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係がないことを確認をいたしました。

なお、損害賠償金額26万4,485円につきましては、町が加入しております全国市町村総合賠償保険から支払われております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） この事故もちょっとわからないんですけども、今、併設側溝という話でした。車をよけようとして、寄って、おったということなんですけれども、そこはですから、本来であれば、側溝をしてあるところにその溝ふたがなかったということなんですか。これはどういうことなんですか。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） この場所につきましては、関越自動車道の東側の側道でございます。被害者につきましては、道路の右側を走行中、対向車が来たということで、思わず危ないということで緊急避難的に側道から町道側に入りました。ちょうど交差する部分だったん

ですけれども、そこを入った中でそのまま直進をして、そのところにあった側溝にはふたがしておりませんでした、柵はしてありましたけれども。ということでそこに転落をして、事故を起こしたということでございます。よろしくお願いします。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 関越の側道は、側溝はずっとありませんよね。ないですよ、あるところもあるんでしょうけれども。ないところが多いですよ。そこはそもそも側溝はなければならぬところだったんですか。その辺が聞きたいんですよ。そういうところってまだ吉岡にはたくさんありますけれども、溝ふたのないところっていっぱいありますけれども、そこにどういう事故を回避するために、ハンドルを切ったらそこに落ちたというのと、そういうことになると、側溝は全て溝ふたがなければならぬことになるような気がするんですけども、今の説明はちょっと私、わかりにくいんですよ。もう少しわかる説明をしてください。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） この側溝につきましては、関越高速自動車道が開通する工事におきまして、当時の道路公団が設置した側溝でございます。それで、当時は関越自動車道から上位部の雨水を全部そこに集めて駒寄川に放流するという側溝でございます。当時から町が引き渡しを受けたときから側溝のふたはございませんでした。その中で、町はその側道はかなり交通量がありますので、駒寄小学校から西なんですけれども、そこから随時北に向かって側溝のふたをかけながら、通学路等に有効利用できないかということで整備を進めてまいりました。その間につきましては、今現在は、側溝整備をして、ふたはしてありますけれども、随時北側から側溝にふたをして整備をしながら歩道の確保ということで整備を進めてきたところでございます。

以上でございます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私が聞きたいのは、側溝にふたをしていなくて、車が落ちたということに対する賠償ですけども、まだ溝ふたがないところはたくさんありますよね。そこにその車が落ちると。車が踏み外して落ちることになると、それがみんなその賠償の対象になるんですか。だからそうであれば、そういう対処しなければならないんでしょうけれども、だから、そういう中で今回が損害賠償の対象になったということはどういうことなのかということなんです。ならないケースとなるケースというんですかね。それがいま

ひとつわからないんですよ。今回のケースというのは、だからそうでしょう。本来であればこれからも側溝に落ちたら何らかの場合には当然原因がありますけれども、落ちたら、それはみんな町の損賠賠償の対象になるのかどうかということだと思わなければならないんですけれども。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 側溝の種類につきましては、道路側溝でふたがついているもの、また、農業用の排水路につきましては、基本的には農業用水として使いますので、側溝のふたはございません。それで、全て損害賠償の対象になるかということなんですけれども、これにつきましては、やはりその負担割合率というか、いわゆるそういう割合でも決まってくるんだと思わなければならないんですけれども、町は基本的には道路につきましては、外側線を引いて、ここまでが通行するエリアですよということで、外側線を引いて管理をしております。そこから外れたところについては、基本的には走行しない、できないエリアとして通常は管理をしております。ですから、その事故の割合に応じての和解ということになると思われます。全部が全部対象ということでもないとは思いますが、そういうような形の中で、事故の割合で対応していくということになると思われます。よろしくお願ひします。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、先ほどの側溝の件でございますが、私も渋川のほうに住んでいらっしゃる方で、あそこに車が落ちてしまって、何とかふたができないかというような要望も受けたことがございます。その辺、速やかにふたができないものでしょうか、いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 議員がおっしゃっているところは、場所はどこでございますか。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 関越の側道の東側の……。

議長（岸 祐次君） 10番議員、この議題外にちょっと離れていますので……。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ですから側溝の関係で、関越の東側で、今成運送の近辺ですね。あの辺の側溝の件なんですけど、先ほどの自転車の事故も関越の東側の側溝というふうにおっしゃいましたよね。ですから、あの辺の側溝のふたができないものかどうかお聞きします。

議長（岸 祐次君） 申し上げます。

本件の現在議題となっている場所のことについての質疑をしてください。よろしいですか。

山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 小池議員の質問に対して、損害賠償の対象云々ということで、課長のほうからは割合で云々という回答があったと思うんです。こういったものについては、やはりここについては対象外であり、ここについては対象ですよという明確な基準がなければ、その都度その都度、確かに事例があると思うんですけれども、それは明確にしておかないと、ラッキー、アンラッキーというのが出ていたのではまずいのではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） このことにつきましては、事故が発生をして届け出が出たそのときから、町が加入をしております保険会社と事故状況、現場の確認等をして、保険の適用になるかならないかということで対応しております。なった場合には、うちは過失割合幾つということで相手方と協議を重ね、対応しているということでございます。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） というと、事故の対象になるかならないかという、その場所が云々じゃなくて、保険会社の解釈によって変わるということで理解してよろしいんですか。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 当然、事故の発生した原因、場所とか、一番あるいは原因だと思うんですけれども、それに応じて町が賠償する責任があるかどうかという判断をしていただいて、あるとなつた場合にはその過失の割合等も全部それを保険会社のほうと町と、相手方ということで協議をして、それで決定をしております。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今の課長の回答はわかるんですけれども、小池議員の聞いているのは、事故の形態じゃなくて、その場所、側溝の場所、この場所は対象になるのかならないのか。先ほど課長がお話をしたとおり、ここのある区間は、農業用水なら農業用水で対象外であると。あるところは町の管理の中だから対象になるということをお話ししたと思うんです

ね。その辺のところの一線が町民の皆さんにもわかっていないと、確かに事故そのものの自体の形態でいろいろが変わると思うんですけれども、そういうことじゃなくて、もっと明確にここの路線は対象になるならない。その辺が曖昧だったら側溝を全部やるという対策もやっていかないといけないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺、いかがでしょう。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 先ほど言いましたように、町は町道として管理をする。舗装でないところ、砂利道になると明確に外側線とか引けませんけれども、そういうことで基本的には車両等が、または歩行者が通るエリアというのは明確に町でも外側線等を引いて対応しております。ですから、ここが対象になる、ここが対象にならないという明確なところというのは、そこまではお示しはできません。やはりその場所、状況等を踏まえながら、発生した中で対応させていただくということでございます。

よろしくをお願いします。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） たまたま和解ということで非常に結果的にはよかったかと思うんですけれども、この状況につきましては、恐らく国家賠償法の2条から来ているかと思うんですが、民法的に709条に懸念するという事は、前のもう終わった2つのこととも絡むんですけれども、そういう民法的なものには懸念することはないのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） これにつきましては、先ほど申しましたように、これを和解で相手方に支払うことによって当事者間については一切の債権、債務関係はないということを確認をして示談を結んでおります。

よろしくをお願いします。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第6 議案第62号 吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を

改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第6、議案第62号 吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第58条の1項の規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、所要の改正を行うためお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵 莊作君発言〕

総務政策課長（小淵 莊作君） それでは、説明させていただきます。

今回の改正は、先ほど町長からの説明にありましたように地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政運営等の状況の公表事項に基づきまして、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

右側旧が現行で、左側の新が改正案となっております。また、下線部については、改正する箇所でございます。

右側の旧の部分で、第3条中8号を9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に第6号を「退職管理の状況」を加えます。これは退職管理の適正化を確保するためのものでございます。

第3条第9号を第10号とし、第2号から第8号まで1号ずつ繰り下げ、第1号の次に「職員の人事評価の状況」を加えます。こちらは平成28年4月より人事評価制度が導入されるためでございます。

また、第3条第8号中「及び勤務成績の評定」という下線部でございますけれども、これを削りまして、これも平成28年4月より人事評価制度の導入によるものでございます。

議案書の本文に戻っていただきまして、附則でございますけれども、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上、町長の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第62号は、総務常任委員会に付託します。

日程第7 議案第63号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議 長（岸 祐次君） 日程第7、議案第63号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 議案第63号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法の改正について所要の改正を行うためお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より説明させていただきますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵 莊作君発言〕

総務政策課長（小淵 莊作君） それでは、説明させていただきます。

今回の改正は、先ほど町長からの説明にありましたように地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法の改正について、引用法の項ずれによる条例の改正をお願いするものでございます。

第1条中、第24条第6項を第24条第5項に改めるというものでございます。

以下、附則につきまして、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第63号は、総務常任委員会に付託します。

日程第 8 議案第 6 4 号 吉岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定

議長（岸 祐次君） 日程第 8、議案第 6 4 号 吉岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第 6 4 号を説明申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めることをお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より説明させていただきますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵 莊作君発言〕

総務政策課長（小淵 莊作君） それでは、説明させていただきます。

平成 2 5 年 5 月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことを受けまして、平成 2 7 年 1 0 月から全ての国民に対し個人番号の付番及び通知、平成 2 8 年 1 月には個人番号カードの交付開始及び個人番号の利用開始、そしてまた平成 2 9 年 7 月からは国の機関や地方公共団体の間における個人番号を利用した情報連携が運用開始となります。

この社会保障・税番号制度の導入によりまして、行政事務の効率化や公平公正な社会の実現などの効果が期待されるとともに、行政機関などに申請を行う際の添付書類削減など、行政手続における簡素化が図られることから、国民の利便性向上につながることも期待されております。

当該制度の上での個人番号の利用、または特定個人情報の提供は、同法に規定された事務に限られることから、地方公共団体の長その他の執行機関は、同法第 9 条第 2 項または第 1 9 条第 9 号により条例で規定することとされた事項を定めた条例を制定することで、個人番号の利用または特定個人情報の提供が可能となります。

本条例では、同法に規定された事務を同一機関内で特定個人情報として授受することに

ついて、いわゆる庁内連携を定め、同法に規定された事務以外の事務において個人番号を利用する場合、また同一地方公共団体内の他の執行機関へ特定個人情報を提供する場合については、今後も町民の方の利便性向上や行政効率化のために、継続して検討を進めてまいりたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、議案書をごらんいただきたいと思います。

また、以後ご説明させていただく上では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」は、「番号法」と言い改めさせていただきます。

第1条、趣旨であります。先ほどご説明申し上げましたとおりでございますが、番号法第9条第2項では、社会保障・税・災害対策に関する事務のうち、条例で定めるものについては、個人番号を利用することができる旨を規定しており、これに基づき個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものとする規定しております。

第2条は、定義でございます。

条例において使用する用語、第1号から第4号まで全て番号法での定義を引用するものでございます。

第1号、個人番号、これにつきましては番号法の規定に基づき、住民票に住民票コードが記載されている全ての人に対し付番される12桁の番号を言います。

第2号、特定個人情報でございますが、個人番号を内容を含む個人情報のことを言います。

第3号につきましては、個人番号利用事務実施者でございますけれども、個人番号を利用する事務を処理する者及び個人番号を利用する事務の全部または一部の委託を受けた者のことを言っております。

第4号につきましては、情報提供ネットワークシステムでございますけれども、国の機関や地方公共団体が個人番号を利用する事務を実施するために必要な特定個人情報の授受を行うことができるコンピューターネットワーク情報システムのことでございます。国の設置・管理のもと、平成29年1月から運用が開始、同年7月から国の機関や地方公共団体の間における情報連携が本格実施されるものでございます。

次に、第3条、町の責務でございます。

番号法第5条においても、地方公共団体の責務について定められておりますが、条例を根拠とした個人番号の利用や特定個人情報の提供に関しても、番号法と同趣旨の責務を有することを確認的に規定するものでございます。また、規定することによって個人情報保護の観点からその適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じること、国との連携を図りながら地域の特性に応じた施策を実施することについて、広く町民に対し明示するものでございます。

次に、第4条、個人番号の利用範囲でございます。

番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用範囲を定め、同一の執行機関内における特定個人情報の庁内連携について規定するものでございます。

第1項は、町が個人番号を利用する事務についてを、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務として規定するものでございます。

第2項本文では、番号法第19条第7号の規定により国の機関や地方公共団体の間との特定個人情報の授受について定めている番号法別表第2を包括的に定めることにより庁内連携を規定し、同表に規定されている特定個人情報であって町みずからが保有するものを同表に規定されている事務を処理するために必要な限度で利用することを可能とするものでございます。

第2項ただし書きにつきましては、第2項本文に対して、番号法別表第2において、情報提供ネットワークシステムを利用することによって、他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は庁内連携をしない旨の例外規定となるものでございます。

議案書下部になりますが、附則でございます。

本条例の施行期日は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日とし、平成28年1月1日となるものでございます。

以上、補足説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 3条でありますけれども、3条の2行目から半分より後ろのほうですね、「自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする」というふうになっておりますけれども、これはもう少しわかりやすく言うとそれはどういうことなんですか。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総合政策課長（小渕莊作君） 3条の今ご質問の自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする。法律の中でもこのようにうたっているわけでございますけれども、具体的に、では、どんなことを町は実施しているのかということかと思っておりますけれども、当然、個人情報を扱いますので町が独自に実施できる情報セキュリティーといいますか、そういった対策について自主的にそういった施策を講じていく必要があると。それぞれの自治体に応じて既に取り組んでいる内容等もありますけれども、それらを町が主体的にこう

いった情報セキュリティに関して対策を講じるということも必要だということですので、まだ具体的に何かこういうものだという事はちょっと今の段階では申し上げられません。

よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私は、今言われたそのところは、「自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するんだ」と。「じゃあこれは実際にはどういうことをするんですか」と言ったら、「それはまだわかりません」では、法律、条例にならないでしょう。何をやるのだから見えてこないじゃあ何をやるんだかこっちだって全然わからないですよ。しろと言うんだから、何かするんでしょう。これを見て、ああなるほど、こういうふうになってくるのかなというのが見えてくれば、なるほどそうですかということなんですけれども、こういうことを決めて、それがまだわかりませんと。これを言っているのはだから、自主的かつ主体的に地域の特性に応じたというのですよ。地域の特性に応じた。自治体それぞれというのではないんですね。地域の特性に応じたという。これで言うんだから吉岡町はどういう特性があるのか。その特性に応じたということですから。そういうものをつくらなければならないというふうに国が決めました。じゃあ吉岡町は、さて、これで何をしましょうと。わかりません。でも、困るんですよ。そこはいかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 具体的に情報セキュリティに関しての対策と言え、地域の主体的、独自のその地域の特性にという施策ということでございますけれども、それぞれの自治体に応じて情報セキュリティに関して研修等をそれぞれの自治体が独自に行っているところがあります。それについても研修の仕方なり、職員一人一人に対しての研修をどのようにするかというのがそれぞれの自治体に任されているということで、国や県からも指導的に、助言的にこんな研修がありますよというのも当然あるわけですが、町は町で独自にまた職員一人一人に対してそういった研修を実施していると。また、情報セキュリティに関してもいろいろなハード部分なり、また、ソフト部分等があるわけですが、それらは既に取り組んでいるものは当然あるわけですが、それらをさらに拡充して情報セキュリティを守っていくと、図っていくということを町は実施していくと。それがそれぞれの地域に応じたものになるのかなというふうに考えております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

1 5 番 (小池春雄君) 課長の説明だとわかりにくいんですけども、各自治体に応じた、今聞いていると、各自治体に応じた施策を実施するというふうに分かってくるんですよ。でも、ここで言っているのは、地域の特性に応じた施策というんですね。ここで言っているんですよ。今、課長が言ったのは、それぞれ各自治体の考えるところと言っていましたよね。でも、ここでは地域の特性に応じたと言っているんですよ。だから、自治体のその職員の能力関係とか、そういう問題じゃなくて、地域の特性でと言っているんです。課長が今答えたのは、それぞれ各自治体のということでした。ちょっと違うんですよ。

だから、これで読むと、じゃあ吉岡町のこの地域の特性といいますとどういうことなのか。この吉岡町の地域の特性がわからないとこれに応じた施策が講じられませんよね。これを各自治体に応じた施策を講じるというのであれば、いわゆるこの個人番号法の中で、どういうふうになればそのセキュリティーが守っていけるとかということは理解ができてくるんですけども、でも、言っていることはそこじゃないんですよ。それぞれ市町村の能力に応じたじゃなくて、地域の特性に応じたというふうになっておりますから、それでは、吉岡町の地域の特性はどのように思っているか、考えているか、吉岡町の特性はどうであるかということがわからないと、これはできないですよ。そこで、吉岡町の地域の特性をどう捉えているのかについてお伺いします。

議長 (岸 祐次君) 小渕総務政策課長。

[総務政策課長 小渕莊作君発言]

総務政策課長 (小渕莊作君) 今群馬県内12月議会が開かれているわけですけども、群馬県内においては今回、この12月議会にこの条例が全部の市町村において出されているわけですけども、それぞれの地域の特性に応じた。実際にこれはどんなことを、それぞれの地域の特性というのがどういうことかということを今、ご質問かと思えますけれども、実際にどういった特性があるかと、急に言われて戸惑っているわけですけども、吉岡町においては、職員一人一人のそういった研修をしながら、また、情報セキュリティーに関しての体制もそれぞれの地域によって違うかなと思えますけれども、吉岡町においては政策室の中に電算係、担当がおりますけれども、こういった情報セキュリティーに関しては電算担当が職員に対してそういった研修をしているということ。それが吉岡町の姿かなと思えますので、それらを、そこを中心にやっているというのが吉岡町のやり方なので、それが特性と言えるかどうかちょっとわかりませんが、そういったことかなというふうにご検討しております。

議長 (岸 祐次君) ほかにありませんか。

山畑議員。

[13番 山畑祐男君発言]

1 3 番（山畑祐男君） 今の課長のお話を聞いていると、条例をそれなりにある程度制定する場合は、ある程度の中身は明確にしておかないといけないと思うんです。多分、何もなくて出したわけではないと思いますので、次の機会にそういった議論をする場があると思いますので、それまでにはその辺のところをよく精査、あるいは整理していただければすんなりいくかなと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 山畑議員のお話のように、また委員会等の中に付託されるようであれば、またそのときまでに答えられるようにしておきたいと思います。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 今の総務政策課長の説明の中に、県下一斉で県の指導、国の指導を仰ぎながらという話がありまして、また、先日も文化センターでこのマイナンバーのいろいろな説明会がありました。そういう中において、現在、3条の中に県という言葉は入っていないんですけれども、国との連携を図りながらということは、県はこの番号法にはかかわらないということによろしいのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 3条の国との連携を図りながらということでございますけれども、法律自体は国ということですので、県も市町村と同じ地方自治体ということでございます。当然、個人情報のやりとりについて、また、提供なり、受ける場合について県も当然市町村と同じ立場という形になりますので、そういったことで県も当然条例を制定しているものでございますけれども、ここではまず国ということで、県は県でそのほかのそういった取り扱う事務従事者という立場になりますので、よろしく願います。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第64号は、総務常任委員会に付託します。

それでは、ここで休憩を15分間とります。再開を10時45分とします。

午前10時26分休憩

午前10時45分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

日程第9 議案第65号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第9、議案第65号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第65号の提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）による改正のため、吉岡町税条例の一部を改正する必要が生じたもので、提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、財務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 今回の改正の主な内容につきましては、1つ目は、地方税における猶予制度について、地方分権を推進する観点から一定の事項について条例で定める仕組みとしたことによる規定の整備、2つ目は、番号法施行に伴う所要の改正、3つ目は、地域決定型地方税制特例措置にサービス付高齢者向け住宅である貸家住宅が追加されたことに伴う所要の改正、4つ目は、地方たばこ税について旧3級品の製造たばこに係る特例税率を4段階で縮減・廃止することなどによる所要の改正でございます。

では、新旧対照表により説明させていただきますので、A4判横の吉岡町税条例新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページ目をごらんください。

下線のあるところが改正する箇所でございます。右が旧で現行、左が新で改正後でございます。

まず、1ページの第8条から7ページの第13条までは、地方税における猶予制度について、一定の事項について条例で定める仕組みとしたことによる規定の整理でございます。

まず、1ページの第8条ですが、徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の分割納付・納入方法を定めるものでございます。中段の第2項では、徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割納付・納入する場合に、納付納入期限及び期限ごとの納入金額を定めるものです。第3項は、やむを得ず分割納付・納入ができない場合に、分割納付・納入の期限及び金額の変更をすることができるとするものです。

続いて、2ページの下段の第9条第1項ですが、徴収猶予の申請書に記載する事項についての規定です。

続いて、3ページの中段の第6号は、担保の徴収基準や担保の情報を記載することを定めるものです。続いて、第2項は徴収猶予の申請書に添付する書類を定めるものです。

続いて、4ページの下段の第5項は、徴収の猶予期間の延長申請書に記載する事項を定めるものです。

続いて、5ページの上段の第7項は、申請書等の訂正等の提出期限を定めるものです。

第11条は、職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付・納入方法を定めるものです。

続いて、6ページの第12条は、申請による換価の猶予の申請期間を定めるものです。第2項は、申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付・納入の方法を定めるものです。最下段の第3項から7ページの第7項までは、申請による換価の猶予の申請手続等を定めたものです。7ページの下段の第13条は、担保の徴収を要しない基準を定めるものです。

続いて、8ページの第18条は、新設の第8条第1項で地方税法の定義づけが行われたことによる改正です。第23条は地方税法に法人市町村民税における「恒久的施設」の定義規定が設けられたことや、新設の第9条第2項で地方税法施行令の定義づけが行われたことによる改正です。

9ページの第33条第2項は、個人住民税所得割の課税標準の計算方法の改正に伴うものです。36条の2第8項は、番号法施行に伴う所要の改正です。

10ページの36条の3第4項は、所得税法第203条の5の項ずれに伴うものです。第51条第2項及び11ページの第63条の2、第63条の3、12ページの第71条、第74条、13ページの第74条の2、第89条、第90条、14ページの第139条の3、第149条は番号法施行に伴う所要の改正です。

15ページの附則第4条の下線部分は、納期限の延長に係る延滞金の特例に係る規定整備で、16ページの附則第10条の2第7項は、地域決定型地方税制特例措置においてサービス付高齢者向け住宅である貸家住宅が追加されたことに伴う所要の改正です。

16ページの下段附則第10条の3第1項から18ページの9項まで、番号法施行に伴う所要の改正です。

18ページの下段の附則第16条の2は、旧3級品の製造たばこに係る特例税率の段階的廃止に伴う規定の削除です。

19ページの附則第22条第1項第1号及び20ページの第3項第1号は、番号法施行に伴う所要の改正です。

続きまして、議案書の本文に戻っていただきまして、本文の4ページの最下段をごらんください。

附則でございますが、第1条といたしまして、施行期日ですが、第8条から第17条まで、第18条、第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項、第10条の2及び第16条の2の改正規定、附則第3条第1項及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行し、それ以外は平成28年1月1日から施行というものです。

本文の5ページ、上段第2条は、徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長に係る経過措置でございます。

第3条は、町民税に関する経過措置、第4条は、固定資産税に関する経過措置でございます。

本文の6ページ、第5条は、軽自動車税に関する経過措置でございます。6ページから11ページの上段までの第6条は、旧3級品の製造たばこに係る町たばこ税の特例税率の段階的廃止に係る経過措置でございます。激変緩和の観点から実施時期については平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で行うこととしています。

また、税率の改正に伴い、税率引き上げの施行日前に売り渡し等が行われた旧3級品の紙巻たばこであって、国のたばこ税の手持品課税の対象となるものを販売のために同日において所持している卸売販売業者等または小売販売業者に対して、手持品課税を実施するというものです。

11ページの第7条は、特別土地保有税に関する経過措置です。第8条は入湯税に関する経過措置です。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第65号は、総務常任委員会に付託します。

日程第10 議案第66号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議 長（岸 祐次君） 日程第10、議案第66号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 議案第66号の提案理由を申し上げます。

議案第66号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)の施行に伴い、吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

[町民生活課長 大井 力君発言]

町民生活課長（大井 力君） それでは、改正内容につきまして、説明をさせていただきます。

吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の印鑑登録廃止の申請につきまして、番号法に伴う整備法の施行に伴い、電気通信回線において印鑑登録の廃止の申請をするときの電子署名が従前の「認証業務に関する法律」から「システム機構の認証業務に関する法律」に改正されたものでございます。

それでは、条例の改正点につきまして次のページの「吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表」にて説明をさせていただきます。

右が旧で、左が新となっております。

条例の第7条第2項中の文中、下線の部分です。「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同条第2項第1号を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書」に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行するとし、政令により、平成28年1月1日から施行するという事になっております。

よろしく申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、総務常任委員会に付託します。

日程第11 議案第67号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議 長（岸 祐次君） 日程第 1 1、議案第 6 7 号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 議案第 6 7 号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 本議案の改正内容は、番号法の施行に伴う介護保険料の徴収猶予等の申請手続に関しまして改正をするものでございます。

第 1 0 条の介護保険料の徴収猶予及び第 1 1 条の介護保険料の減免の申請を行うに当たり、現行の申請書に「氏名及び住所」を記載するとあるものに、改正案では、新たに「個人番号」を加え、改めるものであります。

附則として、「この条例は番号法附則第 1 条第 4 項に掲げる規定の施行の日から施行する。」とし、政令によりまして平成 2 8 年 1 月 1 日を施行日としております。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 6 7 号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 1 2 議案第 6 8 号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

議 長（岸 祐次君） 日程第 1 2、議案第 6 8 号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 議案第68号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

条例改正の内容は、下水道法施行令の一部を改正する政令に伴い、吉岡町下水道条例第11条の一部改正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） 平成27年9月18日に、環境省より「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、トリクロロエチレンの排出基準が1リットルにつき0.3ミリグラム以下を0.1ミリグラム以下に改正されました。

公共用水域へ排水するものを規制する水質汚濁防止法と下水道に下水を排除するものを規制する下水道法との調整を図るべく、「下水道法施行令第9条の4」に規定する下水道を使用する特定事業場に対する排出基準のうち、トリクロロエチレンに係る排出基準を1リットルにつき0.3ミリグラム以下を0.1ミリグラム以下に改正されたことを受けて、吉岡町下水道条例第11条第1項の一部を改正するものです。

新旧対照表をごらんください。

旧の第11条（10）「0.3ミリグラム以下」を、新の「0.1ミリグラム以下」に改正するものです。

よろしく願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第68号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第13 議案第69号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議 長（岸 祐次君） 続きまして、日程第13、議案第69号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 議案第69号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）について

提案理由を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,971万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,470万6,000円とするものであります。

今回の補正で、財政調整基金から繰り入れを2,131万3,000円増額し、7億2,106万3,000円といたします。これにより、平成27年度12月補正後の財政調整基金の残高見込額は22億7,012万7,000円となります。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正額と総額につきましては、ただいま町長が説明したとおりでございます。

第1条第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、これにつきましては、2ページから6ページまででございますが、補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明させていただきます。

第2条の地方債の補正につきましては、地方債の変更及び廃止は第2表地方債補正によるということで、7ページをごらんいただきたいと思います。

変更の内容につきましては、緊急防災・減債事業債（消防無線デジタル化事業）が、限度額600万円を390万円を追加し990万円とし、最下段にある防災対策事業債（消防無線デジタル化事業）は廃止といたします。一般補助施設整備事業債（社会体育館改修事業）については、限度額7,130万円を670万円追加し、7,800万円といたします。

それでは、11ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書により説明を申し上げさせていただきます。

まず、歳入でございますが、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金で障害児支援費国庫負担金492万3,000円の追加、児童手当国庫負担金296万円の追加です。また、2目衛生費国庫負担金で養育医療費国庫負担金として175万円の追加です。

また、15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金として障害児支援費県負担金246万1,000円の追加です。いずれも対象児童数などの増による事業費の追加に係る

国・県分の負担金の増です。

続いて12ページをごらんください。

最上段の15款県支出金第2項件補助金2目民生費県補助金として群馬県安心子ども基金事業（保育所等緊急整備事業）県補助金ということで、第4保育園の施設改修に伴う県補助金300万円の追加、医療福祉費県補助金については医療福祉費の伸びにより416万6,000円の増です。

最下段の16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入として、東京電力から線下補償料として168万2,000円の追加です。

続いて、13ページをごらんください。

中段の18款繰入金2項基金繰入金1目渇水対策施設維持管理基金繰入金は、小倉揚水機場における電気料の減額に伴う470万4,000円の減です。2目財政調整基金繰入金は2,131万3,000円の増額です。本補正に伴う増額でございます。

次に、最下段、20款諸収入5項雑入3目雑入として、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金が平成26年度の精算分として340万6,000円の増でございます。

次に、14ページをごらんください。

21款町債1項町債3目消防債は、先ほど説明申し上げましたように、緊急防災・減債事業債（消防無線デジタル化事業）が390万円の増額、防災対策事業債（消防無線デジタル化事業）が340万円の減額でございます。また、一般補助施設整備事業債（社会体育館改修事業）として670万円の増額でございます。

次に、歳出ですが、15ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費で、時間外手当165万円追加、共済組合負担金（特別職）155万3,000円の減、退職手当組合負担金359万9,000円の追加です。

次に、16ページをごらんいただきたいと思います。

中段の2款総務費2項徴税費1目税務総務費で、退職手当組合負担金125万1,000円の追加です。

次に、17ページ上段をごらんいただきたいと思います。

2款総務費5項統計調査費2目各種統計調査費で、時間外手当130万円の追加です。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費で、社会福祉協議会補助金408万9,000円の減額です。これは人件費の減額分です。4目老人福祉費では介護慰労金675万円の追加です。これは介護慰労金事業を介護保険事業特別会計から一般会計へ移したことによるものです。介護保険事業特別会計繰出金496万5,000円の減額は、ただいま申し上げた介護保険事業特別会計から一般会計に移しかえたことによる減額です。

6目障害者福祉費は、障害児通所支援858万8,000円の追加、障害児相談支援125万8,000円の追加です。これは対象児童数の増などによるものです。

次に、18ページの最上段をごらんください。

3款民生費1項社会福祉費7目医療福祉費で、医療費1,004万7,000円の追加でございます。福祉医療の伸びによるものです。

次に、3款民生費2項児童福祉費2目児童手当費で、児童手当の360万円の追加でございます。対象者の増によるものです。3目児童保育費で市立保育所施設整備補助金で450万円の追加、これは第4保育園の施設改修に伴う補助金です。

次に、19ページをごらんください。

4款衛生費1項保健衛生費3目母子衛生費で、養育医療費350万円の追加です。対象者及び件数の増によるものです。4款衛生費2項清掃費2目塵芥処理費で渋川広域組合負担金（ごみ運営等）537万1,000円の減です。

次に、20ページをごらんください。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費で、退職手当組合負担金200万1,000円の追加です。次に、7目渇水対策施設維持管理費で、電気料648万円の減額です。これは小倉揚水機場の電気料の減です。次に、工事請負費で、管路施設等修繕工事で277万6,000円の追加、これは小倉揚水機場のポンプ交換工事による増です。

次に、21ページをごらんください。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費で、道路維持補修工事200万円の追加です。これは緊急的な補修工事に備えての計上です。次に、最下段4目交通安全施設等整備事業費で120万円の追加です。これは外側線、ドットラインの布設など交通安全対策工事の増によるものです。

次に、22ページをごらんください。

9款消費費1項消費費2目消防施設費で、渋川広域負担金（消防救急等）351万4,000円の追加です。

続いて、23ページをごらんください。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費で、明小修繕料109万3,000円の追加です。これは校内放送システムの修繕やカーテンの補修などによる増です。

次に、24ページの下段をごらんください。

10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費で、体育施設補修工事580万円の追加です。これは明治地区児童屋内体育施設の軒樋漏水補修工事及び社会体育館外壁工事分の増によるものです。

次に、26ページから28ページは、給与費明細書でございます。

29ページは、地方債の平成25年度末及び平成26年度末における現在高並びに平成27年度末における現在高の見込みに関する調書です。

また、参考資料として本補正予算の説明資料となりますが、A4横判の17ページの別冊を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 歳出の2款5項2目3節の職員手当の中で時間外手当ということで130万円が組まれておりますけれども、これからそれをいわゆる時間外手当ということで残すところあとわずかになりましたけれども、130万円ということは、これは何人いて、これから何十時間の時間外手当を出すんですか。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総合政策課長（小渕莊作君） 2款5項2目各種統計調査費で職員手当、時間外手当ですけれども、130万円と。人数としては1人のわけですけれども、ことし、今年度国勢調査の年でありまして、国勢調査のやり方も当然今回インターネットでできるという中で、多少やり方が少し変わってきたと。大分集計するのについて戸惑っているということがありますので、その職員だけではないんですけれども、ほかの政策室の中の職員も手伝ってはおりますけれども、それでもまだ足りないということで、庶務行政室のほうの職員も毎日手伝っているわけですけれども、それについてもここは統計だけですけれども、一般管理費のほうでもやはり同じように時間外手当も出しておりますので、そちらのほうについても総務政策課の職員の時間外手当ということでございます。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それは流用ということなんですか。それは節だからどっちに回してもいいと。これを単純に説明すると1人で、実はこのやっている人は1人なんだけれども、いや、それを何人もで手伝うからということなんですかけれども、じゃあ何人手伝うんですか。そして、その130万円の時間外手当ですから、それでもことしももう残すところあとわずかです。その中で130万円払うわけですから、1人頭どれだけ払うんだか知りませんが、じゃあその何人いて、何時間で130万円になるんですか。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 15ページに一般管理費でやはり時間外手当165万円というのが計上されておりますけれども、統計の業務を手伝っている職員は当然総務政策課、私を入れてまして11名いるわけですが、当然管理職については時間外手当はつかないわけですが、交代で毎日手伝っているわけですが、統計の職員以外は一応一般管理費の中の時間外手当、当然政策室ではことしは総合戦略の策定ということもあります。今年度はまたマイナンバー等で情報セキュリティーの関係も当然絡んではおりますけれども、そういったことでそれぞれの担当は担当でそれぞれの業務を行いながら、日中も手があいているときには手伝いながら、また夜は夜、また土日等も出てきてやっている。そういったやり方をしておりますので、統計のほうはあくまでも1人で、時間についてはちょっと今のほうでは手元に資料を持ってきておりませんので、時間についてはちょっとお答えできません。よろしく願います。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 今回の回答ですと、一般管理費のほうでも165万円の時間外手当ということは、両方足しますと295万円ですよ。もう残すところあとわずか3月です。わずか3月でこれだけの金を払っているんですから、何人いるんですか。

それとこれからそれぞれの職員がこれから1日何時間の残業をするとこの数字になってくるんですか。というのは、だって腰だめで出したわけではないでしょう。幾ら仕事が忙しいからといったって、これは労働者ですから、のべつ幕なしに本当に夜中まで働いているというわけにはいきませんから。そうすると残業といえども限られた時間ですよ。そうしますと合わせますと295万円ですよ。何人でやっているか知りませんが、だからその根拠になる人数、そうするとその人数で1人、平均には割りにくいんでしょうけれども、少ない人はどれくらい多い人はどのくらいの残業になってくるのか。というのは、これは職員の健康とかそういうものにかかわる大きな問題ですから、当然額のことまでありますけれども、そういうことまで見ていかなければなりません。今までの2回の回答ではまだ十分納得できる回答ではありません。どうも3回目に聞いたけれども、私どもが納得できる回答にはならないと思いますけれども、とりあえず私が納得できる回答をしてください。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 統計の業務を手伝ったり、また、総合戦略をいわゆる政策室の業務を手伝ったりする職員というのが庶務行政室は室長を入れると6人でありまして、時

間外がつくのは5人、5人が政策室の業務を分担しながら手伝っていると。統計の担当職員については、ある月では100時間を超えた。100時間を超えない月もあるわけですがけれども、90時間とか、そういったかなりの時間数を勤務していると。当然政策室は室長入れて4名おりますけれども、室長は当然時間外がつかないわけですがけれども、ほかの2人の統計担当でない職員についても今も毎日夜10時とか12時とかという形で手伝っていると。庶務行政室については、一応8時まで手伝ってくれということに来ております。庶務行政室については、毎日2人の職員が交代で手伝っていると。当然管理職についても手伝っているわけですがけれども、そういったことで統計については、今月25日までが報告する期限でございますので、このちょうど議会が終わるところになると、大体ある程度めどはついてくるかなと感じておりますので、そこまでいけば統計については大分落ちついてくるのかなというふうには考えております。

まだ、総合戦略等もありますので、これからまだまだ政策室についてはそういったことで残業が2時間ぐらい勤務をしないと間に合わないのかなという感じもしておりますけれども、どれだけの時間を見込んだかというのをちょっと私、今手元に持ってきておりませんので、それについてはまた改めて総務委員会に付託されるようであれば、そのときにお答えしたいと思います。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 27ページの職員手当の内訳の中の時間外勤務手当が補正前に比べて369万円ふえておるわけです。当初予算は幾らかわかりませんが、もう一度小池議員の質問に関連して聞きたいんですけれども、369万円の国勢調査にかかわる時間外が130万円なんですか、それとも369万円の中で国勢調査にかかわる費用、時間外は金額にして幾らぐらいだったのか。お願いします。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 国勢調査は今現在やっているわけですがけれども、当然、その国勢調査にかけて130万円という形で見込ませていただいたわけですがけれども、その残りは当然それ以外の一般管理費以外、また一般管理費を含めたほかの部署のものもあるわけですがけれども、統計については130万円ということでございます。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 補正の金額が当初予算に比べてということではなくて、補正前に比べてな

んですけれども、比率からいうと2割を超えている金額になるわけですね。であるならば、当初予算としてある程度の金額を計上しておくべきものではなかったかなというふうに思うんですね。プラスマイナスがあるでしょうから、そこら辺は補正のほうに委ねるとして、基本的な考え方として2割を超える補正というのは少し異常ではないかなというふうに思うんですけれども、そもそも当初予算に盛り込んでおくべきではなかったかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 議員のご指摘についてですけれども、ことしの国勢調査のやり方というのは今までとはまた違っておりますので、特にインターネットが始まったというのは今回本格的に取り入れられたということと郵便で回答する方ということもありますけれども、その郵便で回答する場合は直接吉岡町役場に回答の郵便が届くということではなくて、埼玉の国が業務委託している会社があるわけなんですけれども、そちらに一旦届いて、それからまた役場のほうに配達されてくるわけで、多少ちょっとその辺でトラブルといいますか、埼玉からこちらに届く郵便物が毎日データで先に送られてきて、それをその後物が届くわけなんですけれども、そこら辺で少しトラブルが群馬県内で出まして、そのことも当然時間外に反映されてきているわけで、当然、当初の段階でこういうふうになるというのはちょっと見込みができなかったという中で、今回のような時間外が発生してしまっているというふうに考えております。

確かに、最初からもう少し余裕を見て、最初に国勢調査というものの時間外をとっておけばそれはいいのかなと思いますけれども、従来からするとこのぐらいで間に合うだろうと、過去の5年前の統計調査、国勢調査をしたときと比べると、かなり事務が煩雑になっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 17ページの社会福祉費の老人福祉費介護慰労金675万円についてお尋ねします。

県が審議会の答申を受けて、やめてしまったと。それに係るものとして町が負担をするということを新聞の報道で知ったんですけれども、これに対して町村会ですかね、その辺で、県のほうで働きかけていると。要するに県のほうの補助ということで従来どおりやるようにということで要請をしているというふうなこともまた新聞の報道に書かれておりましたけれども、その辺の要請の動きというのを少し説明していただけないでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 私のほうから知っている限りを報告させていただきます。

市、町村会は、いわゆる今平形議員が言われたように、これはないだろうということで、今までどおりいわゆる県のほうで補助していただけないかというようなことは市も出しました。そういったことで、市、町村が協力してやっていこうじゃないかということは言われておりますが、結果が今どうなっているかということはまだ聞いておりません。そういったことで、いわゆる違う面においてもいろいろなことではしごを外される場面が大分出てきているのかなというようなことで、そういったことも県のほうには随時町村会、市ということで、話はしているというのは事実だと思います。そういったことで今のところは、どうなっているんだと言われても、いわゆる今まで県が出していただいたお金は来なくなつたと。町が一般会計から出すというようなことは事実でございます。そういったことで、これがいつ改善されて、またもとに戻るかということは、今のところちょっとわかっておりません。

議 長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第69号は、総務常任委員会に付託します。

日程第14 議案第70号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)

議 長（岸 祐次君） 日程第14、議案第70号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第70号について提案理由を申し上げます。

吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,283万7,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） 議案書7ページをごらんください。

歳出第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目総務管理費85万円の追加です。内訳は、消費税の補正になります。したがって、歳入歳出それぞれ85万円を追加しまして、歳入歳出それぞれ1億6,283万7,000円となる補正であります。

よろしく願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第15 議案第71号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（岸 祐次君） 日程第15、議案第71号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 議案第71号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

議案第71号補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ831万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,940万8,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただけますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 今回の補正の内容につきましては、今まで一般会計で実施しておりました、先ほどご質問もいただきました介護慰労金事業の県補助金が昨年度で終了したことによりまして、今年度から介護特会にて移行し、実施することといたしました。が、介護保険事業での対象範囲が示されまして、厳しい基準であるものでございます。

町の基準では、在宅介護から離れた機関、例えば、ショートステイの利用、また入院等により外泊、この期間が年に100日まで有効でありまして、対象となっております。しかし、介護保険事業での基準では、介護サービスを利用された期間が7日までと非常に厳しく、対象者がほとんどいないことから、逆に介護特会の運営を圧迫させることとなりますので、一般会計の事業に戻すことといたしました。そのほか、介護保険の給付費の居宅サービス費の減額、施設サービス費の増額等が主なものでございます。

それでは、補正予算書の主な内容につきまして説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳出から説明をさせていただきます。1款総務費の第1項第1目一般管理費の2万9,000円の増額は、第三者行為に係る国保連の求償事務の手数料でございます。第2項の第1目賦課徴収費の2万1,000円の増額は、督促状等の郵便料とコンビニ収納の手数料でございます。

次に、第2款保険給付費の第1項介護サービス等諸費第1目居宅サービス給付費は900万円の減額、第3目の地域密着型サービス給付費は400万円の減額、第5目の施設サービス給付費は810万円の増額です。介護サービス等諸費全体では477万7,000円の減額となります。

11ページをお願いいたします。

第2項の介護予防サービス等諸費第6目の介護予防住宅改修費は88万1,000円の増額、第7目の介護予防サービス計画費は48万5,000円の増額です。介護予防サービス等諸費全体では136万6,000円の増額となります。第4項の高額介護サービス等費は3,000円の増額です。

第2款の保険給付費全体では340万8,000円の減額となりますが、10月末までの給付状況、また今後の給付状況を予測した補正としております。

12ページをお願いいたします。

第4款の地域支援事業の任意事業費675万円の減額は、先ほどご説明をいたしました介護慰労金に係る減額でございます。

13ページをお願いいたします。

第6款の諸支出金は、所得修正申告者に対する過年度分の保険料の還付金を5万円増額補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入のほうの説明に移らせていただきます。第2款国庫支出金の第1項第1目介護給付日負担金、第3款の支払基金交付金の第1項第1目の介護給付費交付金、8ページ第4款県支出金の第1項第1目介護給付費負担金及び第6款繰入金の第1項第1目介護給付費繰

入金の減額は、歳出の保険給付費の減額に伴う減額補正でございます。

7ページ戻りまして、第2款国庫支出金の第2項第3目地域支援事業交付金、8ページ第4款県支出金の第2項第2目地域支援事業交付金、第6款繰入金の第1項第3目及び9ページの第4目第2節地域支援事業繰入金の減額は、歳出の地域支援事業費の減額に伴う減額補正でございます。

8款の諸収入の28万5,000円は、前年度の介護認定審査会の精算による増額補正でございます。

14ページをお願いします。

歳出の第6款諸支出金の第2項第1目一般会計繰入金で、この精算しました増額を一般会計へ戻します。

最後に、13ページをお願いいたします。

第5款基金積立金へその歳入歳出の差額146万円を積み立てるものでございます。

以上です。よろしくをお願いします。

議 長(岸 祐次君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長(岸 祐次君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第72号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)

議 長(岸 祐次君) 日程第16、議案第72号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長(石関 昭君) 議案第72号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,574万7,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長(岸 祐次君) 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 今回の補正内容につきましては、人間ドック補助金の増額と平成26年度分の広域連合負担金の返還によるものでございます。

補正予算書の7ページをごらんください。

歳出の説明をさせていただきます。第1款総務費の一般管理費19節負補交で16万円の増額補正です。これは人間ドック受診の補助金を当初予算では1人当たり2万円、17人分を予定しておりました。金額にして34万円といたしました。現在、15人の方が申請しているところであります。今回8人分を追加するものでございます。これに伴い、6ページ、歳入の4款諸収入の人間ドック補助金で広域連合から増額の16万円を増額補正するものでございます。次に、第6目の雑入で、平成26年度決算に基づく広域連合市町村負担金の精算に伴う超過分の返還金28万1,000円を計上し、7ページ、歳出の第3款諸支出金のところで一般会計繰出金で増額の28万1,000円を一般会計へ戻します。

以上、よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17 議案第73号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（岸 祐次君） 日程第17、議案第73号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第73号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出におきまして、支出で14万円の追加補正をお願いするものであります。

詳細につきましては、上下水道課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） 議案書の2ページをごらんください。

収益的収入及び支出におきまして、支出第1款水道事業費用第1項営業費用第1目配水及び給水費におきまして、手当14万円の追加でございます。内訳は、時間外勤務手当になります。

よろしくお願いいいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号は、産業建設常任委員会に付託します。

散 会

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時50分散会

平成27年第4回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成27年12月8日（火曜日）

議事日程 第2号

平成27年12月8日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	富岡輝明君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	大塚幸宏君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

開 議

午前9時30分開議

議 長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名でございます。定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日と明日の両日、一般質問を行います。通告のあった9人のうち、本日は5人の通告者の一般質問を行います。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により、会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（岸 祐次君） 日程第1、一般質問を行います。

2番大林裕子議員を指名します。大林議員。

〔2番 大林裕子君登壇〕

2 番（大林裕子君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、初めに子育て支援についてお伺ひいたします。

吉岡町は人口がふえている町として、県内はもちろん県外にも知られております。前橋、高崎の通勤にも便利であり、商業施設、娯楽施設にもほどよい距離であり、若いご夫婦が新しい家を建てて移り住むことが多いと思います。

平成26年度の主要施策の成果説明書を見ますと、町において特に多い年齢層として30歳から44歳、そしてゼロ歳から15歳未満が挙げられると思います。この方々はまさに子育て世代と子供世代であります。この2つの世代を合わせた人口の割合は町の全人口の約40%を占めており、町の将来にとって大きな力となるものであります。

そこで、町においてこれからの人口構成の動向はどのように把握しているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。朝早くから大変ご苦労さまでございます。

師走に入りまして、いよいよことしも残り1カ月を切りました。そういった中、本日より2日間、9人の議員さんより質問をいただくわけでありまして。精いっぱいの答弁をさせていただきます。

初めに、大林議員より、子育て支援についてのご質問をいただきました。

吉岡町の子ども・子育ての基本的な考えは、子育てをめぐる環境や基本的な考え方に大

きな変化はないことから、従来の次世代育成支援行動計画を引き継ぎ、「子どもたちの夢育てるまち吉岡。子育て・夢育て吉岡ナンバーワン」を基本理念としております。

子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則であり、「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものでもあります。かつ、子供一人一人が本来持っている育つ力を伸ばすことだと思っております。

子供は社会の希望であり、子供たちの笑顔は私たちみんなに力を与えてくれます。本町の将来を担う子供たちが楽しく、たくましく育ち、将来への夢を持ち、自立した責任感あふれる人となり、さらに次世代を育てていく社会づくりが求められます。

これまでの子育て支援に加えて、子ども・子育ての充実に向けて、今後も進めてまいりたいと思っております。

ご質問の「吉岡町における人口構成」につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕荘作君発言〕

総務政策課長（小渕荘作君） 本町の人口は、昭和55年の1万1,501人から平成22年には1万9,801人と、30年間で8,300人、1.72倍に増加しております。

年齢3区分別人口比率の推移を見ますと、年少人口、ゼロ歳から14歳まででございませけれども、年少人口は増加しているものの、昭和55年の22.9%から平成22年には16.5%に減少しております。一方、老年人口、65歳以上でございませますが、昭和55年の9.9%から平成22年には19.6%となっております。

率が思ったよりも年少人口については減少し、また老年人口については増加しているわけでございますけれども、人口が増加していることから、年少人口については思ったほど伸びなかった、むしろ減少しているという現象は見られるわけでございますけれども、将来の人口構成についてのご質問でございますけれども、現在策定中の人口ビジョンにて検討を進めております。住民の方には年末からの実施を予定している人口ビジョンのパブリックコメントで示していきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2番（大林裕子君） ただいまのお話で、人口全体からすると高齢者の伸びがやはり多いということ、そしてゼロ歳から14歳は伸びているけれども、全体の割合の中では伸びが減少しているということだったと思いますが、若い世代も増加しているということで認識してよろしいのでしょうか。

そのような中で、今年度出された子ども・子育て支援事業計画では、ゼロ歳児の人口が31年度までの推計で毎年210人前後を予想しております。ところが、去年、26年度

を見ますと、予想においては26年度203人でしたけれども、実際生まれた赤ちゃんは265人と、予想を63人も上回る状況でございました。また、ことしも大分お誕生しているお子さんが多いということも聞いております。そういった中で、やはり赤ちゃんを育てる子育て支援は、町にとっても重要な施策だと思います。

そういうことを見まして、近年の吉岡町の出生率についてでございますが、出生率の動向、また近隣の市町村についても、おわかりであれば教えていただきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵 荘作君発言〕

総務政策課長（小淵 荘作君） 合計特殊出生率、1人の女性が一生の間に産む子供の数でございますけれども、合計特殊出生率の推移を見ますと、平成5年から9年までの5年間と、平成15年から19年の5年間を比較しますと横ばいで推移してまいりました。しかし、平成20年から平成24年は低下しております、1.49となっております。人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っているということでございます。

ただし、平成20年から24年における合計特殊出生率を全国または群馬県、また近隣の市町村と比較した場合、全国が1.38、群馬県が1.46でございます。また、隣の榛東村においては1.37、また渋川市においては1.35、そして前橋市においては1.42というぐあいになっております。本町の合計特殊出生率は、そういった市町村、また全国、また群馬県から見ますと、高い値となっております。

将来の合計特殊出生率についても、現在策定中の人口ビジョンにて検討を進めております。人口構成と同様に、住民の方には年末からの実施を予定している人口ビジョンのパブリックコメントで示していきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2番（大林裕子君） ありがとうございます。出生率におきましても、全国、それから県、また近隣の市町村と比べましても、吉岡町は高い数値であるということ、それはまだまだ必要な出生率には達していないということでございますが、そういった出生率を考えますと、やはり子育てについて町の施策が大事になるかと思っております。

家を建てて町に移り住んだ方は、核家族の方が多く、地域とのつながりもまだ希薄と思われれます。そのような中、子育てをしている若いお母さんたちがふらりと立ち寄り、子供と一緒に遊んだり、不安や悩みを話し合える同じ世代のママ友と出会ったり、経験豊富な

先輩ママと話をしたり、さらに専門的な知識を持った保健師さんに相談することができる場所があること、そしてそれらが日常的にできたら、子育てママにとって、どれほど安心をもたらすものとなるでしょうか。

現在、町においても熱心に支援が行われていることは存じていますが、子育て事業についてどのようなものがありますでしょうか。お聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 町の子育て事業の現状はということで、子ども・子育て支援のアンケート調査では、子育てが楽しい、子育てによって自分も成長できるという意見が大多数あります。一方では、子育てに悩み、いらいらすることがある母親も多く、父親の多くは育児や子供の教育に十分に参加できていません。

子供が育つ一番重要な基盤は家庭にあると思っております。子育てをする全ての男女が、自分の仕事や生活を大事にしながら、ゆっくりと子供と向き合う時間を確保し、育児や子供の教育を行えるよう、「男性も女性も仕事と生活が調和したまち」になればと努力をしているところでございます。

子育て支援事業の現状につきましては、健康福祉課長に答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 町の子育て相談の状況につきまして、答弁させていただきます。

保健センターにおいては、マタニティー学級を年3回、パパ・ママ学級を年4回、子育て教室を年6回、子育て相談会を年24回、その他わくわく遊びを年12回、母乳相談を年12回実施しております。

そのほか、児童館ではサロン事業や、第4保育園が実施している地域子育て支援センター、民生委員児童委員協議会が老人福祉センターを利用し子育てサロンを年12回、また南下におきましては民生委員を中心とした子育てサロンを行っております。これにつきましても年12回行っております。

また、「よしおか健康No.1ダイヤル24」の電話相談におきましては、育児相談も実施しております。

現状としましては、このような状況でございます。

議長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2番（大林裕子君） 町としてもいろいろなところにおきまして力を注いでいただいていること、細かに聞かせていただきました。そういった中におきまして、本当に子育ての支援体制が

整い、力を入れていただいていること、大変感謝いたしております。

私の知り合いにも、お子さんが2歳のときに吉岡に移り住み、「毎日のように保健センターに通っていた。そこがあったから今このように何とか過ごせた」という方がいらっしゃいました。また、実際、子育てに悩み、どうしようもない感情を保健センターに駆け込み、相談に乗ってもらったという話も聞いております。子育てにとって本当に大切な拠点になっていることがわかります。

さらに、現在行われている助産師による第1子への乳幼児訪問も、初めてのママにとっては、悩みを聞いてもらえる、それも自分の赤ちゃんだけを見ながら相談に乗ってくれることが安心感を与えるものだと思っております。しかし、まだもっとそれを広げていく必要があるのではないかと思います。

ことし3月にまとめられました町子ども・子育て支援事業計画に、町の子育て環境の満足度についてアンケートをとった結果が載っております。就学前においては、満足が30.9%、どちらとも言えない、不満、大変不満においては65.9%になっております。半分以上の方が子育ての環境に満足していない残念な結果となっているわけでございます。

また、一方、町で行っている月2回の子育て相談会において、平成24年度には54件だったものが、平成26年度には88件にふえています。そのほか、健診時にも相談があると思いますが、乳幼児に関する全体の相談件数やその内容についてはどのような傾向があるのでしょうか。お聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましても、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 平成26年度におけます乳幼児の健診での相談は、心理士への個別相談が155件、栄養相談が513件、保健相談は825件でした。

その内容や傾向につきましては、心理士への相談は、子供の困った行動に関しまして、叱ってとめるべきか、見守っていればいいのかなどの「しつけに関する質問」が多くありました。

育児不安に関する訴えも多く、核家族化で親戚が遠く、母親が1人で悩んでいる、そういったケースが多くございます。そういった中で、母が精神疾患など抱えて育児をしている、そういった方への継続的な自宅訪問・電話・来所相談などを中心とした支援を行っております。

また、「よしおか健康No.1ダイヤル24」の電話相談の内容は、発熱や感染症に関する

家庭看護に占める割合が上位を占めている状況であります。以上です。

議 長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2 番（大林裕子君） いろいろな悩みを持った、やはり若いママさんたちが核家族ということで悩みを相談できないでいるということも多いのかと、今のお話でわかると思うのですけれども、そういったことへ対しての支援体制を広げることで、子育てママ・パパのストレスを解消したり、悩みを相談したりする機会がふえ、幼い子どもへの虐待、あるいは発達障害の早期発見にもつながるのではないかと思います。

そこで、ぜひ、いつでも行ける支援の場をふやしてはいかがでしょうか。例えば学童の施設は午前中使っていませんので、あいている時間を子育て支援に利用することはどうでしょうか。あるいは上野田ふれあい公園は、芝生も整い、きれいな公園です。外遊びにはうってつけの場所で、そこに遊具と中遊びもできる施設をつくれば、天候に関係なく遊んだり、ママさん同士話をしたりと、子育ての輪ができると思います。

さらに、今後地域包括ケアシステムの整備が必要になってくるわけですが、その一環としてお年寄りの生き生きサロンと一緒に抱き合わせで活動することも大変有効なことだと思います。これからを担う若い世代の子育て支援体制について、町としてのさらなるお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましても、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 先ほど児童相談における内容を報告いたしました。

イクメンがささやかれる時代となり、父親が育児に参加するときとなってまいりましたが、まだまだ母親の育児に対する精神的な負担は大きいものがございます。この負担を少しでも解消できるよう体制を整えて、さらに進めていきたいというふうに考えております。

今後も保健センターを拠点としまして進めていきたいというふうに考えております。いろんな施設もございますけれども、それにつきましても検討しながら考えていきたいというふうに思います。以上です。

議 長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2 番（大林裕子君） ありがとうございます。保健センターを拠点としてさらなる体制を整えていくということによろしいのでしょうか。

厚労省から出ておりますホームページがあるのですが、その中には、広場型、センター型、児童館型といった地域子育て支援拠点事業のこういった案内があります。その中の広場型について見ますと、平成14年には実施主体を市町村とする集いの場事業が国庫補助事業として創設され、平成19年度には全国で900カ所余りとなっています。広場のスタッフは有資格者である必要はありません。訪れる親子の不安感や緊張感を理解し、温かく迎え入れる雰囲気づくりが求められているのが広場です。そして、子供や子育てに不安を持つ親子に寄り添う、そういった役割を持っているものであります。開設場所としては、空き店舗やショッピングセンターなど生活に密着した場所に立地しているのも特徴的です。生活の場面で気軽に参加できること、誰にでも開かれた場であることが大切だということ、ということで、こういった支援のやり方、拠点のつくり方もあるということでご紹介をしたいと思います。

ぜひ、厚労省も妊娠から子育てまでを通して母親の相談に乗る「子育て世代包括支援センター」を設置するよう、各自治体に呼びかけている現状もありますので、その地域に根差した子育て支援を充実するとともに、その情報をより発信していくことで、さまざまな人たちと触れ合い、親も子も心豊かに過ごせることと思います。町で熱心に支援体制を整えていただいておりますが、またさらなるアイデアと力を入れていただきますことを望んでおります。

次に、インフルエンザ予防接種についてお伺いします。

寒さとともに毎年猛威を振るうのがインフルエンザです。爆発的、あるいは根強く流行して、学級・学校閉鎖を引き起こします。そこで、たしかインフルエンザ予防接種は一斉に接種していた時期があったと思うのですが、なくなった理由についてお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 季節性のインフルエンザワクチンによる社会全体の流行阻止は困難であるとの理由から接種率が急激に減り、平成6年から子供に対する義務規定ですが、これにつきましては臨時予防接種に位置づけられたということで後退をしているような状況であります。インフルエンザの予防接種は、これによりまして任意ということになりました。

その後、平成13年から高齢者に対する個人の発症・重症化防止を目的にしまして比重を置いた、本人希望によりますB類の定期接種というふうな形のものを現在行っているような状況でございます。以上です。

議長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2 番（大林裕子君） そうしますと、保護者の方の考えのもとに行っていくということで、そのインフルエンザの予防についてはそれにお任せするということでよろしいのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 先ほども申し上げたとおり、国のほうも積極的のほうから任意という形で、やはり子供に対する免疫的なもの、そういったところのことを考えまして、そういった任意という形になっております。以上です。

議長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2 番（大林裕子君） ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

次に、船尾滝周辺の整備についてお伺いいたします。

船尾滝は、町の観光資源として、またシンボルとして広く町民に親しまれてきております。町の観光案内に限らず、町関係の資料や紹介本には、必ずと言っていいほどその写真が載っております。しかし、船尾滝周辺はその岩盤がもろく崩れやすいことで、これまでも大変な整備事業がなされてきました。そして、近年、豪雨により土砂が流出したり落石の危険があったりということで、車での立ち入りを禁止している状況であると思いますが、現在の船尾滝周辺の現況を教えてください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 大林議員のほうから、2番目といたしまして、これまでの整備と今の現状ということでご質問をいただきました。

船尾滝は、古来より町を代表する景勝地として、町内はもとより、近隣市町村に知られております。議員おっしゃるとおり、町を紹介するパンフレットや観光案内板、そして高速道路上の表示にも船尾滝をあしらったデザインが採用されるなど、吉岡町のシンボルになっております。

近年では、たび重なる異常気象による豪雨の影響により、地盤が緩み、崩壊が起りやすくなっております。船尾滝への遊歩道ののり面の崩壊のみならず、進入する道路においても、谷を伝い、砂れき等の流出が進んでおります。落石の危険性もあることから、現在は車の乗り入れを制限をしているところでもあります。

そのため、県に対し治山事業を要望し、谷どめや植生の吹きつけ工事などを進めることにより、周辺の保護を図っておる状況でもあります。

なお、車の進入を制限している箇所・区間につきましては、現在、年2回程度、土石や

落ち葉等の清掃を行っており、歩いて入っていただくことを前提に、引き続き周辺環境の整備を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2番（大林裕子君） ありがとうございます。断続的に県に申し入れたりということで、治山事業をしていただいている、あるいは町で土石あるいは落ち葉の取り除きをしているということで、整備をなさっていつてくれているということで、私も先日行ってまいりました。船尾滝の駐車場へ行くまでも本当にきれいに整備されていまして、手が入っているなど実感しておりました。私が行ったときはちょうど紅葉の時期で、1時間半ほどの間に5組ほどの観光客が来ていました。カメラを担いだ方、年配のご夫婦、そして親子連れ。下の駐車場からつえをつきながら年配の方は上ってきていらっしゃいました。紅葉が見事で、船尾像の周辺はもみじのじゅうたん。そして、見えてきた船尾滝。桜の時期や新緑の時期は見事な景色だろうなと思いつながら歩いていました。

現在、滝の右側の上のほう、渋川市側で流出した土砂を搬出したり、崩落を防いだりと工事をしております。この場所の工事が完了してこない、吉岡地内の整備もできないだろうと思います。船尾滝周辺は吉岡だけで整備できるものではないと思っております。

先日、渋川市との連携協定を締結して、その中の1つに伊香保温泉を中心とした広域観光ルートの構築があったと思うのですが、まさしく駒寄インターから伊香保への観光ルートの一環に、この船尾滝があると思います。このような中、船尾滝周辺を今後どのようにしていくのか、お考えをお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） これから船尾滝周辺をどのようにしていくかということにつながりまして、渋川市との連携協定に先行して行っている活動を紹介させていただきます。

吉岡町第5次総合計画に掲げる4つのシンボルプロジェクトの第1のプロジェクトである「よしおか再発見プロジェクト」では、地域資源の活用と伊香保温泉との連携を核にした「渋川、伊香保、吉岡観光トライアングル」を構想し掲げております。これらの構想は、近く実現が見込まれる駒寄スマートインターチェンジの大型化によって達成できる目標ではないかと思っております。また、高崎渋川線バイパスの開通は、伊香保へ向かうお客様への周遊性を高めるきっかけとなっております。結果はすぐに出ないかもしれませんが、総合計画の「観光トライアングル」については、伊香保温泉観光協会や水沢うどん組合、渋川市にも説明し、吉岡町振興公社にお願いし、広域周遊マップの作成にも結びついております。

ここ数年、おっきりこみ街道が、NHK、群馬テレビ、民法放送各社で放送され、観光トライアングルの一端が全国ネットでも発信されました。具体的な効果は測定しておりませんが、吉岡町のことが皆さんの話題にのり始めていると感じているところでもあります。

また、伊香保温泉観光協会や渋川市と積極的に一体となって行った観光PR活動は、毎年5回程度実施しております。関越自動車道パーキングエリアでの観光PRと農産物の直売、JR高崎駅での観光PR活動と農産物の直売などを行っております。

年明けて1月末には、駒寄パーキングエリアでの合同観光PR及び物産館「かざぐるま」による野菜の試食販売を予定しております。

船尾滝周辺の位置づけにつきましては、この観光トライアングルの中の観光スポットとして位置づけ、周辺観光と組み合わせて楽しんでいただく場所として整備をしていかなければならないと思っております。

先ほど大林議員のほうから、紅葉の時期にちょっと散策をしたということでもあります。この吉岡町にとって随一の観光である船尾滝ではないのかなと私も思っております。そういったことで、これからも安心・安全に努めながら整備をしていきたいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2番（大林裕子君） ありがとうございます。船尾滝を含めたその観光トライアングル、そしてその中でさまざまな観光スポットとしての中に船尾滝が位置づけられているということで、町としてもこの船尾滝を大事にしていきたいということで、そうすると、ますますこの船尾滝の環境を整えていかなければならないのでは、必要性が出てくると思いますが、ぜひ計画を立てて渋川市、そして県の協力も得ながら取り組んでいただきたいと期待しております。よろしくお願いします。

そして、先ほど町長さんのお話にもありましたように、水沢観音、水沢うどん、それから水沢群馬線を榛東方面へ行きますと、人気の商業施設もあります。こういった、先ほども町長さんがおっしゃられた観光トライアングル等、そういったものをもっと活用・発展していくためには、観光に特化した係を設置するなど、観光に力を入れていく、そういった体制づくりも必要なのではないかと思いますのでございますが、いかがお考えでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、重なる部分があるかと思っておりますけれども、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） まず、船尾滝の観光資源としての位置づけでございますけれども、車で滝を身近に見られることにより、観光資源としての船尾滝の活用が進むことも魅力的でございますけれども、あえて歩いて入っていただくことによりまして、自然と親しんでいただくことも、船尾滝の魅力であると考えております。

さきの観光トライアングル構想も、周辺市町村を巻き込んで、周辺施設との連携による相乗効果を狙っての発案でございます。そして、これといった観光資源がないと言われておりました吉岡町ですが、小さな魅力をたくさん組み合わせることによりまして周遊性を高め、何度も訪れてもらえる、魅力あるまちづくりを町民の皆様と一体となって進めていくことも重要であると思っております。

ここ数年、今後の物産振興や観光振興のために、ふるさと再発見ウオークや、物産PR事業など、一つ一つ実績を積み重ねてきております。このような活動を通じまして、まずは地道に地域の皆様が「地域をPRする。商品としての価値を売る」という意識を持ちながら行っていくことが重要であると考えております。よろしくお願いをいたします。

議長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2 番（大林裕子君） ありがとうございます。船尾滝の整備、細かなところですが、やはり滝が見られる、駐車場から幾らかでも見られると、駐車場に来て帰ってしまう方も結構いらっしゃるんですね。そういった方がもっと上まで行ってみようという、そういうことにもなりますので、大変重要なことだと思います。よろしくお願いをいたします。

そして、先ほども申しましたが、その観光に力を入れるということで、やはり観光に特化した部署と申しますか、そういう体制をつくっていくことも大事かと思っておりますので、今後お考えいただければと思っております。そして、船尾滝、点ではなく、線と面で観光資源を盛り立てていただく町のシンボルとして整備していただくということで、これからもよろしくお願いをしたいと思います。

次に移りたいと思います。

高崎渋川バイパスに関連した事案でございます。

高崎渋川バイパスの3期工区工事が、小倉地区を横断し渋川との境に進んできました。また、現在、県道南新井前橋線が旧高渋線までの工事を進めていて、駒寄スマートインターの大型化とともに平成29年度に完了し、さらに高渋バイパスまでつながるとも聞いております。そうしますと、吉岡のみならず渋川方面からも駒寄スマートインターへのアクセスが大変便利になります。

現在バイパス工事が進んでおります渋川市との境界地点には、小倉工業団地と渋川有馬

企業団地があります。この一帯は、バイパスが通過することで、先ほども申したように、駒寄スマートインターへのアクセスもよくなること、また渋川方面に目を移しますと、国道17号線、さらに上信道ともつながるといふことで、工業団地にとって交通の利便性がよくなり、さらなる発展が見込まれると思うのですが、どのように町としてはお考えか、お聞かせいただきたいと思ひます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 大林議員のほうから、小倉工業団地周辺の今後の展開についてといふことでご質問をいただきました。

小倉工業団地につきましては、現在2社が進出しており、隣接する渋川市、有馬企業団地とともに発展が見込まれる地区でもあると思っております。

町といたしましても、企業の誘致につきましては、現在改定中の都市計画マスタープランでも工業地域エリアとして位置づけており、駒寄スマートインターの大型車対応化事業や県道南新井前橋線、県道高崎渋川バイパス、先ほど申されたとおり、国道前橋渋川バイパスなど、平成28年度から29年度にかけて完成予定になっております。結果、議員ご指摘のとおり、町及び周辺の幹線道路網の整備によりさらなる発展が見込まれる地域ではないかと思っております。

今後、企業を誘致できる環境を整えていきたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2 番（大林裕子君） ありがとうございます。この小倉工業団地、これまで以上に広がりをお考えをいただくといふことで、大変ありがたいと思ひます。

この小倉工業団地は、上小倉で13.8ヘクタールの用地面積があります。町内においては、最も拠点性が高いと現時点で言われております。先ほどの交通・流通の面においても利便性があり、さらに近くには小倉沈殿池、通称3万トンと言われる水源もあることを考えますと、これから企業の誘致に期待できることと思ひます。ぜひ小倉地域の自然環境と調和できるような工場、あるいは施設の広がりを期待したいと思っております。

そして、この小倉工業団地と並んで、先ほど来話が出ております、渋川有馬企業団地があります。この2つの間を渋川の市道と町道庚申塚5号線が走っております。そこで、この工業団地の環境をより整えるためには、町道の拡幅が望ましいと思ひます。さらに、沿道にお住まいの方からは、側溝にふたがなく枯れ葉もたまり、大雨が降ると水があふれ、敷地内に入ってきてしまうといふ苦情も上がっております。この庚申塚5号線の北約500メートルまでは渋川市の市道で、道路が既に広がっているためであります。工業団地を

含め、道路拡幅についてのお考えをお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ただいまご質問いただきました、町道庚申塚5号線の拡幅整備ということで答弁させていただきます。

この問題につきましては、思えば今から20年前ぐらいから、どうにか渋川と連携を図りながら広げていこうではないかということが再三話に上っていたということが現実であります。

そういった中におきまして、今回高崎渋川バイパスが開通することによって、この地域は先ほどから申されたとおり、渋川の企業、そしてまた小倉工業団地について開発するには、この道をあけない限り、ちょっと開発は難しいのかなというように私も思っております。

そういった中におきまして、今渋川と連携というようなことで、いろんなことで連携しながら事業をやっていこうというような話も持ち上がっております。もちろんこの地域にも入るのではないかなというように思っております。

そういった中におきましては、今、先ほど申されたとおり、渋川地区はもう500メートル、上の方までは広がっているということではありますが、吉岡地域は約400メートルがあろうかと思っております。この地域におきましても、吉岡町だけで工事をすることになると莫大な金がかかるのかなというようなこともありますけれども、いろんな面で渋川市とも連携を図りながら、この庚申塚5号線が有効に利用できるような道になるよう努力をしていきたいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2番（大林裕子君） ありがとうございます。ぜひこの渋川市との連携協定の中で、この道路の拡幅を考えていただき、していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次の高渋バイパスの取り付け道路につきましても、この町道庚申塚5号線を下ったところの高渋バイパスとの交差点についての右折車線でありまして、これにつきましても朝夕の時間にはかなり右折車もありまして渋滞がありますので、渋滞がないように右折車線を取りつけていただきたいということを渋川市との協議の中でもやはり取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。これは要望だけで、お願いということでよろしく願いいたします。

次に移りたいと思います。

次に、南下古墳群についてお伺いいたします。

かつて南下の地には、100基を超える古墳が点在していたと言われますが、現在はわずかに9基を残すのみとなっております。6世紀から7世紀にかけてこの周辺が墓域として存在していたのだろうということがうかがえます。平成22年にこの6基が点在する一帯は、ありがたいことに公園として整備・保存されました。現地に立って見ますと、榛名山系から広がる丘陵の先端に位置し、前橋、そして利根川を見おろすその古墳群の立地と石室のよさに、私は感動いたしました。

そこで、町としてはこの南下古墳群をどのように認識されているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 町として、南下古墳群をどのように捉えているかということでご質問をいただきました。

町といたしましては、南下古墳群を大切なものだということに思っております。大林議員さんは既にご承知だと思いますが、改めて説明をさせていただきます。南下古墳群は大久保の溝祭から南下地区にかけて分布する古墳群を総称する呼び方でもあります。一般的には、吉岡町中学校南の丘陵地に所在するAからE号の5基の古墳に代表されます。かつては、南下地域に100基を超える古墳がありましたが、現在、AからE号を含め9基を残すだけとなっております。

これらの古墳は、6世紀後半から7世紀末にかけての約100年間に集中して築かれたものと考えられ、ごく狭い範囲に集中して築かれており、1つの古墳群の中では石室の変遷や構築技術の発展過程を見ることができる、県内でも極めて貴重な遺跡だということで認識をしております。

地権者の皆様方にご協力をいただきながら、やっとこれまで仕上げたのかなというように思っております。あの古墳群におきましては、あの地域から出た議員さん方は、この一般質問をしない限りは議員にはなれないというようにいわれがあるように、溝祭地区、南下の議員の方々はほとんどこの一般質問をやっているのかなというように思っております。

私もこの古墳群については一般質問をやった経験がございますが、やっと地権者の方々からご了解をいただき、また提供していただいて、やっとこの古墳群の施設ができたのかなというように思っております。ますますこの古墳群を町民のみならず、群馬県そしてまた国民の方々にも見ていただけるような施策をこれからも考えていきたいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2 番(大林裕子君) ありがとうございます。本当にご尽力いただきまして公園にさせていただいたこと、それは古墳をやはり保護していくということで、本当に一番のことだと思っております。

そこで、この古墳群、本当に価値のあるものでありまして、実はこの古墳群のE号古墳で赤色作業線を発見した、群馬県にお住まいの考古学者であります右島先生が、この群馬県史研究にまとめているわけでございますけれども、その中で横穴式石室の構築技術の一端を解明することができるのではないかと驚きに満ちた様子と、その綿密な研究がこの冊子に載っております。

しかしながら、その墳丘、周溝、外部施設、さらに石室内の調査もしておらず、目に見える範囲の石室と墳丘の実測のみの調査であり、不確定要素が多いとも書かれております。また、全国レベルで間違いなくすばらしい古墳群であるということもおっしゃっています。

町の文化財事務所の中東先生も、「奈良県の明日香村を初めとして、全国からこの古墳群については問い合わせがある。そういったすばらしい古墳だ」とお話ししていらっしゃいました。

このようなことから、発掘を含めたさらなる整備の価値のあるものだと思うのですが、その点においてはどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

議長(岸 祐次君) 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町長(石関 昭君) この件につきましては、事務局長より答弁をさせます。

議長(岸 祐次君) 南雲教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言]

教育委員会事務局長(南雲尚雄君) お答えします。

先ほど町長が述べたとおり、大変貴重な古墳群で、今までは民地内に点在しており、十分な管理ができませんでした。しかし、地権者の方々のご協力によりまして、平成21年度に土地の買収をさせていただき、ようやく古墳群を公園として整備し、面的な保存が可能な状況となりました。

まず、古墳群の価値と発掘の展望ですが、大林議員さんのご指摘のとおり、極めて貴重な財産であると認識しております。構築方法が異なる古墳が数十メートルの距離に存在することは、県内はもとより全国的にも珍しいとお聞きします。6世紀から既に1,500年が経過しております古墳群であり、ようやく面整備ができる状況になったばかりでございますので、今後はどのように古墳群を活用していくかは、発掘専門家のご意見を伺いながら、最良な方法、最良な時期、そして経費の問題等もありますので、間違いがないような手法で対応していきたいというふうには考えております。

議長（岸 祐次君） 大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2番（大林裕子君） グラウンドの拡張もありますし、このグラウンドの一体化の中で新たな整備が行われることで、発掘イコール整備だとは思わないのですけれども、はっきりした資料というものがやはりその古墳の価値をさらに上げると思いますので、その価値を上げるためにも、さらなる整備を期待したいと思います。そして、その価値をもっと町の方々、町内外の方たちに発信すること、学校の身近な歴史の教材に活用していくことが期待できると思っています。

学識経験者を入れた整備委員会を立ち上げ、そして公園全体のプランニングを立てていくことを始めてはいかがでしょうか。そういったことを期待いたしまして、この整備を望んでおります。期待をしたいと思っておりますので、そういうことでお願いします。

時間になりましたので、いろいろ質問に対しまして丁寧に説明・答弁をいただきましてありがとうございました。これで私の質問を終了したいと思っております。ありがとうございました。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、2番大林裕子議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時32分休憩

午前10時50分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

議長（岸 祐次君） 3番金谷康弘議員を指名します。金谷議員。

〔3番 金谷康弘君登壇〕

3番（金谷康弘君） それでは、通告に従い一般質問を行います。

1番目、子ども・子育て支援について。

国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を初めとする、子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートしました。これは、少子化の急速な進行や、都市部を中心とした待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘され、このような子供と子育てをめぐる社会的背景のもとにできたものです。

ここで、子ども・子育て関連3法とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律で、3つの法律で構成されています。

1つ目、子ども・子育て支援法、2つ目、認定こども園法、3つ目、整備法、以上の法律です。

議員となり、「吉岡町子ども・子育て支援事業計画」をいただきました。これです。平成27年3月と書いてあります。この事業計画は、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」によりできたものだと思います。

目を通しますと、1章、計画に当たり、計画に位置づけ、子ども・子育て支援制度の概要。2章、子ども・子育てを取り巻く現状、人口の推移・子育て支援事業の現状。3章、子育て支援の基本的な考え方。4章、子ども・子育て支援策の展開。5章、子ども・子育て支援制度に基づく目標設定。6章、計画の推進体制。

以上のように、現状の分析とこれからのことについてよく書かれています。サブタイトルは、「子どもたちの夢を育てる町 吉岡子育て・夢育て吉岡ナンバーワン」、これは石関町長の「子育て・福祉日本一の町を目指す」というスローガンのあらわれかだと思います。

さて、吉岡町は人口がふえて子供もふえて、石関町長はこれまで、待機児童を出さないように第一・第二・第五・第四の保育園の建てかえ・増築をして、増床をしてきました。また、学童クラブもふやし、現在5カ所、登録児童269名の現状です。このことについて、私は吉岡町の現状を踏まえてよく対応していると思います。

しかし、前回定例会の9月の補正予算を見ますと、児童保育費で補正前の額約5億8,500で、補正額1億2,800です。補正額としてはかなり大きな額です。これは制度改正により県が予算を減らし、地元で予算の大幅な増を課しているのと、低年齢児の増加によるものですが、この補正額から見ますと、吉岡町で想定していた低年齢児数より大幅に現状が上回っている数字だと思います。ここで、また新たに対応が問われるかだと思います。3号認定、3歳未満児の受け皿の対応です。私は新たにできた「子ども・子育て支援法」の中にある認定こども園の活用も1つの方法かだと思います。

ここで、石関町長に、幼児期の学校教育・保育のこれまでやってきたことを踏まえて、現状とこれからの施策についてお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

主に3歳未満児の子育て支援策についてのご質問をいただきました。

吉岡町内における就学時前の保育・教育として、現在においては、保育では、民営である吉岡会の5カ所の保育園に委託をし実施していただいております。ほとんどの保育園が新築にあわせて定員増の協力もしていただきました。毎年増加し続ける吉岡町の保育事業を支えていただいております。

一方、教育での幼稚園は、民営の1園があります。吉岡町の子供たちが通う身近な幼稚園が必要でもあります。その幼稚園が近年、定員割れが続いているというような話も聞いております。

保育園の整備もほぼ完了しましたが、今後の低年齢の保育需要も懸念されることから、担当課に、認定こども園の内容や移行について、当園に相談し、説明をしておるところでもあります。

このほど、当園より、認定こども園への移行が固まったとの報告があり、早急に進めるため、来年度当初予算に盛り込むよう指示をいたしたところでもあります。

その他については、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 町長の答弁のとおり、未就学児に対する支援としまして、町内に保育園及び幼稚園があることは、必須であると考えております。

当幼稚園とは相談を重ね、このほど認定こども園への移行をほぼ決定したと伺っております。このことにつきましては、以前、他の議員さんからもご質問をいただき、その時点では研究中とのことでお答えをさせていただきました。

認定こども園には4種類の形態がありまして、幼稚園から移行する場合には、幼保連携型と幼稚園型の2形態があります。当幼稚園は幼保連携型へ移行する予定でございます。

次に、保育の現状としましては、低年齢の保育の申し込みが増加しております。特にゼロ歳児が増加しております。数年前は25人ほどの入園でしたけれども、今年度につきましては60人を超える入園があり、現在、待機児童も発生している状況でございます。

各保育園の整備がほぼ整った段階で、当幼稚園に期待するものが大きい状況であります。以上です。

議長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 確かに建てかえ・増築をして増床したばかりの第一・第二・第五・第四保育園にまた増築をして3歳未満児の受け入れ、また増床をとをお願いするのは難しいかと思えます。また、第三保育園は補助金の関係でまだ手がつけられないとお聞きしますので、駒寄幼稚園さんをお願いするのがよろしいかと思えます。

ですが、新しい制度に移行するに当たり、問題点はないでしょうか。以前ですと保育園は保育士、幼稚園は幼稚園教諭ですが、認定こども園は保育士・幼稚園教諭の両方の資格が必要と聞きますが、ほかに問題点があれば、把握している範囲内でよろしいのでお聞かせ願いたいのと、その問題にいかに対応するかお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 認定こども園の幼保連携型は、幼稚園的機能と保育所機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設で、職員資格としましては、保育教諭の配置が必要です。保育教諭は、幼稚園教諭と保育士資格を併有したもので、認定こども園の理想的な形態であります。

当幼稚園は、ほぼ保育教諭を備えており、今年度中には、全ての教諭が保育教諭の資格を備えることから、幼保連携型へ移行する予定でございます。

その他、幼稚園に関する問題もございますが、ほぼ順調に遂行していると伺っております。また、給食の経験がないことから、多少懸念されるものもありますが、町としても協力をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 認定こども園についてですが、新制度の前の認定こども園は、幼稚園・保育所それぞれの認可を受けなければならないのと、財政的にも幼稚園部分は私学助成、保育所部分は保育所運営費と、別々に手続きをとらなければいけないなど、手続きの複雑さや財政支援の不十分さがありましたが、新制度で認定こども園法の改正により、認定こども園として1つの認可を受けるだけでよくなり、これに伴い指導監督も一本化されます。

また、財政措置についても、私学助成、保育所運営費が別々に支給されているという従来の現状を改め、新たに設けられる施設型給付により給付が一本化され、複雑さが解消されたと聞きます。

以上のように、新制度での認定こども園は大幅に見直しがされ、運営しやすくなったと思います。国が消費税引き上げ時の見込み予算で7,000億を含め約9,000億の予算を組んで所管を内閣府に置いている制度です。町としても大いに活用すべきだと思います。また、いかに国が少子化対策に力を入れているのかがうかがえます。

質問を続けます。

予想以上に就学前の子供がふえています。吉岡町子ども・子育て支援事業計画についてですが、幼児期の学校教育・保育の量の見込みなどで変更があればお知らせ願いたいと思います。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 事業計画の見直しを今年度中に行う予定であります。計画策定時では、当幼稚園の認定こども園への移行が定まっていなかった、そういったため数量の見込みが

ありませんでした。

また、先ほど申し上げた低年齢の、特にゼロ歳児の見込みが既に超えていることから、子ども・子育て会議を開催し、変更をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） 確定次第、お知らせをお願いしたいと思います。

群馬県において、幼稚園、保育所合わせて約700施設あり、今年度、27年に68施設が認定こども園をとったそうです。約1割です。来年度にはまた約2割強の施設が認定こども園をとる動きだそうです。認定こども園は、各保育所や幼稚園の独自の判断にて認定をとるか、とらないかだと思いますが、私はよい制度だと思いますので、将来的に各保育所も認定こども園をとるように指導していただきたいと思います。

保育園は子供を預かるという位置づけですが、保育園は教育的要素を取り入れ独自に運営され、努力していると思います。しかし、新制度における認定こども園を利用し、保護者の多種多様なニーズに応えられるようにしていただけたらと思います。

また、吉岡町に越してきた若い子育て世代の親は、ローンを組んで土地と家を購入し、共働きで頑張っています。このような人たちが吉岡町に来てよかった、吉岡町は子育てするのにいい町だと思ってもらえるように、石関町長にかじ取りをお願いし、次の質問に移ります。

2番目の質問です。「教育に新聞を」NIEの活用をです。

NIEは、ニューズペーパー・イン・エデュケーションの略で、「教育に新聞を」活動と呼ばれ、学校で新聞を教材として学ぶ活動を示します。

1930年代にアメリカで始まり、日本では85年の新聞大会で提唱されました。各都道府県には、教育界や新聞界の代表によるNIE推進協議会が設立されており、地域での活動の核となっております。

上毛新聞8月13日の記事によりますと、教育に新聞を生かすための第20回NIE全国大会は7月30、31日の2日、秋田市で開かれた。全国の教員、新聞関係者ら約1,000人が集まり、教育と新聞の関係について発表や討論を行った。秋田県NIE推進協議会会長（秋田大学阿部教授）は「学力への考え方が変わる中で、判断力や社会に参画する力、論理的に考える力が求められている。そのために新聞を使うのは有効」、教育評論家で法政大学教授の尾木直樹さんは「『今を生きる力』を育てる新聞」という題で講演、「新聞は記事の周辺の情報が見えるし、構成、編集の妙を知ることできる」とメディアとしての新聞のよさを説いた。また、今文部科学省は「思考力」を重視していますが、世

界では「批判的思考力」が必要とされています。この2つは似て非なるもの。生き抜くために必要な洞察力や発想力に論理力、表現力とコミュニケーション能力も養うことができる新聞を、授業の中にもっと活用してほしいと。

2日目では、新聞記事を授業に積極的に活用する秋田県と福井県の小中学校の教師がミニシンポジウム「学力と新聞活用」を開いた。文科省が実施する全国学力テストで上位を占める2県だけに、参加者が殺到。会場を大きなホールに変更するなど注目を集めた。秋田県大館市田代中の佐藤教諭は、生徒が社説や同じ話題の記事を比較して読むことで、記者の意図が働くことを学んだ。福井市立豊小の中谷教諭は、4年生の授業では小数や分数を料理のレシピで見つけ「授業が生活に役立っていると児童らが実感できた」と話し、新聞が学校での学習と社会をつないでいると指摘している。

この大会に参加した群馬県沼田南中高橋教諭は「秋田県は通塾率が全国で最も低いのににもかかわらず、全国学力テストで毎回トップになるのは、子供が学び方を知っていることが大きいのではないかと感じた。また、活発なNIE活動も生きているだろう」と。

私などは、新聞といえば、まず「お悔やみ」欄で、ざっと見てはきょうは吉岡の人はいないな、よかった、吉岡の人が載っていればどこの誰だかよく確認して、そして前橋、高崎と見ていき、年齢の低い人でしたらかわいそうに、100歳以上でしたら長寿銭者だ、ご立派と、そして三山春秋、地域欄、株価、最後にテレビ欄、「あさ」はどうなったかと心配し、そんなぐあいには新聞を見ていませんでした。

しかし、議員になりまして一通り目を通し、気になる記事は読むようになりました。読むようになりましたが、気づきました。一気に読むには集中力、中身を理解するには読解力と、頭の思考回路をフル回転。ですが、よく読んでみると、文章の構成、起・承・転・結、書いた人が何を言いたいのかが見えてきます。

町長にお尋ねします。NIE（ニューズペーパー・イン・エデュケーション）、吉岡町の教育現場に応用してみたいかでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 金谷議員のほうから、「教育に新聞を」ということで、口のもとらない、NIEを吉岡町に、教育現場に応用してみたいかということでございます。私も新聞は朝一番に読むようにはしております。そういった中で、私は7部ぐらいとっていると思いますけれども、ほとんど見ないというのが現状ではありますが、時期によっては全面目を通すというのが日課になっているのかなというように思っております。

その中で、教育の中に新聞をということでもあります。吉岡町の教育の現場を預かっております教育委員会、教育委員会事務局長をして答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） それでは、お答えいたします。

N I Eの活用についてですが、学校指導要領にあるように、各教科で言語に関する能力を高める工夫としての「言語活動の充実」を図ることが重要視されております。

そこで、「言語活動の充実」を達成する手段として、1番目に、辞書の活用、2番目に、新聞の活用、3番目に、図書館の活用が挙げられております。辞書、新聞、図書館の利用を通じて「情報」を得て、「思考」を深めるためのものでございます。

吉岡町では、「辞書の活用」と「図書館の活用」に力を入れております。辞書の活用は、授業の課題に対する情報を得るために活用し、図書館の利用では、教科書以外の資料として各教科に合わせ資料をそろえております。

現在、吉岡町の3校は、N I Eの活用を特に主張しての教育活動は行っていません。ですが、吉岡町や自校に関する記事が掲載された場合は、掲示したり、印刷して配布したりしております。社会科や国語、学級活動などでは、教材に新聞を活用し、歴史新聞や学校行事の紹介などの活動では、児童生徒が新聞づくりをすることは積極的には行ってまいります。さらに、教職員が学級活動の指導の場面で、新聞の「ポエム」欄を活用し、文章の読み取り方や書き取り方の参考にすることもできるように聞いております。

平成27年度の群馬県の小・中・高校では、N I E実践指定校に県内9校指定しております。

小学校では、群大附属小学校・高崎市南小学校・桐生市川内小学校の3校です。また、中学校では、館林市第4中、甘楽町第2中、太田西中、沼田市南中の4校。高校では、藤岡中央高校、西邑楽高校の2校です。

この実践指定校によりまして、新聞活用の事例をもとにし、今後、新聞活用の指導が県よりはあると思いますので、新聞の活用が広がっていくのではないかとというふうにも考えられております。町としては、この実践校の報告を待ちまして、新聞活用を取り組んでいければというふうに検討していきたいというふうに考えております。

議長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 確かに教育現場においては、教育指導要領に基づき教育活動をしているのはわかります。N I Eにおいては、マニュアルが確立されているわけではなく、どう使うかは教員の工夫次第です。自由に多彩な授業を展開できる反面、教員の負担が大きくなるかと思いますが、教育の枠を超えた横断的・総合的な学習、課題解決・探究的な学習の充実を進めていただけたらと思います。検討をお願いします。

質問を続けます。学校教育について、2つ目。

学校の諸問題にスクールソーシャルワーカーの活用、またスクールカウンセラーの現状と活動状況です。

吉岡中学校は、体育活動・文化活動においてすばらしい成績を残しております。郡市中体連総合体育大会において、ソフトボール優勝、柔道男子優勝、水泳男子総合優勝、水泳女子総合優勝、バレーボール女子優勝、剣道男子優勝、剣道女子優勝、バスケット女子優勝、卓球男子団体優勝、軟式野球優勝、県大会優勝、そのほか個人・シングルス・ダブルスで優勝された方々大勢。文化部においては、吹奏楽部・合奏部など、輝かしい成績を残しており、生徒及び学校関係者に感謝申し上げます。

さて、私は、このような輝かしい部分の反対側を見たいと思います。

吉岡町はここ数年、人口が伸び続けて生徒数もふえております。私が吉中のときは、生徒数は四百数十名でしたが、現在695名、この前、吉中卒業以来、初めて母校に行きましたが、校舎は北棟のみが、中棟、南棟とあり、驚きました。四十数年も前のことですから、当然かもしれませんが、しかし生徒数がふえれば、切磋琢磨して勉学・運動が伸びる生徒、逆の生徒、またいじめ・不登校などいろいろな問題が起きてきます。

吉岡中学において目立った話を耳にすることは余りないので、県下において良好なほうかと思いますが、不登校の生徒や授業になじめない生徒は、保健室で授業だとか、文化センターの図書館で授業などと耳にしますが、現状はどうなのでしょう。人数はどのくらいなのでしょう。町長は実態を把握しているのでしょうか。お尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、不登校の実態についてまた教育委員会事務局長に答弁させますが、随時この教育問題、中学校・小学校問題については、随時事があるごとに私のほうには連絡が来ております。そういったことで認識はしております。そういったことで、この件につきましては、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 不登校の実態ということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）現在、吉岡町の小中学校で不登校の児童生徒が、11月末現在で7名ほどおります。内訳は、小学6年生が1名、中学2年生が3名、中学3年生が3名の7名になります。

子供たちは、役場の南にありますコミュニティーセンターの1階の西側に「ふれあい教室」といって、学校に登校できない、または教室に行けない子供たちが勉強できる環境をつくるために「適応教室」を設けております。

子供たちは、さまざまな理由によりまして集団生活になじめなかつたりの子供たちです
ので、校内ではなく「学校に近い所」という受け入れ皿をつくりました。教員を退職され
た方を指導員として配置しまして、勉強はもちろんのこと、心のケアについても指導して
おります。

特に中学3年生になりますと、進学等の問題もありますので、子供の心の負担にならな
いよう、子供に適した進学先などを紹介し、進路相談なども行っております。

以上が不登校に対しての町の状況報告ということになります。

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） 腫れ物にさわると、騒がないで温かく見守ってほしいと思うかもしれ
ませんが、大事に至ってからでは遅いので、質問を続けます。

そのような生徒や保護者のためにスクールカウンセラーが配置されていると思うので
すが、上毛新聞7月7日によりますと、いじめや不登校などの児童生徒の心の問題を改善す
るためのスクールカウンセラーが配置された小中学校の割合が、2014年度に初めて1
00%になったとありましたが、吉岡町の小学校・中学校の配置状況・活動状況はいかが
なのでしょう。町長、お尋ねします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） それでは、スクールカウンセラーの配置状況と活動状況につい
てご説明いたします。

スクールカウンセラーは臨床心理の専門家の方でありまして、群馬県教育委員会が採用
しております。生徒の学校生活での悩みの解消を図るため、児童生徒や保護者へのカウ
ンセリング、また教育相談全般について、教職員への指導・助言を行っております。

吉岡町の活動についてですが、2名のスクールカウンセラーが各学校を定期的に訪問し
ております。訪問日数については児童生徒数で決められておりまして、年間で、駒寄小学
校には30日180時間、明治小学校は15日90時間、吉岡中学校は30日180時間
というような設定になっております。これでも日数が不足する場合については、町の臨時
職員の任用で数日ではありますが、対応できるようにしております。

主な相談内容についてですが、児童生徒の個人的な悩み、学級や友人などの対人関係、
学習や学校生活の不適応などについての相談になっております。

各学校は、悩み相談アンケートの記述や日ごろの生活での心配な児童生徒にスクールカウンセラーへの相談を促したり、児童生徒や保護者からの希望があった場合にも相談が行われております。以上です。

議長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） また、生徒・保護者でなく、教職員が精神疾患になるケースが多いと聞きます。県教育委員会福利課によると、児童生徒への対応や身体の病気、転勤、担当業務の変更、家族間の問題などの精神疾患で休職した教職員48名だそうです。2014年度の病気休職者全体115人に占める割合45%、県教育委員会は予防のため、教職員対象のメンタルヘルス研修をしたり、精神科医らによる相談体制を充実させている。公立学校共済組合群馬県支部が実施するカウンセリングの利用率は年々ふえており、昨年度は765件の相談があった。同課は「発症予防、早期発見・早期対応、復職支援」を3本柱に対策を進めているとあります。

このように、生徒・保護者のみならず、教職員が病むケースが多いのに驚きます。いかに教育の現場が厳しいかがうかがえます。吉岡町における教職員はいかがでしょうか。お尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 教職員が悩むケースが多いというご指摘ですが、平成26年の6月に、改正労働安全衛生法が成立いたしまして、今年度12月1日よりストレスチェックの義務化が法律により施行されております。この法律の内容ですが、50名以上の事業所が該当するわけですが、教育現場も同様に適用されるものです。

吉岡町は来年度から法律に基づきまして、全教職員を対象にしましてストレスチェックを行い、保健師による診断等を含め、高ストレス、つまりストレスが高いと診断される教職員は、医師との面談を行うこととなります。

このように、教職員のストレスを把握することで、心のケアはもとよりですが、職場環境のよりよい環境づくりにつなげていきたいというふうに考えております。

議長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 質問を続けます。

2月に起きた川崎市の中学1年生の男子殺害事件を機に、スクールソーシャルワーカー、SSWの存在が見直されているそうです。不登校や虐待、非行、貧困など、学校だけでは解決が難しい問題に介入する専門家で、本年度、県教育委員会は中部・東部・西部の3教育事務所にスクールソーシャルワーカーを1人ずつ配置していた人数を5人にふやしたそうです。

東部教育事務所のスクールソーシャルワーカーの1人、飯島久香さんは「不登校などの背景に家庭の貧困があるケースが多い。特に母子家庭では母親が病気で職を失うとたちまち生活が困窮する。学用品が買えない。同じ服を着続ける。結果としていじめにつながる」と言う。飯島さんはそんな家庭を訪れ、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉金貸付金といった制度の利用を勧めていると。「こうした家庭は広報を読まなかったり、役所への苦手意識があり、福祉サービスを知らないことが多い」と言い、一緒に役所に出向き、手続を行うこともあるといいます。

ほかにも、関係が悪化した学校と家庭の間に入って誤解を解いたり、暴力行為のある子供の家庭に児童養護施設の利用を提案したケースなどあったといいます。

県教育委員会は、学校現場ではスクールソーシャルワーカーがどんな仕事をしているのかわからない人もまだ多い、活用事例をつくり周知を図りたいと言っていますが、ここで町長に問います。吉岡町ではSSW、スクールソーシャルワーカーをいかに生徒・保護者に認識させているか、いかに活用するか、町長に問います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、SSW、スクールソーシャルワーカーの活動状況についてでございます。この件につきましても、事務局長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 町でのスクールソーシャルワーカーをいかに生徒・保護者に認識させているか、いかに活用するかという点について説明したいと思います。

スクールソーシャルワーカーは今年度から導入されまして、群馬県教育委員会が採用し、中部教育事務所に2名を配置しております。

各小学校のいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、実情に応じて対応しています。スクールカウンセラーとの違いですが、直接児童生徒や保護者にアドバイスしても解決が難しいようなケースについて、児童生徒や保護者の相談を受け、どのような支援をすることが最良かを地域や児童相談所など、児童生徒が置かれたさまざまな環境に働きかけて支援するものであります。

したがいまして、スクールソーシャルワーカーは社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持った方でありまして、児童生徒がかかわる関係機関とのネットワークの構築、連携、調整などを行うもので、専門的な知識や技術を持ち、実績のある方になっております。訪問については、年間の日数が決められているのではなく、必要なときに中部教育事務所に依頼して訪問が実現いたします。

吉岡町の小中学校では、ことし2回ほどの訪問をいただきましたが、内容につきましては、個人情報に伴いますので、お答えはできませんが、ご了解いただければと思います。

今後も、児童生徒の学校生活や家庭生活等を注意深く見守りながら、問題がありそうな場合には積極的に活用していく予定でおります。以上です。

議長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） いじめや非行、不登校や虐待など、今学校現場を取り巻く環境はとても厳しいものがあると思います。これらの問題をスクールカウンセラーと家庭の問題にまで対応するスクールソーシャルワーカーなどを活用し、少しでも減らしていただきたいと思えます。卒業式にて1人の欠席者も出すことなく、仰げば尊しを歌った児童生徒の巣立ちを見守る、これが石関町長が目指す「子育て・夢育て吉岡ナンバーワン」の真髓かと私は認識します。3期目に入った石関町長の手腕に期待します。

続いて、3問目の質問に移ります。河川の災害危険箇所について。

前回定例会のさなか、台風18号の影響による大雨が関東や東北地方を直撃、各地で河川氾濫や浸水、土砂災害が相次ぎ、特に茨城県常総市では鬼怒川が決壊し、大規模な被害が出たのを、皆さん、まだ記憶に新しいと思います。線状降水帯が西寄り、利根川水系だったらと思うとぞっとします。

これを機に、吉岡町の河川の災害危険箇所について確認したく質問します。

さて、吉岡町はこれらの災害に備えて、防災ガイドができております。このようなものがよくできています。防災マップでは、土砂災害警戒地域として上野田の自害沢川・滝ノ沢川が指定されています。榛名山麓に位置する吉岡です。榛名に大雨が降れば土石流の起こる確率が高いです。ここで茶色に塗りつぶしてある滝ノ沢川の土砂災害警戒区域ですが、船尾滝から上野原までの信号まで茶色に塗りつぶしてありますが、大きな土石流が起きた場合、上野田の信号付近までの危険性はどうか。滝ノ沢川上流部の砂防ダムにて防げるという認識なのでしょうか。今地球温暖化にて、50年に1度という災害が頻繁に起きつつあります。町長にお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 金谷議員のほうから、河川における災害危険箇所についてのご質問をいただきました。

河川における災害危険箇所についてということですが、議員が言われるように、ここ数年、地震・津波・台風・洪水・火山の噴火と、いろいろと災害が発生しております。最近では、議員の言われている台風18号による茨城県鬼怒川の数カ所での・水や漏水が発生、また決壊により常総市付近では、鬼怒川と小貝川に挟まれた広範囲が水没をいたしました。

被災地では、地元消防・県内外応援隊、そしてまた防災ヘリを投入して956名を救出する状況でもありました。

被害はいつどこで起きるかわかりませんが、ひとたび大規模な災害が発生したとき、被害の拡大を防ぐために、国や県、町及び近隣市町村の対応だけでは限界があると思われま。自分の身は自分で守る「自助」とともに、地域の人と互いに協力し合いながら防災活動に取り組む「共助」が必要であります。そして、自助・共助・公助が有機的につながることにより、被害の軽減ができると考えております。

さて、河川における災害危険箇所ということですが、防災マップに掲載してあります滝ノ沢川に土石流が起きた場合ということですが、防災マップでの茶色く塗りつぶしてある指定区域につきましては、土石流発生時の影響範囲ということで記載されているところでもあります。

詳細につきましては、町民生活課長より説明をさせます。

議 長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議員の言われる滝ノ沢川、上野原の上部のほうなのですけれども、ここにつきましては川幅が広く、また沢も深くなっていて、勾配も緩やかになっております。上流部におきましては、砂防ダム等の設置、降雨後の見回り等を実施しています。

議員の言われる50年に1度の災害ということですが、この沢の付近には人家もなく、万が一土石流が発生したとしても、人的被害はないと思われま。

また、先ほどの町長の説明にもありましたが、防災マップの茶色の部分につきましては、土砂災害の影響範囲の想定部分でございます。今後も見回り等の実施をして、災害を最小限に食い止めていきたいと思っております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） 続けて質問します。

この滝ノ沢川の監視体制は、また緊急時の連絡体制は、町として防災無線屋外放送、消防、警察だけなのでしょう。町長、お尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 河川における滝ノ沢川の監視体制ということでございます。

滝ノ沢川の監視体制ということですが、24時間体制での監視はしていません。年に数回の目視による確認、また雨が多く降った翌日等に異常があるかないかは、町当局でやっております。

先ほど申し上げたとおり、監視体制といえ、雨が降ったとき、風が吹いたとき、そしてまた雪が降ったとき、そういったことにつきましては、町が行って監視をすると、検査をするというようなことだけで、監視体制は整っていません。

議長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 災害が起きてからの災害対策本部・避難場所等については、万全の準備体制を整えつつありますが、災害が起きる前の監視体制・避難指示の徹底をお願いします。

また、吉岡町には3つの河川が1級河川の利根川に流れ込んでいます。滝ノ沢川、吉岡川。吉岡川は、下野田信号上部にて自害沢川と合流し、また漆原にて駒寄川と合流して、そして午玉頭川、3河川あります。これら河川は大雨が降れば周辺の雨水を吸収して下に流れます。

ここで、土石流関係以外、平地部での河川ですが、河川の護岸は以前から整備は進んできているかと思いますが、今後予想外の大雨ですが、このような場合、どこの河川のどこの場所が心配されるとか、把握・認識はしているのでしょうか。想定外なのでと言ってしまえばそれまでですが、町長、お尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） ただいまの災害が起きてからの対策本部という質問がございました。

吉岡町におきましては、地震以外の災害につきましては、気象庁からの注意・警報等により、町に災害の起こる可能性があるかと判断された場合、災害警戒本部を立ち上げます。災害警戒本部にて検討をし、災害対策本部を立ち上げることとなっております。災害等の発生前の体制準備について万全を期しております。これにより職員の動員が始まり、災害に

対処することになります。

続きまして、吉岡川・滝ノ沢川・自害沢川の関係でございますが、各河川ともに降雨時にはかなりの水が出ております。各河川ともに上流部からJR上越線付近までは河床が低くなっていますので、また勾配もありますので、護岸の決壊等はないと思われま

す。上越線を過ぎますと、勾配がなくなり緩くなりますので、水量も多くなっていますので、あふれる可能性はあると思われま

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） わかりました。

次に、利根川河川の護岸について。

大久保上毛大橋の近くに、川原田不動尊なるものがあります。地元の神様で、私はたまに行くのですが、社があり、下ると清水が流れ、水車が回り、また下ると天狗岩用水・サイクリング道路と、なかなか感じのよい所です。不動尊東側は利根川右岸で崖になっています。水車両サイドはコンクリートで擁壁がしてあり、利根川に沿って低く間知ブロックが積んであります。崖は当然木々で鬱蒼としています。しかし、よく見ると、社の脇部分の大きな広葉樹の根があらわになっています。台風が来て倒れ、崖崩れでも起きたらと、不動尊運営委員会の方々も危惧しております。下には天狗岩用水・サイクリングロードがあります。大変危険です。

町長、崖崩れが起きてからでは遅いと思いますが、お尋ねします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この川原田不動尊の清水のある箇所付近は、昭和54年度から56年度にかけて、県の森林整備事業で崩落防止の工事が実施されており、県の認識では対策がなされているとの見解であります。しかしながら、ご指摘のとおり、大木の根が露出した状況でもあることから、町では県の森林部局と現地を見守りながら検討を重ねてきているところでもあります。

今後も、現地での随時点検と、あわせて県への工事要望を行っていきたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） 引き続き県への要望をお願いします。

引き続き質問します。

これは災害危険箇所というのではないですが、川原田不動尊を下り、天狗岩用水沿いに北に少し行って、一番上がったところに大きな穴があります。夏場は木々の葉でわかりづらいのですが、今ですとよくわかります。多分中群馬用水の点検口及びオーバーブロー用かと思うのですが、中群馬用水は天狗岩発電所から取水し、暗渠にて天狗岩用水と並行し、川原田不動尊下、上毛大橋下、桜が岡団地下と通り、群馬町の水田へ、との用水ですが、この点検口には柵も何もありません。穴の先は用水で水が流れています。小川ではありません。用水です。大変危険かと思えます。

私より上の年代の方は、子供のころ、水が流れていないときは懐中電灯を持って中を探検していたともお聞きするのですが、また今の子はスマートフォンやゲームが主流で、外で遊んだり、ましてや洞窟探検などしないと言えばそれまでなのですが、今の時代、何かがあつてからでは遅いと思います。町長、確認して早急の対策をお願いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、金谷議員から、こういった一般質問をさせていただくというようなことで、町当局もすぐその場所に行つてまいりました。また、そして中群馬土地改良区にも行ってまいりました。そういったことで、あの中群馬用水につきましては、いわゆる田植え時期から水を必要としている時期だけ、あのところに水が通るというような話を聞いております。先日に行ったときには、いわゆる水はもうなかったということで、流れておりません。

そういった中におきましても、中群馬用水の余水吐けと申しましうか、その穴があいているということは大変危険ではないのかなと私も感じております。そういったことで、管理者であります中群馬土地改良区に、何かしらの安全対策を講じるよう、これからも要望していきたいというように思っております。

議 長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。町民生活道路の安全対策です。

大久保 J R 線路西側道路、ここの交通量は昼間は少ないのですが、前橋伊香保線の抜け道として、朝晩は交通量があります。また、お年寄りのお散歩コースにもなっております。線路に入れないようにフェンスがあります。このフェンス側ですが、夏場草が生え、道路が狭くなり、歩行者と車の往来が大変になります。

たまに草刈りをしていただいておりますがありがたく思っています。草刈りをしていただいておりますが、草を刈ってそのままなので、腐って土になり盛り土になっていきます。当然

道路幅が狭くなっていきます。当然歩行者と車の往来が大変になってきます。

年に1度と言いませんが、2年に1度、3年に1度ぐらいで構いませんので、盛り土の処理を考えてもらえないでしょうか。お尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） JR上越線の西側道路につきましては、町といたしましても朝夕の通勤・通学時間帯には、旧県道前橋伊香保線の抜け道として交通量が多い路線であると認識をしております。

そのため、町では本路線の清掃作業は、道路作業員さん等を通じて実施しているということでございます。作業後の刈り取った草については、基本的には片づけておりますが、今後も、幅員を狭め通行に支障を来すことのないよう、適切に処理をしていきたいと、対処していきたいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） よろしくお願ひします。

少々時間を残しますが、以上で私の一般質問を終わります。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、3番金谷康弘議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時とします。

午前11時47分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

議長（岸 祐次君） 6番竹内憲明議員を指名します。竹内議員。

〔6番 竹内憲明君登壇〕

6番（竹内憲明君） 通告に基づき、5項目にわたり一般質問を行います。

質問の前に、このたびの関東・東北豪雨災害にて、多くの被災者に心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

最初に、防災対策の質問をいたします。地震、津波、台風や洪水、火山の噴火、竜巻。日本に住んでいると、何と自然災害が多い国でしょうか。そして、地球温暖化の影響なのか、ことしは異常気象による記録的な豪雨が発生して、大きな災害が発生しております。

特に最近の発生では、関東・東北豪雨により、9月10日に茨城県常総市の鬼怒川の堤

防が決壊して、今月の10日で3カ月が過ぎようとしておりますが、茨城県では今も約192人の人が自宅に戻れずに2次避難所に寝泊まりしております。心身の疲れもピークに達し、体調を崩す人も出ております。

決壊現場では、インフラなどの復旧工事が進んではいるが、流された住宅や土砂に埋まった田畑をどう再建するのか、住民らは将来への不安を募らせている。

県では、11月末までには、市外の避難所を閉鎖して市内に集約する方向で進めている。また、県では、住宅が全半壊した世帯を対象に、公営住宅の空き部屋など約500棟を確保して希望者に案内を始めている。

つくば市内の体育館に避難する常総市の大工の助川信夫さんの話によると、12日から守谷市内のアパートに移り住んでいる。住宅は1メートル以上も浸水した。娘は怖いからもう住みたくないと言うし、家を修理しないといけない。当面は戻れない。仕事道具を流され収入はゼロに。避難所ではよく眠れずに疲れがたまったが、やっと家族だけで暮らすことができる。しかし、この先どうやって生計を立てればいいのかわからないと話している。

また、常総市内の体育館に避難する飲食店経営の昼間きよ子さんは、7時間濁流の中で救助を待った。今も流されそうになる夢を見たり、床上浸水した店舗兼住宅の片づけが終わっていないので、避難所を早く出たいが、食べ物を扱う仕事だけに再開は簡単ではないと話されておりました。

また、決壊現場近くの秋葉政則さんは、復旧が進まない現状を嘆いていた。道路は寸断され、瓦れきや流された住宅、大破した乗用車などが無残な形で残されていました。「避難所生活は3カ月近くになるが、今さら別の場所には引っ越す気にはなれない。静かな生活を取り戻せるまでは頑張る」と力強く話されていました。

新聞によりますと、「心のケアチーム」を組み避難所を巡回する筑波大准教授の太刀川弘和さんは「片づけを終えて自宅に戻ると緊張が和らぎ周囲との生活格差が見えてくる。これまでは不眠や不安を訴える人が多かったが、今度は落ち込んだり、鬱状態になったりする人がふえてくる」と指摘されていました。私も現場に行って痛感いたしました。

水害は、米などの農業に大きな被害をもたらした。常総市の農家の女性は、「米とイチゴは全壊した。収穫済みの米も水につかかったので売り物にならない。大変だけど生きていくためにはやっていくしかない」と力を込めて話していました。

茨城県常総市では、前夜から降り続けている豪雨のために、いつでも避難情報を正確に発表できるように、職員は災害対策本部の庁舎に張りついておりました。しかし、想像を絶する記録的な豪雨のために川の水が鬼怒川の堤防を越えて、とうとう高さ4メートルの堤防を200メートルにわたり決壊してしまったのです。

水害で浸水した地域は、鬼怒川と小貝川に挟まれて、水の便がよく、豊かな田畑が広がる一帯で、冠水した面積は約40平方キロであります。吉岡町の面積が約20平方キロですから、その倍の面積が被害に遭われたわけでございます。そのうちの約2,000ヘクタールが田畑になっております。

11月26日現在の農業被害額は、稲作と野菜で38億3,000万、農業機械で28億4,000万、JA施設で5億2,900万、保管米2億4,000万、合計で農業被害は75億5,000万になるとのことです。

また、瓦れき総量は10万3,548トンで、こちらも多額の費用がかかる予定だと言っております。

避難者状況は、11月26日現在、避難箇所5カ所で192人になっておりますが、なお、大野小学校も大きな被害を受けてしまったので、全生徒が別の小学校で一緒に授業を受けておりましたが、11月の30日のテレビ放送のときに、もとの小学校にやっと戻ることができた子供たちは、自分の小学校に戻れたので大喜びで教室内を掃除したり、片づけたりしている様子が見えました。

また、常総市役所本庁舎が鬼怒川決壊により大水に襲われ、約70センチから80センチの水につかり、駐車場も全て冠水してしまい、公用車も72台が水に浸ってしまいました。そのために本庁舎の自家発電装置が水につかり作動できず、また非常用電源装置も役に立たなかったために、災害対策本部の設置する庁舎が孤立してしまいました。住民に伝えるべき情報が伝わらなくなってしまったのです。つまりライフラインが全てストップしてしまったため、住民に大きな不安と損害を与えたのだと思われまます。

そこで、町長にお尋ねいたします。吉岡町庁舎は、災害時の自家発電装置はあるのでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 竹内議員のほうから、災害時に自家発電はあるのか、ないのかということで質問をいただきました。答弁をさせていただきます。

先ほど金谷議員にも説明をさせていただきましたが、台風18号につきましては、昨年の9月議会中でした。

被害状況は、全壊51棟、大規模半壊1,452棟、半壊3,520棟、床上浸水100件、床下浸水2,996件と大被害となり、災害対策本部が設置され、常総市役所本庁舎においては、床上浸水に襲われ、自家発電装置、非常用電源装置も機能しない状況になってしまったという事態が発生をいたしました。

避難者におきましては、ピーク時には、避難所299、避難者数1万390人の避難が

あり、12月現在も体育館・ホテル等4カ所に94人が避難をしていると聞いております。

そんな中、災害時の自家発電装置、非常用電源の設置という質問をいただきました。吉岡町におきましては、災害対策本部を設置する庁舎が浸水想定区域外ですので、浸水についての非常用電源は今のところ考えておりません。

しかし、いつ、どのようなことにより長期の停電が起きるとも限りません。「備えあれば憂いなし」と言いますが、非常用電源につきましては検討していきたいと考えております。

防災行政無線・コンピューターまたサーバー等につきましては、無停電装置のバッテリーがセットされていますので、少時間であれば稼働が可能ではないかと思っております。

先ほど申し上げたとおり、備えあれば憂いなしと言いますが、いつ何どき災害が起きるかわかりません。そういったことを頭に入れながら、これからはいろんな面で考えていかなければならないと思っております。

議長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） ただいま町長の発言で、非常時の自家発電装置はないということですが、万が一吉岡町内にある河川の増水時に、避難勧告や避難準備情報を周辺住民に知らせるためにも、自家発電装置は必要と思われれます。早目の設置をできればお願いいたします。

次に、2番目の災害時の移動用発電機やその他の機器の設備状況はどうなっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、自家発電装置の有無ということですが、町の防災倉庫には、持ち運びできる発電機及び灯光器が12基、また浄水器・救急箱・災害用移動炊飯器・木杭等・ロープ、なた・鎌等、各種災害用備品として、十分とは言いませんが、毎年補充をしながら備えてあります。

今後、各種被害に備えて補充をしていきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） 災害は忘れたころにやってくるといいますが、幸いにもこの吉岡町では、全土を含んだ大きな災害はなかったように思いますが、準備しておくにこしたことはないと思いますので、ぜひ早目の設置をお願いしたいと思います。

続きまして、災害応援協定について町長にお伺いいたします。

新聞によりますと、榛東村は10月23日、神奈川県大井町と大規模災害時の相互応援に関する協定を結んだとありました。災害が発生した場合、生活必需品の提供や復旧活動に必要な職員の派遣などで助け合う。榛東村が他の自治体と協定を結ぶのは初めてである。以前、県町村会長を務めていた真塩村長が全国町村会で間宮恒行町長と交流をしたのがきっかけに、連携を強化することになったそうです。

村役場での調印式に真塩村長は「災害時の対応により一層厚みができたと感じている。いざというときには助け合いの心で連携したい」と話しておりました。

この件につきましては、吉岡町では、前橋市、渋川市、榛東村の近隣地域におきましては協定を締結していると町長は言っておりましたが、県外地域との締結も視野に入れて検討されてもよいかと思いますので、そのあたりのお考えをお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 9月議会でも質問がありましたが、災害時の相互応援協定につきましては、先ほど竹内議員が言われたように、前橋市と締結、また渋川市、榛東村とも消防相互応援協定ということで締結をしております。

災害時の物資の供給による協定につきましては、町認定農業者連絡協議会を初めとして量販店3社、飲料水等の協定につきましては渋川市と、ことしに入りましてLPガス・物資の供給につきましては2社との協定と締結しているところでもあります。議員の言われる進みぐあいにつきましては、現在進捗状況は変わってはおりません。

災害応援協定についてですが、他所町村の協定状況を見ますと、きっかけとして物流等の交流、また友好都市・姉妹都市親善等を深めて、お互いの状況を把握した上での災害時応援協定の締結になろうかと思っております。

この辺で災害が、吉岡町が襲われたということになりますと、今前橋、渋川、榛東ということで締結をしているということになりますと、同じく近くでありますので、災害を受けるという場面があるかと思うということでございます。今心配されております他町村と違う遠くのほうと提携したほうがよいのではないかという案ではございます。今後、町もそのようなきっかけがあれば検討していきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） どうもありがとうございました。その辺は進みぐあいによってよろしくお願いたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

がん検診について質問いたします。

健康No.1を目指す我が吉岡町では、今年度より全ての検診が無料で受けることができるようになりました。この政策は、仕事を持っていてもなかなか時間がとれない人などにとっては、開始時間も早いし、大変魅力があると思っております。そして、検診に行ってみれば、保健センターのスタッフ、そしてそれぞれの持ち場のスタッフ、関係しているスタッフの皆様の動きのよさ、声かけの明るさ、何という気持ちのよさだろうと思いました。室内の診察の設定順路、プライベート感の強い問診場所、よくできているなと感じ、私だけ思うのかなと思い、すかさず終わってから駐車場に行き、帰る人の何人かの直接インタビューを行ったところ、皆、異口同音にお褒めの言葉が飛び出しました。うわさには聞いていたけれども、私も大変よい感じを受けました。

さて、県のがん検診受診率が5割達成の大きな見出しが新聞に出ておりました。受診率は、胃がん53.6%、前年度比4.7ポイント増、肺がん50.9%、前年度比4.7ポイント増、大腸がん49.1%、前年度比6.4ポイント増、子宮がん50%、前年度比1.7ポイント増、乳がん50.6%、4.9ポイント増、なお受けていないは30.9%、2.2ポイント減と、県目標2年前倒しと出ておりました。

そこで、お尋ねいたします。町のがん検診の受診率は何%ぐらいで推移しているのでしょうか。お答えをお願いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 町のがん検診の受診率は何%ぐらいで推移しているかということで質問をいただきました。

先ほど職員のお褒めの言葉をいただきまして、ありがたく思っております。職員のやっていることを褒められると、私が褒められたようで、大変気持ちのいいものでございます。ありがとうございます。

職員も特定健診、がん検診を同時に実施することに対しては、他市町村を見学に行くなどした中で、研究しながらこの方法を実施することができました。朝早くからの健診で、従事するスタッフを確保することなどで苦勞する面もありますが、受診される方からおおむねよい評価を得ております。

さて、がんは日本の死亡原因の第1位ですが、本町でも同様であります。医療費の割合は、平成26年10月分の国民健康保険におけるがん治療費の分析結果では、精神疾患に次いで2番目の19%の割合となっております。

そこで、今年度の検診の自己負担金を無料として、啓発活動に力を入れて、受診率の向上に努め、死亡者数の減少を目指しています。

詳細につきましては、健康福祉課長に答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） まず、群馬県のがん検診率の5割達成の見出しの数値でございますが、これにつきまして県に問い合わせをしましたところ、平成27年5月から6月までにかけて3,000人を対象としたものでございます。このアンケートの結果、こういう数値となっております。

これからお答えいたします町のがん検診の受診率につきましては、国への報告や決算書の成果報告に計上している受診率を使い答弁をさせていただきます。

また、群馬県平均と比較する数値は、群馬県保健予防課から出されている受診率を使い報告させていただきます。

まず、胃がん検診は、平成24年度から横ばい傾向であり、26年度では15.2%です。今年度の推計は約20%となる予想であります。

次に、大腸がん検診は、平成24年度から上昇し、平成26年度では22.3%でした。今年度の推計は約29%と予想しております。

次に、肺がん検診は、平成24年度から上昇し、平成26年度では27.7%でした。今年度の推計は33%となる予想をしております。

次に、子宮がん検診は、平成25年度から上昇し、26年度では30.1%でした。今年度は受診日がまだありますが、途中経過となりますけれども、35%以上になる予想です。

最後に、乳がん検診は、平成25年度から上昇し、平成26年度では30.3%でした。ことしは検診がまだあります。ことしタレントの方が乳がんとなりまして社会現象ともなりました。そういったことから、今年度11月で終了する予定でしたが、1月にまた予定をしております。これも途中経過ではありますが、ことしにつきましては35%以上になる予想をしております。以上です。

議長（岸 祐次君） 竹内議員。ちょっと待ってください。竹内議員に申し上げます。インターネット配信の画像を見ますと、質問の位置が隅になっておりますので、正面にて質問されますようお願いいたします。竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） ただいまのお答えは、2番の県の受診率と比較するととご一緒でよろしいのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 先ほど説明のほうをさせていただきましたが、県のアンケート調査を

3,000人した結果ということでもあります。町で検診を行っている場合、被用者保険に入っている方、そういった方につきましては除かれます。おおよそですと、20歳以上の国民健康保険、それと後期高齢者保険、こういった方が対象となってまいります。おおよそ7,000人弱の対象者となると思っております。以上です。

議長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） 続きまして、早期発見の割合はどのくらいになっておりますでしょうか。お尋ねします。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 順番はよろしいですか。（「今は3番のほうでお願いしたいのですが」の声あり）よろしいですか。平成25年度の町の前立腺がんの検診を除いたがん検診では、がんと診断された方は6人で、そのうち早期がん発見者は3人でした。早期発見率の計算は、早期がん発見者数を検診受診者で割り、100を掛けた数値となります。胃・子宮・乳がん検診はゼロ%、大腸がんが0.007%、肺がんは0.14%となっております。

ただし、対象者が1万人未満と少ないため、変動が大きいので発見率は余り参考にならないと、そういった数値となっております。以上です。

議長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） 大変ありがとうございました。そうしますと、細かな数字を述べていただきまして、大変ありがとうございました。こちらのほうの質問は終わりにさせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

18歳選挙権適用に伴う取り組みについてお尋ねいたします。

新聞等によりますと、文部科学省は11月29日、公選法の改正によりまして、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、高校生が放課後や休日に校外で行う政治活動や選挙運動を容認する通知を都道府県教育委員会に出し、校外でのデモや集会への参加が通知上認められることになりました。

教員には公正・中立な立場を求めている。未来を担う若者の声をより政治に反映させていくことが求められています。

本県では、選挙権年齢の引き下げで4万人弱の人が新たに有権者になる見通しである。

そこで、お尋ねいたします。吉岡町では18歳、19歳に選挙権を与えられる若者たち

の人数はどのくらいの人数になるのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 18歳の選挙権を与えられる人数はということで質問をいただきました。

平成27年6月17日に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、6月19日に公布されました。70年ぶりである選挙権年齢引き下げに係る本改正法により、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が18歳以上に引き下げられ、公布の日から起算して1年を経過した日、平成28年6月19日後に行われる国政選挙の公示日以後に公示・告示される選挙から、満18歳以上の者が選挙権を有することになります。

詳細につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵荘作君発言〕

総務政策課長（小淵荘作君） 来年の夏には参議院議員通常選挙が予定されておりますが、こちらで想定いたしますと、改選議員任期が7月25日までですので、改正法の施行日以後、6月19日以後ですけれども、18歳以上の者が選挙権を行使できるスケジュールは、最も早くて6月23日公示、7月10日投開票であります。仮にこの6月23日公示、7月10日投開票で想定しますと、選挙権を有するは平成10年7月11日以前、7月11日を含む、7月11日以前に出生した者となり、当該想定日まで異動する、いわゆる転出入・死亡等する者がいないと仮定した場合に、町では18歳が203人、19歳が211人、合計414人でございます。

国全体では、平成22年国勢調査により、18歳から19歳の人口は241万6,040人でございます。選挙権年齢が実際に引き下げられる平成28年に18歳から19歳になる平成22年国勢調査当時13歳から14歳の者で、これらの人口は237万3,390人であります。このように18歳と19歳を合わせて約238万人が新たに投票できることとなります。

議長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） 社会では若者の政治に対する関心は薄く、「投票したって社会が変わるわけでもないから意味ないよ」と言う声も聞かれて、投票所に行かない若者が多いと聞いている。これが投票率の低下につながっていると考えるのは早計でしょうか。

今回の改正により教育現場における啓発活動が重要な鍵となってくると思いますが、小学生には基礎的な学習を、中学生にはより実践的な取り組みなどを行い、政治への参加意識の高揚を図る必要性があるのではないかと考えております。

そこで、お尋ねいたします。学校教育現場による取り組み方についてお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） それでは、学校教育現場における取り組みについてご説明申し上げます。

群馬県では、中学生・高校生を対象としました参加・体験型事業「選挙出前授業で模擬投票」を行っております。

模擬投票は、架空の市町村長選挙における3名の候補者の中から、それぞれの政策を比較して、そのうち1名に投票するというものでございます。

群馬県で初めての試みとしまして、群馬県選挙管理委員会と明和町選挙管理委員会の協力により実施されました。

選挙出前授業は、平成27年10月7日、明和町立明和中学校3年生を対象に5時間目・6時間目を使って行われました。模擬投票の前に「近年の投票率の説明」や「選挙豆クイズ」で勉強しまして、事前に準備した選挙公報を配布し、政見放送を見て模擬投票を行うものです。事前に配布された入場券で受け付けし、みずから判断して投票を行います。投票後は、生徒と県と町の選挙管理委員会職員とともに開票作業を行いまして、当選人1人を発表する内容になっております。

初めての試みですので、吉岡中学校がこの模擬授業を行えるかどうかというと、授業のカリキュラムに入れることは今後、学校現場と打ち合わせをしないと何とも言えませんが、いずれにせよ、選挙に関心を持たせるきっかけづくりを考えなければならないと考えております。

現在の吉岡中学校では、生徒会役員選挙で、本物の投票箱を用いて投票して行っております。

また、小中学校の児童生徒に対しましては、夏休み期間を利用して「明るい選挙啓発ポスターコンクール」に応募をしまして、選挙への啓発を行っているというのが実情になっております。

議長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） 投票率の低下の対策についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。お聞かせください。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵荘作君発言〕

総務政策課長（小淵荘作君） 近年の各選挙における投票率低下は、やはり町においても課題としていたところでございます。4月に施行されました町長・町議選では、投票率はともに61.42%、町長選の前回対比で8.91%の減、また町議選においても8.92%の減という形になりました。

そのような中、町では、ことし夏に執行されました群馬県知事選挙において、平成19年の同選挙以降、1時間の繰り上げを行ってきました投票終了時間につきまして、公職選挙法の規定どおり午後8時までといたしました。

これは、町選挙管理委員会としても「人口が増加傾向である町では、転入者の占める割合、とりわけ若年層の占める割合も他の地域より多いわけでございます。住所地による投票終了時間の違いは、繰り上げを行っていない、特に県外からの転入者にはなかなかご理解いただけるものではございません。また、公職選挙法の規定どおり午後8時に戻すことで、より多くの有権者が投票できる機会をまずもって確保したい」ということから、繰り上げをやめる決定をした経過でございます。

投票率としては、県全体では31.16%と同選挙における過去最低を更新する結果にはなりましたが、町では32.78%、当日投票所における投票者4,181名のうち、午後7時から午後8時の1時間に投票された有権者は87名、全体におけるその占める割合は約2.08%であったことから、少なからず一定の効果があったと考えております。

年齢階層別に見ると、一般的に若年層の投票率は他の年齢階層に比べ低い傾向がこれまで続いております。それについては、20歳になる前に大学進学や就職等により地元を離れることから、家族と一緒に投票に行くといった機会がない、またなくなるということで、投票のきっかけがつかめず、その後も投票に行かなくなってしまうといったケースが多いのではと指摘されております。

改正法のもとでは、高校生は親と同居していることが通常多いことから、初めての選挙では家族と一緒に投票に行く場合が多いと考えられ、結果、若年層の投票率が向上することが期待されているところでございます。

いずれにしましても、町においては、町選挙管理委員会とともに、今後においても投票機会の確保を担保しながら、若年層への選挙啓発を検討し、投票率低下に歯どめをかけていきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） 大変詳細な説明、ありがとうございました。将来を担う子供たちが戸惑う

ことのないように、しっかりとした教育をお願いいたしまして、次の質問にさせていただきます。

次に、公園管理運営について質問いたします。

吉岡町文化センターふれあい公園は、平成8年にふるさと緑づくり事業として町が手がけた公園であります。事業目的としましては、公共施設の周辺を緑化することにより、地域住民の安らぎと潤いある緑豊かな環境形成のもとにつくられた公園でございます。ことしも10月下旬ごろより紅葉も始まり、11月中旬にはすっかり色づいた木々が、多くの地域住民を楽しませてくれております。

この公園も今まででは、春休みや夏休みともなれば子供たちは図書館に行って、休み中の宿題をやる子供や、本棚から絵本を引っ張り出して見る子供、図書館は子供たちの楽園になります。そして、宿題を済ませれば、友達と外に飛び出していき、隣のふるさと公園に向かっていきます。

みんなの楽しみは、元気な声を張り上げながら順番でキャーキャー言いながらにぎやかにローラー滑り台を滑りおりて遊び回る、こんな地域の子供たちの姿が少なくなりました。今は子供たちの楽しそうな声が聞こえなくなってしまったのです。

公園の入り口には、「公園を利用する皆様へお願い 楽しい公園として利用していただくために次の事項を守ってください」といった注意項目と「植栽樹種及び本数」が書いてあります。

植栽樹種及び本数について説明いたします。サツキツツジ520本、アベリヤ260本、オオムラサキツツジ1,710本、サザンカ500本、ドウダンツツジ110本、リュウヒゲ600鉢、クスノキ1本、以上のものを平成8年に植えたわけでございます。

そして、もう一つの立て看板には、「1つ、木や花や公園の施設を大切にしてください。犬などの動物は入れないでください。3番、ごみは持ち帰ってください。4番、自転車・バイクは乗り入れ禁止します。5番、遊具などで遊ぶときはけがなどしないよう十分に気をつけてください。6番、危険なことや他の人に迷惑になることはしないでください。以上不明な点は文化センターまで」と、このように書いてありますが、5番目に問題があります。ローラー滑り台が撤去されていたのです。ほかには遊具はないのですから、子供たちは非常に残念がっております。滑り台がないと寂しいと言っております。子供連れのお母さん方も大変残念がっております。せめて夏休みまでには使えるように願ってございました。それが夏休みも終わり、9月に入って突然に撤去されておりました。これからの将来を担う子供たちの夢を乗せて滑りおりるローラー滑り台を奪ってしまったのです。

私はこの先に、この公園で遊んでいる子供たちに、どんな形であれ、お世話になることがあるかもしれません。どうぞいま一度この子供たちに夢を与えてやってください。いか

がでしょうか。お聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 竹内議員のほうから、ふるさと公園のローラー滑り台の撤去の後の考えはということで、質問をいただきました。答弁させていただきます。

現状と今後の利用計画について説明申し上げます。

ふれあい公園は、文化センター開館と同時に開園し、早いもので20年がたち、多くの方々に利用されております。公園内の唯一の遊具としてローラー滑り台を設置し、子供たちに利用されておりましたが、数年前から老朽化が進み、補修をしてまいりました。ことしも職員が点検していましたが、上り口の木製踏み台の端が腐りまして、中学生が踏み台に足を乗せ体重をかけたところ、1枚が抜け落ちてしまい、その弾みで尻餅をついてしまったことがありました。

このようなことから、再度ローラー部分を含め点検した結果、ローラー自体、こすれて細くなり、わずかなすき間ではありますが、子供の指なら挟んでしまうような可能性があります。また、滑り台を支える鉄製柱の基礎部分も腐食が進んでおり、柱の交換時期に来ているなどが確認されました。

このように、滑り台全体の老朽化が進んでおり、補修では維持管理できないため、残念ですが、子供たちの安全を考えると、撤去が妥当と判断させていただきました。

そこで、ローラー滑り台の跡地ですが、文化センター建物の敷地と段下の公園広場を結ぶ斜面ですので、周囲の芝と同様に芝を植え、統一的な景観にして、ローラー滑り台にかわる芝の自然の斜面を利用した滑り台として利用できればということで、今検討をしているところでもあります。

議長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） ただいま違う遊具のほうの検討をしているということなのでございますが、途中の管理についてはどうだったのでしょうか。3段ある上り口の足踏み台の板は、私が確認したところ、2段目の板が腐って外れていました。この足踏み台の板を3枚交換すれば、上り口の踏み台はよかったのではないかと思います。また、滑りおりるところのローラーについては、回転の悪いところをメインに、メーカー側に言って直すことはできなかったのでしょうか。

いずれにしろ、定期的にメンテナンスをしないがために撤去に至ったのではありませんか。その辺の遊具の管理体制についてはどうだったのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 管理体制につきましては、局長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） ご指摘のローラー滑り台なのですが、管理につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、文化センター職員による点検を行ってまいりました。ローラー部、柱、踏み台等を点検していましたが、今回の中学生の尻餅事故については大変申しわけなく、おわびを申し上げております。

点検が不十分だったため、老朽化が進んでいたことを確認できませんでした。このことを全職員で反省し、今後の公園管理に役立てていきたいというふうに思っております。

また、メーカーの点検というご指摘ですけれども、やはりメーカーの方に確認していただいた結果、ローラー部がすり減っていてちょっと危険である、補修がきかないというご指摘を受けております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6 番（竹内憲明君） そのような事情で見直しを図ってあるのであれば、早急に実行に移して、子供たちの明るい声の響く公園にさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、トイレの管理運営についてお伺ひいたします。

入り口には1人用のトイレが備えつけられておりますが、ドアがロックされていてあきません。もう相当長い期間閉まったままだと思います。使えないのです。吉岡町役場本庁舎のお膝元の公園のトイレがです。もし町外から来庁者が来て、ドアをあけようとしてあかなかつたらどう思うでしょうか。

子供たちは遊んでいてトイレのほうに駆け寄ってくるのですが、ドアがあかないのは知っているのに、トイレと垣根の間に立って、皆、垣根のほうに放出しております。女子は図書館裏手より中に入り、図書館のトイレに行くことを考えると、大変不便に思いますが、対応策はいかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 公園内のトイレの管理についてなのですが、これは私が以前、教育委員会にいたときですから、9年から10年ぐらい前になります。公園内のトイレは大変荒らされた時期がありました。トイレの鍵の破壊、トイレトペーパーホルダーの破壊、予備トイレトペーパー全てが水浸し、トイレトペーパー一巻きをそのままトイレ

に突っ込まれまして詰まったり、トイレトペーパーに放火、また拾ってきた衣類がトイレ内で燃やされたりしまして、トイレ内が真っ黒焦げと、さまざまな事件がありました。トイレを修理すれば、また荒らされるの繰り返しが続きました。1度は昼間は開放し、夜はトイレに鍵をかけたこともありました、やはり鍵が壊され荒らされたこともあり、このようなことから、公園利用者の方々に大変ご不便をおかけいたしますが、使用不可とさせていただいております。

また、新たにトイレの新設計画ですが、いたずら、放火を考えると、実施は不可能ではないかと考えております。教育委員会事務局の南にあります出入り口のドア、現在ちょっと故障しておるのですけれども、このドアを補修しまして、公園から直接文化センターへ出入りができるようにいたします。それでも不便ではありますが、少しは改善できると考えておりますので、ご了解いただきたいというふうに思います。以上です。

議長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） ありがとうございます。そういう事情であれば、中央ドアの入り口のほうへトイレのマークか何かを子供さんたちにわかるように設置してもらえばよろしいかと思っております。

また、使用できないトイレはそのまま放置しておくのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） やはり使用できないトイレがあつては誤解を招きますので、機をつくりまして撤去という方向で考えていきたいというふうに考えています。

議長（岸 祐次君） 竹内議員。

〔6番 竹内憲明君発言〕

6番（竹内憲明君） ありがとうございます。そうすれば、そちらのほうは早急に手配をして撤去するようにお願いいたします。

最後の質問になりますが、小学校、中学校の通学路の整備の質問であります、吉岡町大久保170-1、宮田・沼橋信号機、この場所は関越自動車道の側道であるために、朝夕のラッシュ時には車の交通量が非常に多く、また事故等も多く、さらに新しくコンビニエンスストアができたために、小中学生が登下校に横断するのにとっても危険であると考えます。

よって、この場所に子供たちが安全・安心な通学を確保するためには、申請箇所への歩行者信号機の設置が必要と考えておりますので、町長のお考えをお聞かせ願います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長(石関 昭君) 歩行者専用の信号機の早期設置ということでご質問をいただきました。

信号機の設置につきましては、自治会から要望を受け、渋川警察署に町から申請、現地調査をして順番に設置をすることとなろうかと思っております。話に聞きますと、竹内議員も積極的に警察のほうに出向いて申請をしてお願いをしたというような話も聞いております。

町でも、平成26年度に歩行者用の信号機2カ所の要望、この要望のうち1カ所につきましては、今回議員の言われている信号でございます。この2カ所とも設置予定ということで回答はいただいておりますが、まだ設置されていないようでもあります。平成26年度につきましては、このほかに横断歩道の設置等5カ所の要望をしております。平成27年度につきましては、速度規制・信号機の方式変更・一時停止等計8カ所の申請をしております。

町といたしましても、申請をしているわけでございますので、議員の言われるように、できる限り早く、早期に設置していただきたいと思っております。よろしく願います。

議 長(岸 祐次君) 竹内議員。

[6番 竹内憲明君発言]

6 番(竹内憲明君) 大変ありがとうございました。早急に設置を楽しみに待っておりますので、よろしく願います。

これで私の5項目の質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議 長(岸 祐次君) 以上をもちまして、6番竹内憲明議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後2時15分とします。

午後1時54分休憩

午後2時15分再開

議 長(岸 祐次君) それでは、会議を再開します。

議 長(岸 祐次君) 8番村越哲夫議員を指名します。村越議員。

[8番 村越哲夫君登壇]

8 番(村越哲夫君) 議長への通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1、防災及び災害について。

1、AED設置について。

自治会制度ができて、8年目になります。防災組織の編成については4年くらい前より

騒がれていましたが、自主防災意識も高まって、町の指導で体制も整ってまいりました。

11月8日に、下野田集会所において渋川南分署並びに地元消防団の協力のもと、自主防災訓練が実施され、訓練の中でAEDの使用訓練をしました。大人も子供たちも貴重な体験をしました。その中で少しわからない人もあったようですが、このような訓練は継続的に行い、住民のほとんどが、いざというときに使用できるようにしたほうがよいと考えます。県の消防保安課によると、2013年の心肺停止の搬送者は県内で約2,090人で、うち48.2%にバイスタンダーがいたそうです。バイスタンダーの意味を伝えます。急病人や負傷者が出た際に近くに居合わせAEDを使用した人ということでございます。そこで、AEDは身近な場所にあるのが望ましいと思います。

公共施設においては、ほとんどAEDが設置されていると思いますが、県内では昨年6月現在で全体の96.6%、約2,040施設に設置されているようです。当町では何台ぐらい設置されているのでしょうか。

自治会の管理する集会所においてはまだ設置されておられません。できれば、町の指導のもと、全集会所に設置されることが望ましいと思われれます。自治会全額負担ではなく、町の助成が受けられることになれば、もっと整備されるようになると思いますが、いかがお考えでしょうか。

設置されたまま、利用できる人がいないということのないように、定期的な自主訓練の実施機会がふえ、地域住民の防災意識の向上につながるのではないかと思います。また、町の各自治体に期待している自主防災組織の理想像を教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 村越議員さんより、AED設置についてという質問をいただきました。

初めに、町の施設の設置状況について説明をさせていただきます。

設置箇所といたしましては、役場庁舎・保健センター・文化センターを初めとして、中学校・両小学校・体育施設・学童等の施設に計14基の設置があります。

議員の言われる自治会の集会施設につきましては、町としての設置はありません。自治会での設置した集会施設につきましては1カ所あると聞いております。町としても、できれば各施設に設置していただければと思っております。

AEDにつきましては、国・県等の補助金は実施がないようであります。町よりの補助金ということですが、できれば現在実施している「自治会振興補助金」にて設置していただければと考えております。

自主防災関係につきましては、担当課長をもって説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 自主防災組織につきましてですが、現在それぞれの自治会、12自治会で立ち上がっております。それぞれ防災訓練等の活動が行われるようになってまいりました。

自治会における自主防災組織の役割につきましては、各種災害時に、自治会での自助・共助のもと、初期行動をしていただければと考えております。

議員の言われる理想像ではありませんが、大雪のときなどには、自宅周りの雪かき、また協力をし合い、生活道路の除雪、要援護者等の安否の確認等の実施をお願いしたいと思っております。

公助といたしまして、町といたしましても主要道路の除雪から生活道路の除雪等の実施をしていきます。

火災時には、消火栓を使い初期消火の実施等、各種災害に対しての先導をしていただければと考えております。よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 先ほどのAEDの話でございますけれども、町のほうではやはり無理ということとなれば、これはいたし方ないことかと思っておりますけれども、やはりAEDが設置されることにより、できるだけ多くの住民が使用できるための訓練も、自治会主導でできるような体制が整うと思うわけでございますので、この辺のところをまた改めてお願いするようなこともございますでしょう。

また、下野田集会所においても、毎日のように卓球サロン、あと高齢者が使用しています。もしも、このときに大変役に立つのではないかと思いますので、ぜひまた考えをいい方向に向けていただければ幸いに思っております。

吉岡に住んで本当によかったと住民の声が聞こえるよう努力していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしまして、次の質問に入らせていただきます。

2、地域連携協定締結について。

渋川市との連携協定締結でございますが、関越駒寄スマートインター、伊香保温泉へのアクセス向上などを目指しますが、まず渋川市八木原駅周辺整備ということですが、現時点ではどのようなことが進んでいるのか、また進めていくのか、お伺いします。

関越道駒寄インターの大型対応化についてですが、平成29年度に完成予定となっておりますが、いまだに着手されていないように見えるのですが、現時点での進捗状況はどうなっているのでしょうか。

また、伊香保温泉へのアクセスとありますが、伊香保に行くまでの交通の利便性などを考えるのも大切と思いますが、当町の伊香保温泉の利用度を上げるのも1つの考えではないでしょうか。今回、議会閉会後の伊香保温泉での反省会をするのも、その一環と言えないでしょうか。

渋川との連携協定も大切なこととわかっていますが、違った連携協定もあるかと思えます。例えば銀行や店舗（やや大型店）との協定を結んで、観光、商業、農林畜産業の振興や、店舗網を活用した、吉岡町生產品の販売拡大、ライフデザイン、子育て支援、その他地域の活性化などがあると思えます。当町ではそのような他の連携協定を結ぶ計画はないのでしょうか、お尋ね申し上げます。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 地域連携協定締結について説明をさせていただきます。

10月19日に渋川市役所において、地域連携協定書の締結をしました。今後、両市町がお互いに連携していくことを確認をいたしました。この地域連携は、主に主要地方道前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸、JR八木原駅周辺整備、その他2市町村が必要と認める事項を実施していくこととなっております。

先ほどの大林議員さんにも説明を申し上げましたが、連携して何かできることはやっていきたいというように思っております。

また、現在進めております駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業につきましては、路線測量、土質調査が終了し、スマートIC詳細設計、橋梁の基本・詳細設計、用地測量等を実施している状況でもあります。

そのほかについては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵 荘作君発言〕

総務政策課長（小淵 荘作君） 議員御質問の中で御指摘がありました連携協定についてでございますけれども、今回の協定につきましては、いわゆるハード面での協定が中心ではありますけれども、この協定を進めていくことによって地域の活性化も図れると考えております。また、今後2市町で協議会を設立していくことも盛り込まれております。その中で、今後の検討課題としまして、駒寄スマートICの供用開始における広域観光が検討課題として挙げられております。広域観光につきましては、渋川市だけということではございません。他の市町村とも連携していくことも意見交換の中で出ております。

このような連携だけではなく、ほかの福祉や町内で生産されております物品の販売といった分野についても検討できればと考えております。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） わかりました。今の中で、農業、商業、工業などそれぞれの活動で町を盛り上げるための方策について、合同で考えるような組織づくりを行政では考えていないのでしょうか。また、人口がふえていても、住民がそれぞれ自分勝手に生きているのでは、本当の住みよい町とは言えません。学生の能力、住民の能力、行政の能力が相乗り効果をあらわすような組織をぜひつくっていただきたいと思います。

そうすることによって、町の税収も上がるでしょうし、それこそ町の活性化につながると思いますから、ぜひいろんな形で締結することが望ましいと思います。この辺をどうかお考えいただいて、これから進めていっていただきたいなど、このように思っております。

それでは、次の質問に入ります。

3、Lアラート導入について（災害情報共有システム）。

「Lアラート」とは、安心・安全に係る公的情報など住民が必要とする情報が迅速にかつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤のことだそうですが、我が県ではまだ未接続とのこと。近いうちに町でも接続されることと思います。そのときにどう町民に知らせるのか、表向きのテレビ、新聞、ラジオ、携帯電話、インターネット等で入手できるようになり、素早く情報がキャッチできるわけですが、そこでやはり問題なのは、高齢者の周知手法ではないでしょうか。

たびたび高齢者という言葉がこれから出てくると思いますが、大変恐縮ですが、高齢者の認知についてどのようにして認知させていくのか、町の考え方を聞かせてください。それに伴い、在宅障害者など要支援者についても同じことが言えると思いますが、答弁のほどよろしく願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、町民生活課長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） Lアラート導入につきましてはということなのですが、現在、町の緊急伝達手段といたしましては、防災行政無線・よしおかホットメールの2系統があります。この2系統による現在の伝達内容につきましては、Jアラート（全国瞬時警報システム）による、国からの「弾道ミサイル・津波情報・緊急地震速報」等の情報の発信、また町から災害等各種の情報を発信しております。

議員の言われる、Lアラートにつきましては、市町村からの災害情報等を県の防災情報

システムを介しまして、テレビ・ラジオ・携帯電話等に発信するシステムと確認しております。本年8月現在で、47都道府県中33都道府県が運用中、14県が準備中となっております。

群馬県でも運用に向けて準備中と確認をしております。町といたしましては、県単位で実施することと思われまので、実施に向けて検討をしていきたいと考えております。

また、議員の言われる高齢者等要援護者についての伝達方法ですが、現在は防災行政無線による伝達とさせていただいております。来年度より防災行政無線の改修に向けて事業が始まります。この事業により、現在の個別受信機が今の個別受信機と違い、いろいろと機能のついた個別受信機の開発が進んでおります。いろいろ字が出るものとかがかなり進んでおりますので、そのような伝達方法の検討を進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） よくわかりました。ありがとうございました。町では、最近、「こちらは防災よしおかです。ただいま試験中」という放送がよく流れますが、はっきりと聞こえず、何を言っているのかわからないという人が多くいます。野外で作業をしている人には、非常時の連絡にこれでは不十分です。もっともこの問題についても真剣に取り組んでいただきたいと思えます。

また、新しく住民になった家庭に、防災無線の子機が配付されているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） ただいま議員の言われた防災無線の聞きづらいということなのですが、今現在放送は、個人の言葉でなくて、パソコンのほうから電子的な言葉で配信をしております。それですので、外の外部スピーカーの反響がなるべくないようにということで配慮はされていると思うのですが、まだちょっと聞きづらい可能性もありますので、その辺はまた業者なりに話をして改修をさせていただきます。

また、転入等、世帯分離等された世帯につきましては、今現在の個別受信機を配付をさせていただいております。中には要らない、またうちにあるよといううちもあるのですが、なるべく持っていついていただいているようにしております。お願いします。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） そう願いたいものとするようお願い申し上げます。次の質問に入ります。

2番、高齢者について。

2-1、見守りの充実を。

高齢化や晩婚化、兄弟数の減少に伴って、親の介護や子育てを、同時進行で行う人が出てきています。この状態は「ダブルケア」と名づけられ、特に40前後の女性に負担がかかりがちになっているようです。団塊の世代が75歳を超える2025年に向けて支援の対象としてクローズアップされています。

高齢者の介護について、働く女性に余り負担をかけないように行政の支援が急務になっていくと思います。そこで、町に何でも押しつけてしまうと大変なので、ボランティア的な人をお願いしたり、また自治会の班長さんは配り物があるはずですが、そのときに声をかけていただくのはどうでしょうか。そうすることによって、見守りの充実を図っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、高齢者の中には独居老人で、ごみステーションにごみを持っていくことに難儀している人もおられるようです。

ここ数年、独居老人宅に安否確認を兼ね、見守りをして、訪問ごみ収集を始めている自治体がふえているようですが、まだ動きは鈍いようです。町の財政の問題もあるでしょうが、高齢者だけの世帯がふえている現状を考えれば、早急に手を打ってほしいと願うものです。見守りをしながら、訪問ごみ収集は難しいでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 見守りの充実についてのご質問をいただきました。特に、地域における生活支援についてのご質問だと思います。

昨今、議員の言われる、ごみ等で難儀をしている高齢者が、少数ではあるがおられるという報告は受けております。社会福祉協議会の計らいによって、自治会、隣組の支援によって対応されているとのことでありました。

現在、町では、地域福祉計画の策定に向け審議会を開催し、ご意見を伺いながら進めているところでもあります。

ことし7月には、この計画のため13自治会を4ブロックに分けて、地域福祉座談会を開催をいたしました。その中でも、議員のご指摘をするような内容がありました。

この1つの解決法として、町、社協、そして自治会・隣組が分担し、どこが支援することが望ましいかとした上で、自治会・隣組との意見も多くありました。行政としての公助の役割もありますが、自治会や隣組での共助の役割が、地域社会での生活支援の活性へつながるものと確信をするものであります。

自治会単位に地域福祉ネットワークなどもございます。地域力に大きな期待をするもの

でもあります。ご理解を求めながら進めてまいりたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） よくわかりました。他市町村から見れば、吉岡町の福祉は進んでいるように感じております。また、行政の努力を認めますが、新たな取り組みも必要な時期になっているのではないのでしょうか。ひとり世帯や障害者世帯など、お弁当を届けるボランティアはなされていますが、このような分野にも目を向けるときではないのでしょうか。町のためにいろいろと努力して頑張ってきた高齢者に力を差し伸べることは、これから高齢者になっていく人たちにもよい結果が出るのではないのでしょうか。優しく高齢者になっていただければ幸いですと思っております。

そして、次の質問に移らせていただきます。

2-2、要援護者登録について。

要援護者の登録は、自治会を通じて町に提出された申請書が受理されたときと理解しておりますが、その手段として、1、手挙げ方式、私はこういうところが悪いので登録してください。2、同意方式、あなたは何々だから登録したほうがよいですよ。このようなやりとりで申請・登録しているのではないかと思います。この2つの方法ですと、問題を含んでいるように思われます。もう少し調査とPRを徹底しないと、登録漏れの方がたくさん出てくる可能性があるかと推察されます。

災害時の要援護者も含めて、1つ、ひとり暮らしの高齢者65歳以上、ただし元気な方もおられますから、1つ、ひとり暮らしの75歳以上の方、1つ、ご夫婦ともに75歳以上の世帯、1つ、継続的に見守り支援の必要な方、障害を持っている方等の要支援世帯のこちらの方式ですと、登録対象者を漏れなく把握する確率が高いと思われませんが、町として、上記の方々の要援護者としての登録の仕方、またどのように支援に取り組んでいくつもりか、お聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 要援護者の登録の取り組みということで質問をいただきました。9月議会でも質問がございました要援護者につきましては、平成22年に吉岡町災害時要援護者名簿登録制度実施要綱を制定し、この要綱により名簿登録をして、災害時、また必要に応じて連絡また普段の見回り、声かけ等をお願いをしています。

支援者には、1援護者に対して最低2名とし、登録には、申請書により自治会長さんを経由し届け出るようになっております。現在、登録人数につきましては、災害時には支援を希望する方が現在65名登録をしています。

また、広域消防・各自治会・各消防団等に通知することについての承諾を得ていますので、中には秘密にしておきたいという方もおります。名簿記載につきましては、低い数字となっております。

また、「災害時要援護者支援制度」につきましては、平成26年度「災害対策基本法」の改正により、現在「避難行動要支援者支援制度」と変更になり、高齢者等支援範囲が広がり、現在名簿の見直しをし、各消防・各自治会等に示し協力をお願いするよう作業をしているところでもあります。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） ご説明ありがとうございます。要援護者を災害時や非常時に助けるには、1人ではできない場合があります。そうすると、ある程度の情報公開をしないと、援護者が集まらないと思います。この点を町ではどのように考えているのでしょうか。お尋ね申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） ただいま議員さんの言われたのは、個人の申し出ということでしょうか。（「はい」の声あり）こちらといたしますと、役場で持っています障害者名簿、障害者の級の高い人というのでしょうか、そういうもの、また社協等によるひとり暮らし、こちらで持っているひとり暮らし等々、そういうものを集めて、そういう名簿から拾い出しして、参考として持ち出し、それにより登録を考えております。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） わかりました。これからまたいろいろこの要援護者については、いろいろなことが出てくるのではないかと思いますので、これからもよろしく願い申し上げたいと思っています。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3、道路網及び交通事故対策について。

3-1、交通事故防止対策。

平成26年度において、渋川警察署の事故発生状況表によりますと、当町内での発生した人身事故は169件（前年度比27件減少）で、死者2人（前年度比1人増加）、負傷者208人（前年度比41人減少）となっており、死者は1人増加したものの、人身事故及び負傷者は減少して、他の市町村でも、増加は見られず減少しております。また、高齢者の関係した交通事故は、65歳以上は63件となっております。

将来の吉岡町がどんな町になってほしいかでは、「防災・防犯・交通安全対策」など、安全に生活できる町がみんなの願いであり、町の発展につながります。犯罪や交通事故などの減少が続くよう、これからの対策などお聞かせいただければと思います。

また、交通事故は、車だけではありません。最近話題になっていますが、自転車の事故も大変多くなり騒がれております。中学生はまだ少ないと思いますが、スマホ・ウオークマンなど、操作しながらの運転（歩行）、脇道からの急な飛び出しも十分注意が必要だと考えます。これは以前に質問に出たと思いますが、中学校と役場に入る5差路ですが、登校時になると、車と子供で大変混雑をし、渋滞をしています。子供たちが安全に信号待ちをできるよう、場所の確保などの対策、またはよい考えはないでしょうか、お聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 村越議員のほうから、3番目といたしまして交通事故防止対策について質問をいただきました。今ちょうど秋の交通安全週間ということで、今朝7時20分から回っております。そういった中におきましては、関係各位に多大なるご協力をいただいているということで感謝をしているところでもあります。

町の交通安全という観点からしますと、吉岡町は、上毛大橋・高崎渋川バイパス・上武国道・吉岡バイパスと、町への流入が多くなってきております。

また、群馬県は車社会で、日本全国で14番目に車の台数が多くなっていて、交通事故も増加の傾向にあります。

竹内議員からも質問があり、説明もしましたが、信号機の設置・交通規制の実施等、各種危険箇所の見回り等、また危険箇所につきましては、看板の設置・注意喚起の実施等を実施し、道路交通環境の改善に向け取り組みを促進し、交通事故防止の徹底を図っております。

また、交通安全会・防犯委員会等による交通安全パトロールの実施、通学路等の危険箇所には防犯カメラの設置等も実施をして、犯罪の防止も実施しております。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） これから町を背負っていく若者ですから、大事に育てていかなければならないと思いますので、よろしく願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

3-2、都市計画道路延伸について。

都市計画道路は、全ての人々が日常的に利用する都市施設で、人や物資輸送のために交通施設としての機能のほか景観の形成、生活環境上の空間、防災上の機能などを有してお

り、さらに市街地の誘導発展など都市構造に大きな影響を与える都市の骨格施設でありま
す。

当町の都市計画道路大久保上野田線、いわゆる吉岡バイパスは、昭和55年12月に決
定してから35年が経過しておりますが、前橋伊香保線大久保地内宮東交差点までしか完
成していません。

この道路は、上野田まで6,520メートルの計画であり、約半分しか完成していない
ため、県道前橋伊香保線役場入り口交差点、県道渋川高崎線鬼が橋交差点は、朝夕の渋滞
は著しい状況です。

吉岡バイパスは大動脈であるわけですから、整備することにより、吉岡町の発展、税収
の伸びにつながるのではないかと思います。宮東交差点の先の大久保上野田線延伸整備に
ついて、どのように考えているのかお聞きします。

また、都市計画マスタープランでは、この道路は幹線道路として位置づける環状道路の
一部として事業主体が町と県が整備を促進するとしている。マスタープランの整備時期に
ついては、概念10年ごとの第1期と第2期に分けて整備を行うとなっておりますが、第1
期はどのような整備を行ったのか。また、第2期の整備計画はどのように考えているのか、
お聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 村越議員のほうから、都市計画道路大久保上野田線に関するご質問をいた
だきました。

この道路の延伸整備に関する考え方についてであります。私は、吉岡町が将来に向か
って継続的に発展していくためには、この道路の整備が欠かせない整備だと認識をしてお
ります。

そういった中におきましては、先日、県議会議員の一般質問で、我が北群馬代表の高橋
議員が、この件に関しまして一般質問をされました。その中の答弁は、今吉岡、榛東、北
群馬については、いわゆるインターチェンジから西に延びる高崎新井線、そしてまた高崎
渋川バイパスが完成した後、この産業道路、この延伸都市計画、今言われておる大久保上
野田線、いわゆる前橋伊香保線、この工事ができるのではないかと、今のところ考えてい
ないというような県の答弁を聞いてまいりました。

そういった中におきましても、今宮東交差点より南側の区間は、現在は町道になってい
る旧前橋伊香保線のバイパスとして整備をされましたので、県が事業主体となったわけ
ありますが、宮東交差点より北側の未整備区間については、整備の事業主体は決定してお
りません。

このため、議員ご指摘のように、町の都市計画マスタープランの中では、事業主体として県と町の併記とした形になっております。私は、未整備となっている区間については、この道路が担う広域的な役割などを考慮すれば、やはり県が整備するのが妥当ではないかと考えておまして、数年前から毎年、大澤知事には県による整備を要望しているところでもあります。

今渋川と連携協定を結んだというような中におきましても、この件については、渋川とよく話し合いながら、この道はつくっていただくという立場で、また知事のほうには提起をしていきたいというようにも思っております。

県の立場としては、この道路と同じように吉岡町の骨格を形成する高崎渋川バイパスや南新井前橋線バイパスの整備に取り組んでいる最中であるということでもありますので、町としましては、今後も引き続き粘り強く要望していくというようには思っております。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 細かい説明ありがとうございました。さらなる町の発展には、道路の整備は欠かせない重要な事業であります。さりとて財政に限りがあるわけですから、無理も言えないかもしれませんが、優先してもらわなければならないことだと思いますので、ぜひお願いしたいものです。

また、うわさではありますが、大久保上野田線は計画が休止されたような話が出ていますが、どうなのでしょう。もしそうだとすれば、今まで期待していた地権者にその旨を伝えることをすべきではないでしょうか。お答えいただきたいのですが。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ちょっと今聞き漏らしたのですけれども、もう一度言っていたらありがたいのですけれども。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） うわさではありますが、もう大久保上野田線は計画中止されたというような話が出ていますが、どうなのでしょうということなのですが。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 今議員がおっしゃいましたことですが、そのようなうわさは一切聞いておりません、町として。それと、あと町としましては、その上野田線が早期に着工できるように、一部、100メートル区間ですけれども、旧の高崎渋川線のところを先

行して、町とすれば道路改良を行って、県に対してその道路計画を促進させるということ
で実施をしております。そういう状況です。よろしくをお願いします。

議 長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 今のお話を聞きますと、大変私が失礼なことをやってしまったようなこと
だと思えます。失礼しました。私も聞いた話なので、詳しくことができなかつたもので、
大変そのようなところをご勘弁願いたいと思えます。

次に、前橋渋川バイパスが開通し、そのアクセス道路として都市計画道路漆原南原線も
開通したが、この線は西進し、渋川サントリーの南のところの半田南線を経由して、J R
上越線を横切り、大久保上野田線に接続することに計画されていますが、この道路はどこ
までするのでしょうか。

また、前橋渋川バイパスが開通後、このJ R上越線川久保踏切が朝晩通行する自動車
で混んでいます。この踏切は東西3本の道路が合わさって渡るが、広さ2メートル程度で車
が1台やっと通れるだけの幅しかなく、1台車両が通過するまで待っていなければ、また
踏切も脱輪しやすい状態の上、東西の道路の形状は斜めと直角になっていて、形状が悪い
ので、危険性も加わり苦勞して通過しています。この踏切は、渋川市民が多く利用するが、
吉岡町民も漆原方面や渋川バイパスの利用のため、多くが利用している。上武国道が接続
されれば、さらに車両が増加します。この踏切の計画として、鉄道をまたぐ陸橋か地下ト
ンネル方式かということのようですが、渋川市の計画はどこまで進んでいるのですか、お
伺いします。

また、トンネルか陸橋かという計画については、いつ実現するかわからないが、実現に
向けて大型車が2台交互通行できる渋川川久保踏切の拡幅を、渋川及びJ Rにかけてはい
かがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この渋川市川久保踏切に関するご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この踏切を含むサントリー榛名工場の南を通る渋川市道は、渋川
市の都市計画道路半田南線として、4車線の道路が改良される計画が決定されております。
半田南線は、吉岡町の都市計画道路でもあります。大久保上野田線や漆原南原線と一体と
なって広域的な道路ネットワークを形成する重要な道路だと認識はしております。

ことし10月に、先ほどから申し上げてきたとおり、渋川市と締結した地域連携協定に
基づきまして、今後は渋川市と連携しながら整備に向けて努力をしていきたいと考えてお
ります。

先ほどから村越議員が言われております、トンネルか陸橋かと、どちらかということなのですけれども、それはまだ決まったことではないと思っております。うわさではないのかなど。どういった形でどういったものができるかということこれから精査しながら、いわゆる渋川市、そしてまた吉岡町と話し合いながらつくっていくということになります。村越議員もあのところをご存じだと思いますけれども、あの橋は、もしか踏切ができた場合、渋川市から渋川市に渡る踏切ということで、いわゆる土地は全部渋川市にございます。そういったことはご存じだと思っております。

といったことで、いかにして渋川と連携しながら、あの踏切がどういった形でもあれ、できるかはこれから研究していきたいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 渋川市と話し合いをぜひ進めていただきたいなど、こういうふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

4、いじめについて。

4-1、園児、小、中学生のいじめ問題について。

報道機関により若干の違いがあると思いますが、2014年度に把握されたいじめは、群馬県で約2,056件、前年より959件ふえ、過去2番目に多くなりました。文部科学省が1985年度から毎年、教育委員会を通じて、いじめの認知度件数などを調査しておりますが、全国でも現在調査した結果、12万件を超える数字となりました。

原因としては、「程度の軽いいじめ」か「短期的に解消されたもの」については、含めなかったことやいじめの発覚により自身の評価が下がることを不安視する人が隠蔽を図るなど、今までがずさんととられかねない調査を行ってきたことによる結果だと思えます。

このようなことを踏まえて、現在、文部科学省としてはきちんとした調査のやり直しをしているところだそうですが、吉岡町として問題、調査などの対応、対策をどのように考えていくつもりでありますか。

小中学校のいじめ問題は関心が持たれていますが、幼稚園、保育園における問題の現状はどのようになっていますか。うわさだけならよいのですが、ある保育園においては、いじめかふざけっこかわかりませんが、その内容はわかりませんが、救急車を呼ぶ事態になったと聞きました。このような問題は報告があったのでしょうか。また、小さいときから情操教育をしていかなければ、大きくなって問題を起こしてしまいます。町はどのような視点で幼児教育を行っているのか、教えていただきたいと思えます。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 園児いじめ問題につきまして答弁させていただきます。

いじめ問題につきましては、全国的に問題となり深刻化しております。こうしたことから、国でも平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布されました。

しかし、残念ながら、現在もこのような事件が相次いでいる現状でもあります。

ご質問の「園児のいじめ」については、担当課長をして答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 保育園において、いじめあるいはそれに似た行為によって救急車の出動についての報告があったかとのことですが、ここ数年において、報告は受けておりません。

保育園とはいえ、年長ともなれば、当然、個性もあらわれ多少のトラブルもないとは言えません。また、年中・年長では、1保育士に対しまして30人の学級と、1つの部屋ということになり、保育をしていることでもあります。

町も保育園に対し指導していきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 先ほどの幼児期の情操教育についてご説明申し上げます。

町の教育委員会では、ゼロ歳児の10カ月健診、健康健診ですけれども、のときに「ブックスタート」という事業を行っております。ブックスタートは、保護者と赤ちゃんに絵本を2冊プレゼントし、保護者が赤ちゃんを抱っこしながら絵本を読み聞かせる事業です。保護者の体温や鼓動を体で感じながら絵本を読み聞かせることで、情操教育に役立っているというふうに考えております。

また、町内の保育園・幼稚園へ毎月、紙芝居を配達し読み聞かせを行っております。小学校図書館と町図書館が連携した「スタンプラリー」、本を読むとスタンプを押してくれるラリーなのですけれども、を行っており、読み聞かせボランティアによる小中学校で「朝の読み聞かせ事業」なども行っており、児童生徒の読書への関心を高めております。本に親しむことで、子供たちの情操教育に大いに役立っているというふうに考えております。

議 長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 情操教育についての話は大変ありがたく思っています。これからもよろしくお願ひしたいと思います。先ほども申し上げましたように、うわさですが、うわさが出

るということは、何らかのことがあったのではないかと予想しています。何もなかったなら、これにこしたことはございませんが、ただ、うわさを埋もれさせては大変なことになります。そのようなことがあった保育園には子供は預けたくないなんて言われることがないようにしなければならないと思いますので、指導のほどよろしくお願い申し上げて、定期的に状況報告を幼稚園・保育園・学童保育などからも受けているのでしょうか。

いつも取り返しのつかない出来事が起きてから騒ぎ始めるのが実態です。「三つ子の魂百まで」ということわざがあるように、小さいときの過ごし方が大人になったとき影響します。いじめ問題は小さいときが鍵だと思いますので、これからもご指導のほどよろしくお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

5番、地域問題について。

5-1、自治会費納入について。

自治会費の納入問題については、全ての自治会が共通して取り組んでいる課題だと思います。同じ住民でありながら、真面目に自治会費を納入されている会員が、会費未納者の実態を知れば、納めなくても済むなら、私も納めない、こういうような風潮がどんどん加速してしまいます。

自治会費を納めない人も、町道の利用、ごみステーションの利用の恩恵にあずかっています。

自治会においては、免除申請というものを設けておりますが、率直に申請されている方はわずかで、無断で未納という形になっています。

これからますます高齢者が増加し、医療費や福祉に関する費用が膨らんでまいります。できれば、自治会費を税金という形で徴収してもらい、世帯割で地域に払っていただければ、このような分野で自治会が神経を使うことなく、自治会活動に専念できると考えますが、この点、実施は難しいでしょうか。

また、自治会とのつながりが希薄になることにより、子供を持つ親が地域や育成会などにスムーズに連絡がとれないことが生じてまいります。また、行政からの情報が入らず、孤立していく可能性があります。その他、防犯、防災面においても地域との協調がとれなくなり、福祉サービスにも支障が生じてまいります。

新しく地域の住民になった人には、自治会においても、この地域にどんな史跡、公共施設、あるいは自治会の行っている行事、どのような人が役員で、どんなことをしているか、情報提供を行い、できるだけ集会等に参加していただけるよう、配慮と努力は大事だと思っておりますが、特に集合住宅に入居されている方々に会員になっていただくのは大変です。町として、住民登録をした方々には、町勢要覧等を配布して努力をされていますが、自治会費の重要性を認識してもらい意味でも、住民登録した時点で、町政同様、自治会参

加も重要なことであると同時に発信することはできないものでしょうか。いかがでしょうか。

また、共同住宅、個人アパート、特に建築会社の建設した集合住宅の住民は半数以上会員になっておりません。その方々は、いつこの町から転出するかわかりません。そんなことを考慮すれば、自治会費も幾つかの段階を設けて対応していくことも大事であると思っております。他の自治会でも同様な問題を抱えていると思われませんが、町ではどのような考えを持っていますか。お伺いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 自治会費の問題について提起させていただきました。自治会費の未納と町道の利用、ごみステーションの利用に関しましては別問題と私は考えております。町としても、自治会への加入につきましては、強制はできませんが、全住民が自治会へ加入していただきたいと考えております。

自治会費につきましては、自治会に加入して初めて発生するものであり、自治会を運営するためには必要不可欠と考えられます。

また、自治会費を税金として徴収してもらいたいとのことですが、税金と自治会費とは目的が違いますので、役場での徴収はできないと考えております。

日ごろ町民生活課では、いわゆる新しい人がこの吉岡町に住みたいというときには、いわゆるこれこれこういうことですから自治会に入っただけですかというようなことはご指導をしております。

また、アパート等の建設のときに、開発者に対しましても、開発条件として、アパートへの住所の移動、また地元自治会への加入の促進もしております。

また、転入者等で、先ほど申し上げたとおり、住所を移してきた場合には、各地区代表の連絡先等の説明をし、各自治会の説明を受けるように勧めています。

これは、町と自治会の協働によるよりよいまちづくりを目指すものであり、それには住民の一人一人の協力も不可欠であると考えております。

この自治会費問題につきましては、毎月私も自治会総会には出席させていただいております。そういった中におきましても、各自治会長さんの悩みだということもお聞きしております。ぜひこういったことのないよう、町も精いっぱい努力をしていきたいというように思っております。

議 長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 大変理解しました。確かにこういう問題は簡単にはいかないものと思えます。残すところ、次の質問に入ると時間的なものがございまして、8番村越の質問はこ

れで終わらせていただきます。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、8番村越哲夫議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後3時30分とします。

午後3時14分休憩

午後3時29分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開いたします。

議長（岸 祐次君） 一言申し上げます。先ほど村越議員の一般質問の中で不適当な言辞があったように思われますので、後刻、記録を調査の上、措置いたします。

それでは、5番柴崎徳一郎議員を指名します。柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君登壇〕

5番（柴崎徳一郎君） 議長への通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

5人目ということで、執行の皆様方には大変お疲れのことと思いますが、もう60分、私も頑張らせていただきます。

まず初めに、町職員等への心と体の健康維持対策についてお伺いいたします。

町は、第5次総合計画にある4つのシンボルプロジェクトの1つである「よしおか健康No.1プロジェクト」の推進を重点に据え展開するとし、ことし3月、吉岡町健康づくり計画を発刊、その基本理念には「健康で笑顔あふれるまち よしおか」を掲げ、生涯にわたって健康で生き生きと暮らせることは、全ての町民の願いです。そのためには、町民一人一人の生活の質の向上を図るとともに、心身ともに健康に暮らせる健康寿命をできる限り延ばすことが求められます。町民みずからが「自分の健康は自分でつくり、自分で守る」という意識を持ち、生活習慣を見直し、主体的に取り組むとともに、そのような健康づくりを社会全体で支えていく必要があります。家庭を基本としつつも、地域や学校、職場、各種関係団体、行政がともに連携・協働して、誰もが生涯を通じて健やかに笑顔で暮らせるまちを目指しますとつづり始めて、施策の展開、計画の推進を打ち出しておりますが、それら各種行事等の計画推進のリーダー的存在となる町職員等への健康対策・福利厚生事業についてお伺いします。

地方公共団体では、地方公務員法第42条に基づき、民間企業の雇用と同様に、職員の保健、元気回復等を目的に福利厚生事業を実施するものとされています。福利厚生事業は、地方公共団体が直接行う方法と、職員互助会等が行う方法があり、職員互助会等が行う場合には、職員の掛金や地方公共団体が公費支出することになり、事業の実施に当たっては、住民の方々の理解が得られるものとなるよう、各地方公共団体において点検・見直しを行

いながら適正に実施することが求められています。

あわせて、この12月1日から労働安全衛生法が改正され、午前の金谷議員の学校教育での質問で、南雲教育委員会事務局長より話題が提供されましたが、心理面におけるストレスチェック制度の義務化で健康管理やメンタルヘルス対策、そして健康の保持増進を図るための支援等々、働く全ての人々にストレスのない職場づくりが求められることになりました。

「子どもから高齢者まで、全ての町民が健康で笑顔あふれるまちづくり」と呼びかける、その仕掛け人である町職員等の心と体の健康づくり対策は、その実施事業の概要についてお伺いいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 柴崎議員のほうからは、「町職員等の心と体の健康対策は、その概要について」ということでご質問をいただきました。

平成25年度の地方公務員健康状況等の現状によれば、体調を崩して長期病気休暇となる職員の数は、職員10万人当たり2万3,665人となっており、高どまりの状況にあるとのこと。特に精神及び行動の障害、いわゆる心の病による長期病気休暇者数は、職員10万人当たり1万2,193人で、10年前の約2.1倍、15年前の約4.5倍となっているそうです。これは、職員が100人いる職場であれば、心の病による長期病休者が1人を超える割合でいることを意味しております。

また、長期病休者全体に占める割合も年々増加し、平成25年度は51.5%となっております。5割を超えております。このほか地方公務員の精神疾患にかかわる公務災害認定件数も平成21年度以降増加傾向になっております。

このような状況から、地方公共団体においては、積極的にメンタルヘルス対策を推進していくことが重要な課題となっていると思っております。

職員自身のみずからのストレスに気づき、自発的に適切な対処をするとともに、職場のストレスの要因そのものも軽減するため、事業者や管理監督者などによる職場環境の改善を進めることによって、いわゆる1次予防であるメンタルヘルス不調の発生を防止していくことが大切であると考えております。

さて、福利厚生事業ですが、町には、職員互助会はありません。それにかわり職員組合の行う事業と町が直接行う事業を実施しております。なお、職員組合への公費の支出はございません。

実施事業の概要については、総務政策課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕荘作君発言〕

総務政策課長（小渕荘作君） 職員の心と体の健康づくり対策の概要でございますけれども、労働安全衛生法及び吉岡町職員安全衛生管理規程に基づく健康診断と、希望者には人間ドックを毎年実施しております。

また、市町村職員共済組合による健康管理対策事業として、健康対策用品の配布を行っております。

心の健康対策については、3年前から保健師による健康相談と、精神的健康診断検査を全職員に受けさせております。

啓発事業としましては、公的機関が実施するメンタルヘルス相談や電話相談、またインターネットを介して行うストレスセルフチェックなどの情報提供を行っております。

また、12月1日から労働安全衛生法が改正され、ストレスチェック制度が義務化されましたが、制度実施には予算が伴いますので、平成28年度から実施する予定でございます。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 人の心は深く、広く、複雑怪奇。さらには強さと弱さが表裏一体でデリケート。他人が読み取ることはかなり難しいものです。そんな人の心を故意的に踏みにじったり、傷つけたりする人がいたとすれば、絶対に許すことができないと思います。

労働安全衛生法改正に伴う心の健康問題、メンタルヘルス対策、ストレスチェックの義務化がスタートしたとしても、職場内に起こらないという保証はありません。もしも起こったら、そのときの町の幹部の皆さんは、職員の心の健康回復に対し、どのような対応をされますか。メンタルヘルスの具体策、常に準備を怠らず、平常業務の中でさりげなくかわっていただきたいと思います。とにかく労働者というか、自治体職場で働く職員皆さんが、心も体も元気に健やかに笑顔で住民対応をしていただければよいと思います。

さて、先日というか、先月3日に、第25回ぐんま県民マラソンが行われ、10キロの部を走ってきました。還暦を迎えてから健康づくりにとマラソンを始めました。快晴の中、心地よい汗をかかせていただきました。競技が終了後、帰り支度のとき、数人の町役場職員らに声をかけられました。そこにいらっしゃいます大塚上下水道課長を初め5人ほどの職員が走っておられたということ、吉岡町からも200人を超える町民の方々が、秋晴れの上州路を爽やかに駆け抜けられ、また走路ボランティアにも多くの町民が応援協力なされ、途中、声かけもいただきました。県民総健康運動の一大イベントに職員みずから率先

して自主的な健康づくりをたしなんでおられることに、大変頼もしさを感じるとともに、すこぶる元気をいただきました。それぞれにいろいろなかかわり方があろうかと思いますが、地域に飛び出し、自分の楽しみ、心と体の健康づくりを見つけてほしいと思います。

続いて、職員らの疲労回復、健康の維持・増進・福祉の向上を図ることを目的として、職員等の請求する時期に有給で与えられる休暇として年次有給休暇がありますが、職員等の取得状況はいかがでしょう。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵荘作君発言〕

総務政策課長（小淵荘作君） 平成26年の年次有給休暇の取得状況でございますが、対象職員数107人で、総取得日数は1,163日、平均10.9日となっております。取得率につきましては26.3%でございます。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 次に、特別休暇の導入状況についてお伺いします。

夏季休暇・結婚・出産・育児等、何種類でしょうか。そして、それらそれぞれの期間は何日ぐらいなのですか。あわせて、取得状況はどのようになっておりますか。お伺いします。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵荘作君発言〕

総務政策課長（小淵荘作君） 特別休暇の種類でございますけれども、全部で21種類ございます。

その中で、職員の福利厚生に関する主な特別休暇の期間と取得状況について説明させていただきます。

まず、骨髄移植のための検査・入院等ということで、必要と認める期間、1人当たり5日と5.5時間ということでございます。次に、職員の結婚でございますが、5日間の範囲内の期間ということで、2人で10日。職員の妻の出産、これは2日の範囲内の期間ということで、3人で6日。続きまして、女性の職員の生理日の休養ということで、2日の範囲内の期間で必要と認める時間または日数ということで、1人、1日と5時間。職員の子供の看護、小学校就学に達するまでの子供についてでございますけれども、1年において5日の範囲内の期間ということで、3人で16日と4.25時間。職員の親族の死亡についてでございますが、親族に応じて1日から7日ということでございます。27人で56日と。それと、いわゆる夏休みといいますか、夏季における盆等の諸行事等ということで、夏季休暇でございますが、3日の範囲内の期間ということで、110人が329日と。また、長期勤続職員、いわゆる15年、20年、25年、30年とございますけれども、

長期勤続職員の心身のリフレッシュということで、3日の範囲内の期間ということで、8人、24日でございます。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 先日、あるテレビ番組で、優しい特別休暇として従業員を気遣う、失恋休暇というユニークな休暇対応をしている経営者が紹介されておりました。落ち込んでいて来客者への対応の不安解消だそうでございます。

さて、特別休暇のうちの育児休暇についてお尋ねしますが、いわゆる「イクメン」といわれる男性の育児休暇の取得状況はいかがでしょう。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕荘作君発言〕

総務政策課長（小渕荘作君） 男性の育児休暇についてですけれども、現在のところ取得実績はございません。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 取得者がいないということは、非常に残念に思います。イクメンなどに理解を示す上司を「イクボス」と呼ぶのだそうです。仕事と生活の調和と訳される、ワーク・ライフ・バランス推進に向けたイクボスの増殖を期待します。

次に、町には多くの嘱託職員や臨時的任用職員の方々が働いておられますが、雇用契約の中での休暇内容や福利厚生事業面についてですが、あわせて休暇取得状況・健康づくり事業等への呼びかけ状況はどのようになっておられるのか、お伺いします。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕荘作君発言〕

総務政策課長（小渕荘作君） 嘱託職員につきましては、職員と同様の夏季休暇を18人の方に54日と。有給休暇につきましては、1年に20日間、20人の方で313日取得しております。

臨時的任用職員につきましては、勤務形態によって職員と同様の夏季休暇を15人の方に45日と。有給休暇につきましては、勤務形態により半年で1日から5日間で、55人の方に374日取得させております。

また、健康づくり事業への呼びかけについては、啓発事業として、職員と同様に健康対策の情報提供を行っております。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番(柴崎徳一郎君) 町の諸事務・諸事業は、多くの嘱託職員や臨時的任用職員の皆さんに支えられて粛々と遂行されていると思います。勤務条件等、同様に福利厚生事業面についても、職員らとの連帯感を持って、いつも明るく元気な笑顔の絶えない職場であってほしいと要望するものであります。

ところで、県下29市町村が自治労群馬に加盟されているということですが、地方公務員法第52条3項に規定される監督的地位にある職員である管理職員等は云々において、本町管理職の方々の現状を過日、自治労群馬の事務局に伺ったところ、管理職が関与をされているのは本町だけみたいですね。今年度の自治労群馬のスローガンに、自主的な自立的労使関係を確立するとともに、賃金水準の維持・改善に向け、みずからの現場で取り組み評価しよう、そして運動と組織を見詰め直し、仲間づくり・担い手づくりを進め、地域公共サービス労働者の未来を切り開こうなど、高々と掲げられて活動展開を目指しております。対する管理職の皆さんは、町における当局側としてしっかり受けとめ、職員等への心配り・気配りで町内融和に努めていただけたらと思います。

自治労県本部も言うておられました。以前から職員組合と互助会を区分けされたらとアドバイスをしているのだが、そろそろ職場内団体の見直し時期に来ているのではないのでしょうか。役場職員皆さんの職場は、役場庁舎内だけではないと思います。吉岡町内全てがマイフィールド、仕事場ではないでしょうか。

第5次総合計画の中でも、町民と行政が協働するまちづくりを唱えております。健全な体できめ細かな町民サービスを、そして公僕としての制約もありましようが、まずは快適な職場づくり、信頼し合える仲間づくりを進め、町のリーダー的存在である職員皆様の協働による健康保持で一致団結のもと、一層の活躍を期待し、次の質問に移ります。

2番の地域包括ケアシステム構築への進捗状況は。

高齢者の皆さんが、もちろん私も含めてではございますが、地域で安心して安全で暮らせるまちづくりに、地域包括支援センターの発展・充実と活発な活動展開への期待感をと、6月議会の一般質問でお尋ねさせていただいたところ、介護予防支援及び包括的支援事業等、町社会福祉協議会に委託している。そして、地域包括ケアシステムの構築に向けては、渋川広域圏域で研究を重ね、適した構築推進を進めていく旨、ご答弁がございました。

国は、「市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策など地域支援事業の充実に予算化を進め、地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取り組み、地域支援事業の枠組みを活用し、市町村が推進すること。さらに、平成30年度までに全市町村が地域支援事業に取り組みめるよう必要な財源を確保し、市町村の取り組みを支援する」と後押しを差し、平成30年4月には、全ての市町村で実施をと提示されておりますが、現状、広域圏域と並行しながらも、しっかりとした町の方針・取り組み計画を打ち出していないと間に合わ

ないのではないのでしょうか。その後の進捗状況についてお伺いいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 地域包括ケアシステム構築への進捗状況はということで答弁させていただきます。

渋川圏域における在宅医療・介護連携の推進、地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係する行政機関と渋川地区医師会が中心となり渋川地区在宅医療推進協議会が設置されました。関係する講演会や模擬ケア会議などを開催し、目的の実現に向けて活動をしているところでもあります。

医療と介護が必要とする状態の高齢者等が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者など関係者の連携が求められております。

この機能を持たせた、仮称渋川地区在宅医療介護連携支援センターを平成29年度より本格稼働させるため、来年度中に設置する運びで進んでおります。

内容につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 事業の内容につきましては、国が定める地域支援事業実施要綱に基づく在宅医療・介護連携推進に係る業務として、主に切れ目のない在宅医療と介護の連携体制の構築推進、在宅医療・介護連携に関する相談支援、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、医療・介護関係者の情報共有の支援、地域医療・介護の資源の把握など行うものであります。

委託先を一般財団法人渋川地区医師会にお願いする予定で進めております。以上です。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 県もことし4月1日より、機構改革によって組織の改正を実行し、健康福祉部医療介護局、地域包括ケア推進室を新規スタートさせ、地域包括ケアシステムの構築に向けて、県下各市町村への援護体制を整えております。

町は、広域圏渋川市・榛東村と連携し、準備に入ったと言われますが、各市町村それぞれ特異性があると思われれます。平成30年はもうそこまで迫っております。地域の実情に応じたものが求められている中、吉岡町としての独自性を持った事業計画の構築が、自立が必要なのではないのでしょうか。市町村ごとに地域力や福祉力が問われるまちづくり、町のスタイルに合ったオリジナリティーを考えなくてはならないのではないのでしょうか。

先日の県議会において、地元の県議の一般質問で、在宅医療・介護連携推進8項目の全実施市町村はゼロという回答には、ちょっとがっかりいたしました。県推進室は、市町村に取り組みを促すとともに、協力して地域包括ケアを実現させていきたいと、コメントをしております。町民誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり、まちづくりへの道筋を一日も早く取り組んでいただきますよう期待し、次の質問に移ります。

3番、これからの吉岡町における農業政策の展開は。

ことし秋発刊の農業協同組合新聞を拝読する機会をいただきました。その1面に、上野村にお住まいの哲学者、内山 節先生がこんな記事を寄せられておりました。「農業は、他の産業にはない幾つかの特徴を持っている。第1に、それは自然との共同作業として成り立っている。第2に、農村に支えられ農村を支える産業であること。つまり、生産物はどこにでも販売できるが、それを生み出す過程は、農村の中にしかあり得ない。農業には、地域や自然との共同が必要なのである。第3に挙げられるのは、農業は全ての人々とのつながりとともにあるということである。生産物は、あらゆる人たちの食卓を支えていく。第4に、日本の伝統文化と言われるものの大半が農村で生まれたものだということも忘れてはならない。寺社の行事や日本的な自然信仰などなど、農業は、経済的価値だけでははかれないさまざまなものを生み出しながら日本社会の基盤を支えてきた。そして、1,000年も2,000年後も、農業・農村は維持されていかなければならない」と書き込んでおられました。吉岡町は、今も都市近郊農村として歩み続けて、さらに大きく羽ばたこうとしているところです。

第5次総合計画の基本計画にも、「意欲的な担い手や農業生産法人の育成、優良農地の保全・整備、農地利用の集積と遊休農地の有効活用を図るとともに、安心・安全・新鮮なブランド農産物や加工品の開発・生産と地産地消による販売を目指します」と基本目標を定め、農業生産の振興、農地の保全・活用等、主要施策を掲げられています。しかし、残念ながら、3月の町長施政方針演説の中では、町の農業政策については述べられておりませんでした。

そこで、町における農業政策にかかわる幾つかの項目について町長のお考えをお伺いいたします。

まず、TPP問題への対応について。TPP（環太平洋連携協定交渉）が、去る10月6日、参加12カ国間で大筋合意に至り、農業への影響が懸念される一方、農産物や加工食品の値下げなど、期待と不安が交錯しております。町の主要産業である米農家を初め、野菜・畜産等々、TPPの影響は相当広く襲いかかってきます。国は、農家保護策に着手し、先月末、「TPP対策大綱」を定め、地域産業を守るだけでなく、後押しするなど攻めの姿勢も示されましたが、TPPの発効時期は来春以降とのこと。町として、事前に現

状把握や善後策など対応策案等お考えがありましたら、お聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石岡町長。

〔町長 石岡 昭君登壇〕

町長（石岡 昭君） 柴崎議員のほうから、ＴＰＰ問題への対応についてということでご質問をいただきました。

２００６年、当初太平洋を取り囲む４カ国の非関税分野も含む包括的な協定として協議が始まったＴＰＰですが、２０１３年に日本が加わったことで、１３カ国の自由貿易の推進を核とした多角的な協議が行われてきました。

ご案内のとおり、１０月６日の安倍総理の発言の中に「関税撤廃の例外をしっかりと確保することができました」「農産物の輸入が万が一急にふえた場合には、緊急的に輸入を制限することができる新しいセーフガード措置をさらに設けることが認められました」とあるとおり、協定が発効しても直ちに混乱が生じるものではないとのアナウンスがあったところでもあります。

とはいえ、中長期的な影響は避けられない懸念があることから、１１月２５日に「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」が示されたところでもあります。その中で農政分野では、農政新時代と銘打ちまして、「攻めの農林水産業への転換」と「経営安定・安定供給のための備え（主要５品目関連）」の骨子が示されたところでもあります。

この骨子に基づき、国会の承認を踏まえて正式に合意内容が実行に移されるわけですが、国の政策については、その後には具体的な提示があるものと思っております。国からの具体的な政策が示されない現段階といたしましては、吉岡町におけるＴＰＰ関連の経済政策等につきましては、引き続き国から発信される情報収集を中心に、適宜状況を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔５番 柴崎徳一郎君発言〕

５番（柴崎徳一郎君） 先般の県議会一般質問においても、ＴＰＰ問題、農業、工業等、多方面から質問がなされておりました。県内、工業面においては飛躍発展のチャンスと捉えているようですが、農業面においては、国政府の動向をうかがう中、攻めと守りの支援策を模索されているようでした。ただいまの町長の答弁のとおりであるようです。

次に、農政改革・農協改革からの農家支援策はということで、駒寄・明治支所の統合により、平成２８年４月に大久保地域に吉岡支所が新規開業し、平成２８年６月に下野田地域にデイサービスセンターが、これも新規オープンされると公表されております。また、政府は「農林水産業・地域の活力創造プラン」で農政改革の一環として「農協改革」の推進を掲げられています。これからの町の農業政策の推進に新たなＪＡ吉岡支所との連携策

は、町内農業はどんな方向に進んでいくのでしょうか。農家支援策等を含め、町長のお考えをお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 政府が平成25年12月に打ち出しました、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が、平成26年6月にその親の計画とも言える「日本再興戦略」の改定を受け、あわせて改定された際に、「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」として、打ち出されたものであります。

農政改革は、さきの「日本再興戦略」の目的のとおり、「農業を成長産業化する」ことが基本的な骨子にあります。この改革を通じて政府が考えている農協の姿は、「農業者、特に担い手から見て、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織と思える改革とすることが必須」としていることから、町の農家支援もそれに即した支援の形となります。農業を産業として位置づけ、農家の収益性を確保した支援のあり方などを考えることが重要となると認識しております。

また、今後の町と農協との関係ですが、政府の考え方は「農協はあくまでも農業者が自主的に設立する協同組織であるという原点を踏まえるべき」とされていますので、農協を単に「農業行政」の担い手としてではなく、町の農業者を代表する組織として、その役割を発揮することが期待をされておるところでもあると思っております。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 農家支援策を含め、よろしくお願ひしたいと思います。農業は今、大きな転換期を迎えております。町にとって最良の農業政策・農家支援策を進めていただきたい。あわせて、農政改革で掲げる農業委員会組織改編についてお伺ひします。

農業委員会とは、特定の専門分野では、常勤公務員以外の事情精通者が行政に関与する必要があることから設けられた行政委員会の1つで、選挙により選ばれた農業者が非常勤の公務員として行政に携わる制度ですが、このほど、農業委員会法の改正により「農業委員会業務の重点化、農業委員の選出方法の変更、そして農地利用最適化推進委員の新設」と農業委員会改革・見直しが出されてきましたが、町は、これらをどのように受けとめ、見直し策を進めようとしているのかお伺ひします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 今回の法改正の経過を整理をいたしますと、まず平成26年6月13日に「規制改革に関する第2次答申」で、現在の農業委員につきましては名誉職となっているのではないか、また兼業農家が多いのではないか等の指摘がございました。次に、先ほど申し上げました「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定の際に、農業委員会の使命を的確に果たすことができる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任できるようにするために、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制にするとの骨子が示されたものでございます。それをほぼ踏まえた形の中で、改正法案が8月の28日に参議院での可決を経て成立し、法律の施行日は来年7月1日となっております。

町では、国の改革につきましては適正に対応していきたいと考えておりますが、農業委員の定数と、新たに設定されます農地利用最適化推進委員の定数等は、現行委員さんの任期が平成29年9月までとなっておりますので、所要の条例改正等につきましては、来年の12月までには済ませたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 選挙制から選任制への移行が最大論点と言われますが、いずれにしても、農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進をよりよく果たせるようにするとする改正が、農業を営む農家や農業政策に生かせる対応方をお願いするものであります。

農業政策、質問の最後に、これからの町の農業政策展望はということで、町内農業後継者の高齢化は、全国同一歩調で進展されていることと思いますが、これからの農村・農業を守っていく、一方では攻めていくためには、後継者対策等を含め、これからの吉岡町農業の独自策を進めていくことが必要と思いますが、町の具体的なお考えをお伺いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましても、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） これからの町の農業政策の展望はということでございます。

平成27年3月に、農林水産省が策定をしました「食料・農業・農村基本計画」の基本的な方針には、高齢化や人口減少の影響による情勢分析及び政策の方向性と、農業や食品産業の成長産業化と、農業と農村の多面的機能の維持と、また発揮をする政策展開について

てということで述べられております。

人口が減少すると、食品の需要は減ります。ひいては価格は下がると。また、高齢化が進むと、農業の担い手の減少に直結をいたします。この事態を放置いたしますと、日本の農業は著しく衰退をしてしまいます。

その解決策としまして、農産物の6次産業化等に高付加価値化による収益の確保や、農産物を海外に輸出するなどして、積極的に販売を拡大していくなどが、政策の展開として述べられてもおります。

町では、国の示す農業政策を基本としながらも、町の実態に合わせた政策展開を考える必要があると思っております。現在は耕作放棄地などの農地の荒廃を防ぐなどの手だてを考えること、また農産物にちょっとした工夫でうまく売れるようになるような考え方を取り入れるなどの取り組みに対し、支援体制を検討していく必要があると思っております。

しかし、農業を生業としている方や、これから農業をしようと考えている方がその気にならなければ、これはどうしたものも実情でございます。農業改革も、国が何らかのメニューを示して、それに対して補助金がもらえるという政策は、大規模経営体や集落営農に対してでありまして、規模の小さな農家に対する支援メニューはほとんどないというのが実態でございます。これは農業に限ったことではございませんが、町と町民、農業者が一緒になって考える体制をつくり出していくことが、今後求められる重要なことであると思っております。よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 今、TPP問題に始まり、農政改革・農協改革が進められようとしています。農家に与える影響ははかり知れなく、農村・農業は大きな転換時期に来ていることは間違いないようです。町に2つあったJA支所が1つに統合されるこの機会に、JAとも相互連携を模索し、町が農業政策の主導権を持って独自のあすの開ける吉岡町農業施策の構築と、万全なる展開をしていただくよう期待したいと思えます。

最後の質問に移ります。地域課題について。

漆原地域の活性化策、その1、道路交通網の早期ネットワーク化推進を。

平成28年度末、上武国道が田口町につながり、県内計画の全路線が開通してきます。すると、現在の前渋バイパスは恐らく慢性的な交通渋滞路線となってしまうおそれがあります。そして、逃げ道として下部の側道や付近の農道を走行して、地域の方々を脅かすでしょう。そこで、前渋バイパスの4車線化を国へ要望されてはいかがでしょうか。吉岡町の東の玄関口として円滑な交通対策が図られますよう、早期に国への働きかけをお願いしたいと思えます。

あわせて、町都市計画道の漆原総社線の延伸事業や、吉岡バイパスの延伸、大久保上野田線への着手、南原線接合部の渋川地域との協議など、道路交通ネットワーク対策が最優先課題と考えられますが、6月の質問に続いてですが、都市計画見直しによってどのような進展があったか。また、費用対効果についても算出されておりましたら、その概要についても伺います。なお、先ほどの村越議員の質問と重なる項目については、集約あるいは割愛されても結構です。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 「漆原地域の活性化策は、その1、道路交通の早期ネットワーク化推進を」ということで質問をいただきました。

道路交通のネットワーク化に関する質問にお答えをいたします。

まず、国道17号前橋渋川バイパスの4車線化を国に要望してはどうかのお尋ねであります。前橋渋川バイパスを含む上武国道の整備につきましては、県内の関係4市と「上武国道建設期成同盟会」を組織しております。

本同盟会では、例年、国や県選出国會議員への要望活動を実施しておりまして、本年度におきましても、前橋市内の未供用区間の整備促進とともに、前橋渋川バイパスなど暫定2車線区間の早期4車線化の推進要望をしたところでもあります。

今後も、関係自治体と一体となりまして、上武国道の完成に向けて要望活動を継続してまいり所存でもあります。

次に、漆原地域周辺の都市計画道路の整備についてのお尋ねですが、町といたしましては、前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸となる都市計画道路「大久保上野田線」が最優先と考えております。

この道路の整備につきましては、ことしの10月に渋川市と締結をしました協定におきましても、連携して取り組んでいく事項として位置づけておりますので、関連する渋川市の都市計画道路も含めまして、今後、渋川市とともに関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

また、都市計画道路「漆原総社線」の未整備区間につきましては、再三この質問はいただいております。平成4年に都市計画が決定してから20年以上が経過をしております。この未整備区間の整備につきましては、予定どおりの路線であるということであるならば、莫大な事業費がかかると見込まれますので、社会経済情勢やバイパス開通に伴う自動車の流れの転換などを踏まえながら、今後、どのようにしたらあの道ができるかということを検討していかなければならないと思っております。計画を見直す必要があると考えております。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひ見直しをしていただいて、早期な漆原地域の発展にお願いできればと思います。

去る11月8日、漆原地域の発展に一助を投げかけるべく第1回道の駅よしおか温泉交流祭なるものが開かれ、地域の諸団体同士で道の駅を核に地域を盛り上げていこうと、力を合わせてスタートされました。雨に水を差されてしまいましたが、それなりに効果はあったと思います。以前にも要望させていただきましたが、漆原地域にとっては、この都市計画道路2路線のネットワーク化は生命線であります。引き続き要望してまいりたいと思います。

先日の県議会の中においても、地元県議の吉岡バイパス延伸要望もしていただいております。これについても、さらに町からも継続をされ、そして町独自にも要望活動継続をお願いしたいと思います。漆原地域へのネットワーク化が図られますよう、まちづくり効果等を庁舎内協議のご継続をいただければと存じます。

続いて、漆原地域の活性化策、その2、自然環境資源の利活用推進を。

漆原地域に小水力発電施設設置への検討をお考えいただけませんか。漆原地域には、吉岡川、駒寄川、滝沢川、漆原用水、群馬用水、天狗岩用水、そして利根川、たくさんの流水が、地域資源が豊富です。上流位から下流位へと水は流れています。黙って見ていけば自然の原理で下流域へと瀬音を立てて何の抵抗もなく流れ去ってしまいます。その豊かで美しい自然な資源「何でもない水」を、地域内を流れる豊富な「地域資源」として利活用することはできないでしょうか。

県は、平成27年度、小水力発電導入に係る調査支援事業を発案し、県内各地に推進を図っておりました。幾つかの市町村が手を挙げ事業の成果が近く公表されるでしょう。来年度、再度事業の継続をされるようでしたら、ぜひともこの調査に名乗りを上げられ、漆原地域活性化への道筋を考えていただけたら幸いと存じます。

水流利用に関しクリアしなければならない問題も多々あるかと思いますが、漆原地域の衰退を憂い、突飛な提案ですが、1度庁舎内検討いただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕 庄作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 吉岡町では平成25年度に再生可能エネルギービジョンを策定しました。もちろん水力発電についても取り上げましたが、町内で発電電力100キロワットを超える地点がなかったことから、100キロワット以下のマイクロ水力発電を選定しました。

漆原地区についても、天神東公園内の街灯に使用するためのマイクロ水力発電システムなども検討されており、今後それらの整備に向けた検討を考えていければと考えております。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 町の人口が増加しても、漆原地域の人口、特に子供たちの人数が減少傾向です。ご多分に漏れず、高齢化はますます進展する一方です。漆原地域一帯ほどの河川にも昔はさんざんいじめられて、地域住民は苦しめられてきました。それぞれの河川流水にはいろいろな歴史が積み重ねられてきました。でも、これからは地域の資源として、それらの河川に文明の利器を駆使して、たくさんの恩恵を受けられる時代に来ているのかもしれない。どんな方法がどんなことに役立てられるか、無限の可能性にチャレンジされてもよいのではないのでしょうか。

それから、漆原地域には格好の水利も存在しております。それは工業用水です。先日、群馬県渋川工業用水道事務所に伺ったところ、関越道側道に埋設されている水管は、旧群馬町、現高崎市へ送水されているのみ、送水路が群馬町の三益半導体工業、そこに送水されている管であります。管の口径が500で流量が1時間当たり900立米、相当な水が関越の側道を流れております。また、この送水管は、渋川市半田地区にあるサントリー株式会社への送水もされております。そして、その送水の水が吉岡川へ流れ出しております。漆原地域の赤岩橋のたもとに、排泥弁、制水弁が設置されていることは、この上ない利活用のチャンスではないのでしょうか。

今回も訴えさせていただきます。吉岡町の東の玄関口、漆原地域にとって将来に大きな不安を抱える現状は大問題であります。豊かで美しい自然を地域資源として活用を検討、ほかに何か地域活性化につながるビジョン・プラン等、良策をご検討・ご示唆・事業化推進いただければ幸いです。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、5番柴崎徳一郎議員の一般質問が終わりました。

散 会

議長（岸 祐次君） これをもちまして、本日の会議に予定されておりました一般質問は終了しま

した。

あすは4人の一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

午後4時28分散会

平成27年第4回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成27年12月9日（水曜日）

議事日程 第3号

平成27年12月9日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業振興室長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	大塚幸宏君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	青木史枝
------	------	----	------

開 議

午前9時30分開議

議 長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

一般質問の通告のあった9人のうち、本日は4人の通告者の一般質問を行います。

これより本日の会議を開きます。

その前に、町長から昨日の金谷議員の一般質問の中で河川における災害危険箇所の答弁につきまして、会議規則第61条の規定により取り消ししたいとの申し出がありましたので、町長の……、部分ですか。部分は、地域問題について河川における危険箇所についてでございます。

お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。したがって、町長の発言の申し出を許可することに決定しました。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） おはようございます。

貴重な時間をいただきまして大変申しわけございません。

昨日の金谷議員の一般質問におきましては、河川における災害危険箇所について誤った答弁をしたということで、訂正をさせていただくわけでございます。

「人家等もなく、万が一土石流が発生しましたとしても人的被害はないと思います」という説明をしましたが、説明した場所の上流部には10万トン、そしてまた、6万トン、3万トンの池がございます。また、下流部には住宅団地があり、「防災マップにあります土砂災害特別警戒区域につきましては、警戒確認をしていきたい」と訂正をお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

議 長（岸 祐次君） それでは、お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（岸 祐次君） 日程第1、一般質問を行います。

13番山畑祐男議員を指名します。山畑議員。

〔13番 山畑祐男君登壇〕

13番（山畑祐男君） 議長への通告に従いまして一般質問を行います。13番山畑です。

まず最初に、男女共同参画についてお尋ねいたします。

平成11年6月23日に法律第78号で公布された男女共同参画社会基本法が公布され施行されました。内閣府で編集された平成27年版男女共同参画白書の冒頭で内閣府特命担当大臣の有村治子議員は、安倍内閣では全ての女性が輝く社会の実現を成長戦略の中核に位置づけ、全ての女性が生き方に自信と誇りを持って輝くことができ、ひいては男性も女性もともに暮らしやすい社会をつくることとし、さらに、女性の活躍を推進するには諸課題を女性や子供だけの問題にせず、男性も含めより多くの賛同を得て、男性、女性それぞれにとってウィン・ウィンな社会にしていくことが重要です。ウィン・ウィンの関係とは、つまり双方がうまくいっていること、政策について関係する両者にとって適度に都合がよいことが重要であると思うと明記しています。

男女共同参画の基本計画の策定により、経済も産業も地域社会もそれぞれに成果を上げている自治体は多く見られます。男女共同参画の我が町の取り組みについて幾つかお尋ねいたします。

まず、町の現状でございますが、日本国憲法第14条では国民は法のもとでの平等、同24条では男女が平等であることを明記しています。

また、男女共同参画社会基本法ではその前文で男女平等になお一層の努力を、第2条では男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益にともに責任を負うべき社会を形成するとし、第9条では男女共同参画社会の形成に地方公共団体の責務を、また第14条では市町村に対し男女共同参画基本計画を定めるように努力すべきとしております。

県では、1975年の国際婦人年を契機とし、1980年に「新ぐんま婦人計画」を、1993年には「新ぐんま女性プラン」を、2001年3月に「ぐんま男女共同参画プラン」をそれぞれ策定し、2004年には「ぐんま県男女共同参画推進条例」を制定しました。2006年3月には既に「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」及び「ぐんまDV対策基本計画」を策定しました。県が男女共同参画に積極的に推進していることがうかがえます。

男女共同参画基本法が施行されてから約16年の月日がたちましたが、この基本法に対して町ではどのような施策を行っているのでしょうか。2011年から2020年までの第5次吉岡町総合計画の項目の中に男女共同参画について記されております。町での男女共同参画についての現状はどこまで推進されているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 山畑議員のほうから男女共同参画について町の現状はということでご質問をいただきました。

男女共同参画については、男女共同参画社会基本法では「男女が社会の対等な構成員としてみずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会」と定義されています。

これまで男女共同参画の社会の実現に向け、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律など制定され、進められてきました。

しかしながら、このように男女共同参画社会の実現に向け、法律、制度等は整備されつつありますが、固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行・慣習は根強く残っており、政策・方針決定過程への参画、職場における能力の発揮、男女間のさまざまな暴力など、いまだ課題が多く残されています。

さらに、少子高齢化や人口減少、不安定な経済状況などを背景とし、これからの活力あるまちづくりのためには男女の隔たりなく地域の暮らしの中でさまざまな人が力を合わせる必要となっております。

このような流れを受け、男女がともに尊敬し合い、支え合い、あらゆる分野で個性、能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策を総合的かつ計画的に進めていかなければなりません。

しかしながら、現在吉岡町においては、男女共同参画計画策定には至っておらず、昨年度、県において計画策定に向けて開催された研修会に参加し、総合計画にもありますが、策定に向けて検討を今後実施するところでもあります。

しかし、対象となる分野も広く、庁内各部署においても協議をしなければならず、苦慮しているところでもあります。ただ、男女が均等に社会における利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会を実現するため、非常に重要な施策であり、町においても県等と連携を図り、責任を持って推進していく所存でもあります。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今、町長の答弁の中で、広い分野で大変大きな仕事であるということが答弁されたと思いますが、全くそのとおりだと思いますので、これからの推移を見ていきたいと思いますが、男女共同参画に町はどのように対応するかということで、同じような内容になりますが、男女共同参画社会の構築は少子高齢化の進展、日本経済活動の成熟化等、我が国の社会経済状況の急速な変化に対応していく上でも重要な課題であります。

ことし11月13日に総務常任委員会で秋田県美郷町を視察研修しました。美郷町は、秋田県の南東部に位置し、面積は168.3キロ平方メートルで、人口は約2万800人、

農業が主体の地域です。2004年に男女共同参画社会の実現に取り組み、翌年の2005年8月には「美郷町男女共同参画住民懇話会」を設置し、同年12月には「美郷町男女共同参画みさと計画」を策定、ことし3月には2015年から2020年までの7年間の「第2次美郷町男女共同参画みさと計画」を策定したとのことでした。

その成果は、行政を含め、住民意識の中にもあらわれているとのことでした。例えば行政の関係する委員会や各種組織の男女構成比率は半々とし、より多くの女性の意見が反映できるようになったとのことでした。

女性の社会進出は、地域の経済の活性化や教育の発展にも大きく寄与することは明らかです。

行政としては、男女共同参画をどのように考え、取り組もうとしているのか、再度お尋ねいたします。

議長 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長 長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 男女共同参画につきましては、先ほど町長が説明ありましたが、第5次吉岡町総合計画を基本目標とし、男女が性別にとらわれることなく、仕事や家庭生活などに平等、対等に参画できる社会と記されています。

町といたしましては、基本計画はまだ作成されていませんが、男女共同参画について広報等による推進の実施をし、県等と連携を一にして推進を図りたいと考えています。

議長 長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 町長と答弁と内容は同じかなというふうに理解しました。

県の男女共同参画基本計画の基本理念達成のために基本目標として主なものとしては、制度・慣行の見直しから政策等決定への女性の参画、雇用、高齢者・障害者の生活環境、健康づくり、教育学習等11の項目があります。人口が約2万人の吉岡町では、男女共同参画の推進がより身近に感じられるのではないのでしょうか。

第5次吉岡町総合計画では、町の男女共同参画の主要施策として1、男女共同参画意識の高揚、男女共同参画計画の策定、2として男女共同参画の促進、女性の就業の支援、男女の地域活動への参加促進、子育てや高齢者介護の充実、女性への暴力や性的嫌がらせの防止、さらに住民活動として、町民の取り組みといたしましてエンパワーメント（生きる力をつける）学習、事業者の取り組みといたしまして、女性の就業の支援、仕事と生活の

調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が明記されております。

このように、既に評価すべき計画が提言されています。これらがそのように推進されているのでしょうか。

先ほど課長のお話によるとこれがあるにもかかわらず、推進されていないというお話でございましたけれども、再度お尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 先ほどの説明と重複しますが、町といたしましても男女共同参画につきましては、町長の説明にもありましたが、重要課題ということで、議員の言われるような吉岡町に合った男女共同参画を考え、検討し、推進していきたいとも考えております。お願いします。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 第5次総合計画にこのように立派な文言が書かれているにもかかわらず、取り組みがないというふうに理解しております。

11月11日の上毛新聞に県内市町村の管理職の女性の割合が掲載されました。トップは下仁田町の22.2%、隣の榛東村は21.4%、14人の管理職に3名の女性管理職の登用です。渋川市では14.4%、16名の女性が管理職に登用されています。町の女性の管理職の女性の割合は25人に対して1人の登用で、4%の割合です。さらに、11月26日の同紙上でぐんま女性議員政策会議のメンバーによる県知事への男女共同参画に関する要望書を手渡したとの記事に、同会の副会長である南 千春榛東村議員は、「県内では女性登用がおくれているが、県が率先することが全体の底上げにつながる」と紹介されていました。

町では吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議委員の女性委員はゼロ人でした。第5次吉岡町総合計画での概念は踏襲されているのでしょうか。各種団体や委員会はもちろん、行政の管理職も含めて女性の登用を積極的に行うべきと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 吉岡町まち・ひと・しごと創生推進会議委員の女性委員は、当初は1人もおりませんでした。しかし、女性委員は必要不可欠な存在でありますので、第2回の推進会議で3名の女性委員を委嘱いたしました。

さて、行政の管理職に女性の登用を積極的に行うべきとの質問ですが、平成27年第1

回吉岡町議会定例会の一般質問でも同様の質問がありましたが、それと同様の答弁になりますが、町は男性、女性にこだわっているつもりはございません。まずは、活躍できる人材を育て、適材適所を念頭に人事配置を考えて、積極的に登用していきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今町長の答弁では前向きに男女共同参画に行こうという姿勢がうかがえるかなというふうに思います。

吉岡町まち・ひと・しごと創生推進委員会議のメンバーのゼロ人が指摘された中において、3名の女性を入れたということは、まさしくそれかなというふうに思いますので、今後ともさらによりしくお願いしたいと思いますが、男女共同参画では幼児期からの意識改革が重要とのこと。町では小学校、中学校の名簿には男女別々だと認識しております。

入学式、卒業式は、男女が別々に点呼されますが、隣の前橋市を初め県内でも既に学校での名簿はアイウエオ順の混合名簿になっている学校もあるようです。

男女共同参画社会推進のための意識改革は、このようなことから始めることが大切ではないでしょうか。町は、このことに対してどのように理解しているのかお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 山畑議員のご指摘のとおり、小中学校の入学式、卒業式での点呼は、男女別に行っております。

現場の学校に確認したところ、保護者等からのご指摘もなく、問題はないとの報告でした。

現在、通常の学校生活や学習の場については、男女の区別なく取り扱っておりますが、行事の運営上の区別として実施しております。

入学式、卒業式での男女別点呼が男女共同参画の趣旨に反するようならば、今後の課題として対応していきたいというふうに考えております。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今趣旨に反するというお話があったと思いますが、全く趣旨に反している

と思います。都合上男女を分けているということですが、そのこと自体が意識の改革に男女の別々の意識が育っているのではないかなというふうに理解しております。

早い時期にアイウエオ順混合名簿になっていくことを願います。

県内各地での男女共同参画に関して、独自の男女共同参画基本計画を作成しているのは大泉町と隣の榛東村であると群馬県生活文化部人権男女共同参画課の担当者よりお伺いいたしました。積極的な取り組みがうかがわれるのではないのでしょうか。

町議会ではことし6月議会の発議第2号で、女性議員が出産を理由に欠席できるように会議規則を全議員の賛成により改正されました。有村治子女性活躍担当相の要請があったようですが、議会は素早く対応しました。県内でのこの時点での同改定は、前橋、沼田、館林、渋川の4市と町村では吉岡町だけでした。

議会を含めた町行政の内部からの推進は重要です。男女共同参画について今後町としてどのように対応していこうとするのか、施策があれば、その内容をお尋ねいたします。

議 長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 先ほど町長からの説明もありましたが、町といたしましては、子供の見守り、また、広報による男女共同参画の推進を実施し、第5次総合計画で掲げている男女共同参画につきまして、意識の高揚から始め、町民への男女共同参画推進について検討し、先ほども説明をいたしました。吉岡町に合った男女共同参画を考え、検討し、推進をしていきたいと考えております。お願いします。

議 長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今課長の答弁で検討するという答弁があったと思いますけれども、検討イコールいつまで検討するのかという疑問が残りますが、また次回のチャンスのときにこのことについて質疑をしたいと思っています。

男女共同参画は、将来の町にとって最も重要な役割を担うと思いますので、迅速な推進をお願いいたします。

次の質問に入ります。

町の地域包括ケアシステムについてでございますが、昨日柴崎議員から地域包括ケアシステムについての質疑が行われました。重複する箇所もあると思いますが、ご了承願います。

地域包括ケアシステムは、医療との関係から地域との関係、経済との関係と高齢化社会への対応と関係分野が広く、大きな課題であり、重要であると思われま。そのような中、改めて地域包括ケアシステムについてお尋ねいたします。

まず、町の地域包括ケアシステムへの方針ですが、町では地域包括ケアシステムにどのように対応しようとしているのでしょうか。第5次吉岡町総合計画前期基本計画第1章には「健康・福祉、支え合う健康と福祉の町」と表記されています。まさに地域包括ケアシステムの求めている事柄を町では取り組んでいることと理解しております。

国は団塊の世代が75歳を迎える2025年問題の対策のために地域包括ケアシステムの構築を進めていますが、その中で高齢者を支える若者人口が減少する中での医療費の高騰が懸念されています。

地域包括ケアシステムでは、医療にかからないための健康管理及び推進にも力を入れております。

町ではさらなる地域包括ケアシステムの構築に向けてどのような方針をとろうとしているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 町の地域包括ケアシステムの方針はとのご質問をいただきました。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を平成30年度までに実施することになっております。

医療と介護の連携によりスムーズに在宅サービスが提供できるよう、渋川圏域においても進行していることは柴崎議員の質問での答弁のとおりでもあります。

生活支援については、村越議員での質問で地域力を念頭に置いた協働体制の構築を進めたいと思いますし、現実には幾つかの個別ケースでは社協の計らいで支援が行われております。

また、小池議員でも同様の質問をいただいております。介護予防等では平成18年度から老人クラブや有志が実施している筋力トレーニングサロン活動、平成25年度から本格活動している健康ナンバーワン事業などを進行しています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基つき地域の特性に応じてつくり上げることが必要としています。

町の独自事業も含め絡めて、さらに推進し、地域包括ケアシステムの構築に向けて進めていきたいと思っております。

議長 長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 前向きに進むという答弁かと思いますが、町の取り組みについてござい

ますが、今説明ありました。

さらに、また吉岡町総合計画にのっとり、子ども・子育て支援事業計画、吉岡町障がい者計画、高齢者健康福祉計画、介護保険事業計画、健康づくり計画、医療関係では地域医療との連携、健康関係では各地区での健康ナンバーワンとの連携等、それぞれの事業に各種団体の皆様とともに行政の取り組んでいることは大いに評価すべきことと思います。

町では高齢者やひとり暮らしの日常生活の手助けについて要介護者の支援のための制度がありますが、いろいろな事情により支援には限界があるのではないのでしょうか。

要介護者だけではなく、ひとり暮らしの高齢者も含め支援するために、例えば地域にある商店に支援をしていただくことはできないのでしょうか。地域の商店がその地域の高齢者の支援の核になることはできないのでしょうか。買い物に行けない高齢者の買い物代行の支援、そのとき健康管理の様子を見て行政に報告する、困り事相談があればもちろん行政に報告する。行政は、その情報により対処する。そのことに対する商店への町の支援も当然行うことにより、地元商店も地域の核になるのではないのでしょうか。地元商店がその地域の交流の場になることにより、商店も地域も活性化できるのではないのでしょうか。

各組織が縦割りの関係ではなく、横の連携が重要ではないのでしょうか。さらなる町の地域包括ケアシステムへの取り組みについて、このことも含め、町の考えをお伺いいたします。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 地域への対応につきましては、村越議員の質問で地域福祉計画の策定に向けた地域福祉座談会を4地区に分けて実施いたしました。山畑議員もこれに出席していただきまして、大変ありがとうございます。

その座談会で地域支援に関する質問も問題も多くあり、地域で隣近所で可能な支援等の意見が多く出されました。

参加してくださった方々は、地域福祉に関心のある方々だと思いますし、町の施策に携わったという意識も強かったようでございます。

今後は、こうしたワーキング形式の会議を取り入れながら、町民の皆さんが問題意識から実行につながる意識へと向かえるような進め方を行いたいというふうに思っております。以上です。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 地域包括ケアシステムは、本当にこれから大きな問題かと思うので、担当箇所の苦勞も十分理解しているつもりでございます。大変だなというふうには実感してお

ります。

それで、次の地域への対応についてですが、地域包括ケアシステムの理解が地域住民の皆様にとりだけ理解されているのでしょうか。関係者の間では理解されていると思いますが、町の多くの皆様にも理解されているのでしょうか。

住民に対する町の啓蒙活動はいかがでしょうか。住民に対して地域包括ケアシステムの啓蒙活動をどのような方法で行っているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 答弁が重なりますが、先ほど答弁したとおり、ワーキング形式の会議、座談会等を開催しながら、地域の理解を求めていきたいというふうに、進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 簡単にこれという答えは出ないかなというふうに思うんですが、これから皆さんでやはりいい知恵を出し合っていかなければいけないことかなというふうに思います。

地域ケアシステムでは、大きな病院に入院し、治療の経緯により退院を求められます。身寄りがなければ当然自宅のある地元に帰ることを求められています。ひとり暮らしであれば、地域が受け入れることとなります。地域が受け入れる体制を地域包括ケアシステムが求めているのではないのでしょうか。地域包括ケアシステムは、地域全体で受け入れなくてはいけないのではないのでしょうか。自助、共助、互助、公助の観点からも多くの地域住民の理解と支援が求められているのではないのでしょうか。

高齢化社会に向けての支援が手おくれにならないためにも、地域全体の支援が大切です。町は、地域住民の皆様にとりどのような支援をどのような方法でお願いしようとするのでしょうか。先ほどの答えと多分重複するかなと思いますが、お尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 医療との関係ということでお話をさせていただきますけれども、柴崎議員での質問のお答えと重なりますが、渋川圏域の市町村と渋川地区医師会との委託により、医師会が運営する支援センターが連携を図りながら行う方法で考えていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

1 3 番（山畑祐男君） 多分答弁としては想定できる答弁でございましたけれども、医療関係との関係で広域ということですが、町では地域包括ケアシステムによる医療との関係で支援の体制はできていると思います。先ほどの答弁かと思います。

また、医療関係だけではなく、医療関係の仕事に従事していた看護師等の経験者の支援は得られないでしょうか。例えば少しの時間の訪問結果をタブレットにより医療機関への情報提供と対策を行えばより多くの訪問介護を支援することができ、高齢者の健康管理も充実するのではないのでしょうか。

確実にやってくる2025年問題を迎えるに当たり、さまざまな支援を、あるいは方法を行政と住民が一体となり、町独自の方策を構築していくことが重要かと認識しておりますが、町としては、今後のこの方策があればお尋ねいたします。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 先ほどの答弁と同じになりますけれども、渋川地区医師会との委託によりまして進めていきたいというふうに考えております。

町内の医療機関につきましても渋川地区医師会に加盟しているということもあり、また、加入していない医院にあってもこの支援センターを含めた中で支援をしていくということになっておりますので、そういったことをご理解願いたいと思います。以上です。

議 長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔1 3 番 山畑祐男君発言〕

1 3 番（山畑祐男君） 担当課長として見ると、この地域包括ケアシステムは本当に多くの分野の、また多くの人々の関係協力がなければできないし、これからスタートしていくために、本当に苦労かと思いますが、ぜひ構築していただきたいと思います。願うわけでございます。

大切な仕事であります。このことは男女共同参画、地方創生にも大きな影響をもたらすものと推察できますので、ぜひとも行政の力強い推進を願うものであります。

次に、通学路の安全についてお尋ねいたします。

過去の議会でもお尋ねいたしましたが、通学路の安全については、「子供を育てるなら吉岡で」、町長のキャッチフレーズですが、その一環でもあると思いますが、子供たちが毎日通学している通学路は安全・安心でなければいけません。

危険箇所を把握し、改善してこそ子供たちにも安全・安心な町で暮らせるのではないのでしょうか。

以下についてお尋ねいたします。

通学路の危険箇所及びその対策についてですが、PTAの皆さんを初め、学校関係者の皆様が定期的に通学路の危険箇所の点検を行っていることと思います。危険箇所はどのく

らい指摘されているのでしょうか。それに対して町はどのように対応しているのでしょうか。関係機関との情報の共有は当然行っているものと思いますが、この関係も含めてお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 通学路の危険箇所及びその対策ということでよろしいでしょうか。

ご質問の通学路の危険箇所の対策についてお答えをいたします。

最初の駒寄川南西の駒寄橋の欄干ですが、平成25年度に実施した道路ストック総点検業務の橋梁定期点検において町内の58橋について調査を実施し、その結果に基づき、来年度橋の補修の設計を実施する予定であります。

また、橋の北の危険箇所につきましては、前回議員の一般質問の後、現地を確認し、防護柵を設置したところでもあります。

次に、農協西駒寄支所の通学路につきましては、JA駒寄支所の今後の土地利用を見定めた上での通学路の確保について検討していければと考えております。

また、駒小半田線の人形店付近のカーブの歩道幅の関係ですが、道路改良を伴う場合は用地確保等や事業費等の問題もありますので、関係機関と協議していきたいと考えております。

なお、現地には近々歩行者用の信号機が設置される予定でもありますので、その結果を検証していきたいと考えております。

危険箇所の把握については、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 学童通学路に関しては、山畑議員のおっしゃるとおり、毎年小学校のPTAの方々から小学校への通学路はこの道で通学しますというような報告があります。この報告が小学校から町教育委員会事務局へ届きまして、通学路の確認をしております。

したがって、通学路はPTAが決め、教育委員会が確認するというような手順になっております。

危険箇所につきましては、年度当初にPTAから小学校へ危険箇所の指摘をいただきまして、小学校は改善要望として教育委員会へ要望書の提出を行います。教育委員会は、その要望内容を確認いたしまして、関係部署へつないでおる次第であります。

関係する部署は、現場を確認し、緊急を要する箇所から順次対応しているというのが実情になっております。以上です。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今通学路の危険箇所及びその対策で質問したんですけども、次の通学路の変更までちょっとお答えいただいたと思いますが、それに関連して、次の通学路の変更または通学方法の変更についてなんですけれども、一応通学路については、先ほど局長から答弁があったように、PTAの皆さんで決めるということですが、その通学方法についてですが、明治地区は斜面が多く、中学生は通学に自転車を利用しております。登校はほぼ下りですが、逆に下校はほぼ上りでございます。部活により帰宅時間が異なるようですが、最終時間を部活責任者に周知していただければ、バス利用が可能ではないでしょうか。

今の時期は、部活の終わるころにはあたりは真っ暗です。保護者の送迎もあるようですが、バス通学に切りかえることはできないでしょうか。今までの議会でも質問されましたが、通学路の変更を含め、お願いいたします。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 中学生の下校時間の変更と通学バスの利用に関してのご質問だと思いますが、中学生は部活動に所属している生徒と部活に所属していない生徒がおりまして、多くの生徒は部活動に所属しています。また、個人的にクラブなどの組織に加入したり、家庭の事情で部活に入っていない生徒もおります。3年生の生徒は、夏期中体連総合体育大会以降は部活動はしておりません。

このような事情で一斉下校をすることはなかなか難しい状況にあります。下校時間は、部活動していない生徒は午後4時となりまして、部活動をしている生徒は、部活動終了の15分後となっております。下校指導に関しては、各部の顧問が行っております。

部活動終了時間は、夏場と冬場で設定しております。3月から10月までの間は、午後6時。11月から2月までの間は午後5時30分となっております。それぞれ顧問が同行できる場合に限り30分の部活の延長が認められております。

そこで、スクールバスの利用についてですが、このように生徒の事情がさまざまなこと、さらに、各部それぞれの計画で部活動をしておりますので、定時で終了する部と延長する部があり、日々把握することが困難でありまして、スクールバスの運行に関して管理していくことも現状では対応することはちょっと困難ではないかというふうに考えております。以上であります。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

1 3 番（山畑祐男君） 中学生の部活動に対して時間がまちまちであると。それに対するスクールバスの運行は大変厳しいものがあるというお話はごもっともだと思いますが、やはり近年吉岡町も人口がふえております。そんなことを考えると、やはりこういったことも将来的には検討していかないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、今後の検討をお願いしたいと思います。

次に、町の防災・災害対策についてお尋ねいたします。

本日冒頭、昨日の金谷議員の質問に対し答弁の一部訂正がありましたので、その部分については割愛させていただきますが、町の防災対策及び地域の災害へのですが、特に、地域の対応についてお尋ねいたします。

町では既に防災組織がつくられている自治会もありますが、未組織の自治会もあります。防災組織の活動により被害を少しでも防ぐことができるのではないのでしょうか。例えば火災が発生し、地域の皆様が消火栓の取り扱いができれば、消防隊の到着までに初期消火ができ、被害を最小に食いとめることができるのではないのでしょうか。

そのためにも未組織の自治会での防災組織を早急に立ち上げる必要があると思います。

また、数年に一度は町全体を対象とした総合避難訓練を行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。町の防災に対する対策をお願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） ただいま町の対策はということで質問をいただきました。

今各自治会で13自治会のうち12、いわゆる対策委員会ができたというような話は聞いております。

そういった中で、各自治会とも防災に関して大分真剣に取り組んでいただいているなどというには思っております。13自治会できてから、町全体の防災訓練をやるのかなというようなことは考えております。

そういったことで、ただいま議員が言われるとおり、この自然災害というのはいつどこで起きるかわからないというような状況の中においては、早く町全体の防災訓練をやりたいなというようには思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

議 長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

1 3 番（山畑祐男君） 今の町長の答弁では、そういった避難訓練等も含めて早くやりたいというお話がありましたが、消火栓の取り扱い、これ一度経験しておくとは非常にいざというときにできるかなと思いますけれども、この辺についての訓練はいかがでしょうか。お伺いいたします。

議 長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 先ほど町長より説明がありましたが、立ち上がった12地区の自主防災組織につきましては、南分署、また地元消防団の協力を得て消火訓練等を実施していると聞いております。お願いします。

議 長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 消防署の指示に基づいてそういった訓練をしているという話を聞いていたということですが、ぜひこれは行政担当の方が実際目で見させていただいて、その訓練が行われているかを確認していただくことをぜひお願いしたいと思います。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今山畑議員のほうから消火栓というお話がございました。今課長はちょっと言葉が足りなかったと思いますけれども、実際に消火栓のいわゆる地域の訓練は、その都度やっております。私も確認しております。

そういったことで、各消火栓の使い方ということで、各地域も南分署のご指導のもとにやっております。それは私の目で確認をしております。

議 長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 本当に心強い回答でございます。私も多分やっているとは思ったんですが、担当課長のほうのお話が違ったものですから、ちょっとしつこく聞いたわけですが、ぜひ町を守っていただくのは、やはり担当、消防の関係あるいは町民皆さんの力で結集したもので町が守れるかなというふうに思いますので、今後ともぜひともこれを進めていっていただきたいと思います。

次に、防災用備品についてでございますが、町では災害用備品について防災倉庫が数カ所に設置されています。この備蓄倉庫を自治会ごとに設置することはできないでしょうか。

またさらに、この倉庫の鍵を自治会に委託することはできないでしょうか。

現在、倉庫の鍵は役場が管理していますが、災害時には職員の到着を待たなければなりません。災害は時間との戦いです。改善が必要ではないでしょうか。備蓄倉庫の鍵の管理について、自治会に委託、委任することはできないでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 初めに、防災備蓄倉庫でございますが、今現在6カ所に設置済みとな

っております。

前回の議会でも説明がございました。全自治会に倉庫が設置されていませんので、現在も町が管理をしています。

早急に全地区に設置をして、各自治会の管理をしていただければと考えています。

また、防災備蓄品でございますが、飲料水、食料品につきましては、保存期間が大半5年となっております。災害復旧用の資機材、作業灯、担架、救急セット、毛布、発電機等の備蓄のお願いを今後していただきたいとも考えております。

飲料水、食料等につきましては、町の倉庫に備蓄しており、有事の際には配布等をさせていただきたいという計画になっております。お願いします。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 各自治会にいずれ備蓄用倉庫を設置したいというお話でございますけれども、なるべく早目にお願いしたいと思っておりますけれども、学校、小学校2校、中学校についてはどうでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 前にも質問があったんですけれども、今の時点では学校の設置については考えておりません。

また、まず初めに、全自治会等に設置し、その後の対策になるかと思われれます。お願いします。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 各自治会には当然置いていただくということでございますけれども、昼間災害があった場合、駒寄小学校は約800人、明治小は600人、中学も同じように600人近くの生徒がいるわけです。その人たちに災害は昼間ある、夜あるということじゃないです。いつあるかわかりません。そのためにも、ぜひとも小・中学校への備蓄も検討していただきたいと願うわけでございます。

次に、地方創生と30年後を見据えたまちづくりについてお尋ねいたします。

町の地方創生の取り組みは、まず最初に、鹿児島県長島町、島根県、鳥取県あるいは岡山県西粟倉村、徳島県上勝村、北海道三笠市、九州宮崎、これは過日NHKテレビで放映された地方創生に取り組んでいる地方の組織の紹介でございます。

町でそれぞれある特産を生かし、まちおこしをやっておるところでございます。

町の30年後、50年後の将来を展望したとき、自慢できる町になっていることは多く

の町民の願いではないでしょうか。

今多くの地方が人口減や経済の疲弊を危惧しております。日本の人口減少により、約半数の自治体が将来消滅する可能性があるとの民間の研究機関が発表したことは、皆さん既に承知のとおりでございます。

逆に、全国市町村の15の自治体が人口増とのことです。その中に位置している吉岡町もさらなる将来の成長に向けて地方創生に取り組んでいることと思います。

政府は、地方をあらゆる面から元気づける策として地方創生を打ち出しました。これは、地方にとっては大きな課題を与えられたのではないのでしょうか。

では、地方は具体的に何をどのようにすべきなのでしょう。国は大きな取り組みとして地方に働く場所の提供、地方に定住や移住する人をふやし、人口増を図る。子育ての支援をする、行政機関や病院、商店を核とした暮らしに役立つまちづくりの支援をしようとしています。農業の支援策も大きな柱ではないのでしょうか。

それぞれの地域に合ったまちづくり、地方創生戦略をどの地域も模索しているのが現状ではないのでしょうか。

誰がいつ、どのようにというのは簡単ですが、現実には厳しいのではないのでしょうか。

全国の市町村は、来年3月までに戦略をつくる予定であると思いますが、町の地方創生に向けた戦略は策定しているのでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 町の地方創生の取り組みはということでご質問をいただきました。

地方創生の進捗状況については、第3回定例会一般質問においても平形議員のほうから質問に対し答弁させていただきましたが、その後の動きを説明させていただきます。

町では平成27年3月に吉岡町地方創生本部を設置しました。平成27年度に入っすぐ策定支援業者の選定準備に取りかかり、5月上旬には公募型プロポーザルによる受託事業者の募集を開始、6月には事業者との契約を取り交わしました。7月には住民及び高校生向けのアンケート調査も実施をいたしました。

その分析を進めると同時に、9月30日に第3回創生本部を、10月2日には有識者による第1回まち・ひと・しごと推進会議を開催し、10月16日には議会の地方創生特別委員会においてご意見もいただきました。

それまでのアンケートや推進会議、特別委員会などでのご意見も踏まえ、10月30日に第4回創生本部、11月5日には第2回まち・ひと・しごと推進会議を開き、町の人口ビジョン及び総合戦略の骨子案の検討をしていただきました。

その後、12月2日には町の専門部会で具体的施策やKPIなどの検討を行いました。

今後は、12月11日に第5回創生本部を開催し、ようやくパブリックコメントにかける段階となってきました「吉岡町人口ビジョン及び総合戦略（案）」について協議を行い、15日に議会地方創生対策特別委員会、17日の第3回まち・ひと・しごと推進会議に素案をお示しし、年末にはパブリックコメントを実施する予定でもあります。

そこで広く住民の方々のご意見を拝聴した上で、反映させるべき事柄については反映させつつ、2月中旬には策定を完了させたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今町長の答弁ではもうある程度のものできて、もうすぐ町民の皆様にお示しができるところまで来たかなというふうに理解しております。

地方創生も男女共同参画も地域包括ケアシステムも最終的に求められているのは、住民のきずなと人としての関係のかかわりではないでしょうか。地域にあるそれぞれの分野の特質を生かして、一つの目的に向けての総合的な行動が地方創生につながるのではないのでしょうか。

30年後のまちづくりにどのように取り組むかを考察したとき、その次の時代も念頭に置いたまちづくりが必要ではないのでしょうか。

町の地方創生の戦略は、これから、先ほどの町長の説明のとおり示されると思いますが、町全体の啓蒙、これもやっていくということのお話でございます。

その中に、昨日大林議員の質問に観光行政についての質問がありました。観光協会を設立し、町への観光での集客も町の活性化に大いに寄与するのではないのでしょうか。ひとつ、その分野でございますが、また農業については、JAとの連携も必要ではないのでしょうか。このような提案でございますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） きょう山畑議員、そしてまた議員皆様方からいろいろな質問をいただいております。まさに、そういったことで、町行政一丸となってこれから子供たち、そしてまた、30年後、40年後この町がすばらしいものであるということは議員皆様方、同時にこの吉岡町町民全員が願っていることではないかなというふうには思っております。

そういったことを頭に入れながら、この町を預かる身といたしまして、真剣に取り組んでいきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 私本日質問いたしました男女共同参画について、また、地域包括ケアシス

テムについて、ただいまの地方創生について、これらそれぞれが行政独自ではなく、町民の皆様、議会も含めて一丸となつてつくり上げていくべき問題であり、取りかかっているか、なければいけないかなというふうに思っています。

30年後を見据えたまちづくり、人口増に対して、農業及び後継者対策、教育の支援などのさまざまな問題があると思います。それぞれは大きなテーマであると思いますが、町の将来のため、町のさらなる発展のために全力で推し進めていただくことを切望し、質問を終わりにいたします。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、13番山畑祐男議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分とします。

午前10時32分休憩

午前10時50分再開

議長（岸 祐次君） 会議を再開します。

議長（岸 祐次君） 4番五十嵐善一議員を指名します。五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君登壇〕

4番（五十嵐善一君） 4番五十嵐です。通告に従い一般質問を行います。

少子化の急速な進行や都市部を中心とした待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されるといった子供と子育てをめぐる社会的背景のもと、国が平成24年8月に子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連3法を成立させたことは記憶に新しいところであります。

我が町では「吉岡町次世代育成支援行動計画」の前期計画を平成17年に、後期計画を平成22年に策定し、石関町長の陣頭指揮のもと「子どもたちの夢を育てるまち吉岡～子育て・夢育て吉岡ナンバーワン～」を基本理念に掲げて、「子育てするなら吉岡町」をモットーに、放課後対策の充実や子育ての経済的負担軽減などといった各施策に鋭意取り組んでこられたものと認識いたしております。

国は子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度を今年度から本格的にスタートさせるとともに、「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みの中で子育て支援に対する緊急対策を今年度補正予算案や来年度当初予算案に反映させる考えのようであります。

また、男女共同参画社会の実現に向けて女性が元気で活躍できる社会づくりの大きな課題は、子育てと仕事の両立であるとも言われております。

そこで、以下4項目の観点から、子育て支援策についてお伺いします。

まず1つ目は、病児・病後児保育の現状と今後の対応策についてであります。

病気の子供を一時的に預かる取り組みには、病児保育事業と病後児保育事業がありますね。病児保育は、医師が常駐している施設などで病気の急性期にある子供を一時的に預かり、病後児保育では病気の回復期にある子供を一時的に預かるという解釈でよろしかったでしょうか。

少子高齢・核家族社会の現代において親が最も困難と感じるのは子供が病気にかかったときだと思います。全国的には保育所に通っている子供が保育所で熱を出したり体調不良となったとき、親が迎えに来るまでの対応といったことから、病院に併設された病児保育施設などで子供を預かるといったことなど、多様な取り組みが行われているものと思います。

男女共同参画社会のニーズを満たすには、このような病気の子供を預かる施設の充実が望まれますが、我が吉岡町での病児・病後児保育対応施設の現状及び1つとして施設（病院等）の休診日が重ならないよう対応施設（病院等）を複数箇所にふやし、ウィークデイにおける受け入れ体制に間隙を生じないようにする。2つ目、病児保育も実施していく。

3つ目、第3子以降3歳未満児の病児・病後児保育利用料の無料化を図るといった今後の対応策についていかがお考えか、町長に伺います。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 五十嵐議員のほうから、病児・病後児保育の現状と今後の対応ということでご質問いただきました。

病気の回復期等である集団保育の困難な乳幼児を預かる病後児保育を町内にある小児科医院に委託し、実施することで保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、乳幼児の健全な育成と資質の向上を図るため、乳幼児健康支援一時預かり事業を実施しております。

この事業につきましては、平成13年度より実施し、当時としては実施している市町村も少ない中でのものでありました。町内にある1小児科医にお願いし、以前は町内の未就学児を対象に実施しておりましたが、現在では町外者も含め、小学校3年生以下まで拡大し対象としております。

議員提案等もありますが、今のところ現状どおり実施していきたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 少し古い資料で恐縮ですが、内閣府が行った「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査（平成20年）」によりますと、「保育所を少子化対策に一層役立

てていくために、保育所のサービスをどのようにすることが望ましいと思うか」という設問に対する回答で、2番目に多かったのが「病児・病後児保育の充実」であるということが本資料からおわかりいただけるかと思えます。2番目に多くなっております。

また、香川県の綾川町では平成24年5月から第3子以降3歳未満児病児・病後児保育利用料の無料化事業に取り組み、ことしの10月からはさらに利用料金の免除対象児童を拡大したとのことをございます。

いずれにいたしましても、「子育て・福祉日本一のまち」を目指しておられる町長でありますから、病児・病後児保育のさらなる充実を期待しつつ、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、父親の育児参加等についてであります。

日本の男性が家事や育児をする時間は、他の先進国に比べて最低水準となっており、このことが子供を持つことや女性の就業維持に悪影響を及ぼしていることは否めません。

平成22年、厚生労働省では男性がもっと積極的に育児にかかわることができるよう、育児をする男性プロジェクト「育MENプロジェクト」をスタートさせました。男性と女性がそれぞれ育児にかかわっていくことは、急激な少子化を食い止める上でも必要なことで、企業や地域の存続にもかかわる重要なことであるとの思いから、企業の事例集や関係資料の公開、育児体験談のホームページへの掲載、それに各種セミナー、シンポジウムの企画運営などが行われております。

また、過日の新聞に育児に積極的な父親、いわゆる「イクメン」を応援しようと、母子手帳ならぬ「父子手帳」を発行する自治体がふえており、最近では市町村レベルでも作成が進んでいるとの記事が載っておりました。

子育ての役割分担の垣根を取り払い、父親にきっちり育児に参加してほしいという思いから作成したとの経緯を担当者の方が話しておりましたが、私も全く同感であります。

我が町でも「父子手帳」なるものを作成して対象男性に配布、その有効活用を図るべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 町では妊婦届けの際には母子手帳を発行しておりますが、「父子手帳」は配布をしておりません。

しかし、「パパ・ママ学級」参加者に対して「イクメンビギナー必携ノート」という、「これから父親になるあなたへ」という書き出しの、仕事も育児も主体的に楽しむためのパンフレットを配布し、説明をしております。

妊娠している母親との違い、父親は父になる心構えが遅くなります。そこで、父親に心

の準備や妊婦期の妻への体の変化に対する理解を初め、出産後の子育てのヒントや父親の役割などが書かれておりますので、核家族の中での父親の役割としての「イクメン読本」となっております。「イクメン読本」を活用していきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 「イクメンビギナー必携ノート」、こういった冊子であります。「パパ・ママ学級」に参加された父親につきましては、昨年度53名おります。以上です。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 男は仕事、女性は家庭といった性別役割分業の意識が他の先進主要国以上に強い我が国において、そうした意識を変えていくためにも行政が率先して「イクメン」をふやしていくような施策を展開していくことを願いつつ、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、学童クラブに関してであります。

核家族化の進展を背景に、仕事と子育ての両立のため、学童保育を必要とする家族がふえております。先月のJ新聞に小学生を放課後に預かる学童クラブについて、県内各市町村や地域住民が積極的な施設整備に乗り出しており、中でも子育て世代の転入が続き、年少人口が増加傾向にある吉岡町にあっては、新たな学童クラブの建設を進める方針との記事が載っておりました。

吉岡町平成26年度主要施策の成果説明書によりますと、町内には5つの学童クラブがあって、定員は285名でありますね。片やJ新聞調べによりますと、ことし5月1日現在での登録児童数は269名となっており、この数値を見ただけでも吉岡町における学童クラブの定員不足が極めて近いうちに現実のものとなることは自明の理であり、仕事と子育ての両立を支援する観点からも今回の執行側のご英断に拍手を送らせていただきたいと思います。

そこで、現時点でわかっている範囲の内容で結構ではありますが、新たな学童クラブの建設の概要、場所、規模、費用等についてお伺いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 学童クラブの今後はどの質問であります。今年度から新しい子ども・子育て支援制度により、学童の高学年も対象になることから、中央学童を新設し、昨年度の2学期から開設をいたしまして実施しておりますが、今後低学年の利用も多く見込まれることから、当初駒寄住民センターの南の空き家を町が購入しましたので、改修して学童ク

ブとして活用しようとしたが、規模的なこともあり、駒寄小学校周辺の別の場所を現在模索をしているところでもあります。

この駒寄住民センターの南の空き家なんですけれども、皆様方も知っているとおりに、議員も知っているとおりに、あのところは朝晩子供たちがいわゆる通学をするところだということで、あの歩道部分が狭いというようなことで、いわゆるあそこを拡張するというところで、時々あの南の家が空き家になりましたので、町が購入したということがございます。

そういったことで、今申し上げたとおり、駒寄小学校周辺の別の場所を現在模索しているところでございます。

また、明治小学校の学童クラブの状況も懸念されますので、計画的に進めていきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） いずれにしても、新たな施設でより多くの子供たちが有意義な放課後を過ごせる姿を想像しながら、次の質問に移らせていただきます。

4つ目は、子供の貧困対策への取り組み状況についてであります。

日本は世界の貧しい発展途上の国に比べますと総体としては豊かであります。確かに戦後の困窮を越えて高度経済成長期の1970年代以降、日本の社会福祉の領域では貧困は過去の問題とされてきました。

しかし、2000年代において貧困が再発見されて、毎日の生活、社会の中で貧困ということが強く感じられるようになり、平均的な所得の半分にも満たない所得しかない相対的貧困率ということでは日本はOECD経済協力開発機構加盟34カ国、いわゆる先進国の中では平均よりも高く、16.3%であり、貧富の格差が大きいと報道されております。特に、ひとり親家庭の相対的貧困率に至っては、54.6%と、先進国でも最悪の水準になっているようであります。

そこで、まず最初に、我が吉岡町における相対的貧困率はどのくらいになるのかお伺いします。

次に、親の貧富の差が子供の学力や健康の差につながる、いわゆる貧困の連鎖ということが非常に心配される場所でもあります。子供の貧困が健康や学習に影響を与えると一生その影響が及び、また、貧困が1世代だけでなく世代を越えて連鎖していくといったことになれば、社会を不安定化させる原因にもなるのであります。

子供の健康に資するような貧困対策とともに、たとえ親が貧困であっても能力と意欲のある子供には学習の機会を与える社会でなければならないと思います。

このことから、国による高校授業料の無償化といったことだけでなく、我が吉岡町独自

の就学援助策の充実といったことも必要かと思われませんが、町長の考えをお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長、そしてまた事務局長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） ご質問の子供の就学援助について、私のほうから答弁させていただきます。

子供の貧困対策は、全国的な問題でもあります。そこで、国は子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、子供の貧困対策を総合的に推進するための法律を制定し、「子どもの貧困対策に関する大綱」を制定いたしました。これによりますと、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援の3つの項目について支援を講ずることとしております。

また、子供の貧困の原因には親の収入が大きく影響しております。そこで、保護者への就労支援が最も重要な支援となり、総合的な取り組みが必要となります。

では、教育の支援についてご説明いたします。

吉岡町では経済的な理由による就学困難と認められる児童生徒への保護者に対し援助を行っております。最初に、生活保護を受けておられる保護者に対し教育扶助という項目で学用品、その他児童生徒において共通的、また平均的に必要とされる費用を支給しておりますが、この中には修学旅行費が含まれておりませんので、修学旅行費についても援助をさせていただいております。

また、生活保護法に該当しない準要保護者に対しましては、吉岡町児童生徒就学援助費支給要綱に基づきまして、学用品・通学用品・新入学児童生徒学用品・修学旅行費・学校給食費・校外活動等の援助を行っております。

この援助は、国の基準に基づきまして行っておりますが、国の生活扶助基準の見直しが行われたことによりまして、他の制度への影響ができる限り及ぼさないよう市町村に求められておりますので、町としては、この指導に基づき支障が出ないよう支援もしております。以上です。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） るるご説明いただきまして理解できました。

吉岡町の財政状況には依然として厳しいものがあるわけですが、貧困にあえぐ子供への今の投資が将来の財政負担を軽減させることにつながり、ひいては社会全体を安定させるものになることをお伝えし、2つ目の質問事項に移らせていただきます。

それでは次に、高齢者等の生きがいくりについて、2項目の観点からお伺いします。

まず1つ目は、農福連携事業についてであります。

高齢者や障害者の就労拡大と賃金アップ、それに健康増進を目指す福祉分野と、高齢化による労働力不足や耕作放棄地の増加が深刻な農業分野とが手を携え、互いの課題を解決しようという取り組みの農福連携が広がりを見せているとの新聞記事を目にしました。

我が吉岡町も例外ではなく、農業従事者の高齢化に加え、農業後継者不足から必然と遊休農地や耕作放棄地がふえ続けており、その対策に苦慮しているところであると思います。

本年9月の定例議会においても高齢者の生きがいくりについて質問させていただいたところではありますが、元気な高齢者がふえてきている今日にあつて、他者や社会とのつながりを深める中で、何らかの役割が自分にもあると思えることが高齢者の生きる張り合いや生きがいへつながることに疑う余地はないのであります。

したがいまして、こういった元気な高齢者や障害者の方々の力をおかりして、積極的に地域の担い手になっていただき、遊休農地等の有効活用を図っていく農福連携事業を自治体としてリードしていくことに大きな意義があるものと考えます。

そこで、町長にお伺いします。

吉岡町における農福連携事業推進の現状と今後の推進策、特に高齢者パワーの活用策について考えをお聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 農福連携事業の推進はということでご質問をいただきました。

農福連携事業は、障害者の就労を促進するに当たり、農、福祉、教育のさまざまな協働により農業分野における障害者就労推進に関する展開を行う事業でもあります。

お尋ねの高齢者の生きがいくりと異なりますが、答弁させていただきます。障害者の就労支援として、渋川圏域の障害福祉事業者で構成する渋川広域障害保健福祉事業者協議会が設置され、渋川圏域の市町村が協議会へ相談事業を委託しています。相談には就労に関するものもあり、昨年度は吉岡町の方の相談が42件あったと聞いております。

また、町内にある作業所では農業活動の就労もあり、そこでは20名ほど参加しているようでもあります。

高齢者の生きがいくりに関しては、前回の答弁と重なりますが、近年の傾向としては、集団的な活動から個々が選ぶ活動に移っていると思われております。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 部局の垣根を取り払い、水平横断的発想のもと、ぜひとも農福連携事業を推進していただくことを願いつつ、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、子供との定期的な触れ合い事業の推進状況についてであります。

この件に関しましても本年9月の定例議会において、高齢者の社会貢献と社会参加という観点から、高齢者の生きがいづくりについて質問をさせていただいた中で、石関町長よりるるご答弁をいただいたところではありますが、その中で私が注目したのが世代間交流ということでありまして、平成26年度主要施策の成果説明書に目を通し、それらしき事業を探したのですが、よくわかりませんでした。

話は少し飛びますが、先日ある雑誌を見ていて、北欧フィンランドの首都ヘルシンキ郊外にある老人ホームにおいて、幼稚園児とのやりとりが入所しているお年寄りのエネルギーになり、生きがいにもなっているとか、日本でも都内のデイホームにおいて認知症とされるお年寄りが、乳幼児との触れ合いの中で表情も動きも生き生きとしてきたとの内容記事に触れる機会がありました。

筆者は、まとめの中で親が仕事で時間に追われて子供と接する時間が少なくなってしまうが、時間にゆとりのあるお年寄りだからこそできる役割がある。そうした触れ合いを通じて孫の世代にお年寄りの経験、体験を伝えていく。こうしたお年寄り子供たちが気軽に行き来できる空間が必要であり、各地に広げていく試みが求められているとつづっております。

私がお伺いしたいのも、まさにこの辺のことでありまして、核家族化社会の中で日常的におじいちゃんやおばあちゃんと触れ合う機会の少ない今日の子供たちにとっては、65歳からの高齢者という表現よりはむしろお年寄りといった75歳から80歳くらいの年配の方々との交流は情操教育にもなり、また、年配者からしてみれば子供たちから若さをもらい、そして自分の知識や経験を伝える中で生きがいが見つけられるといったように、双方にメリットがあると思うんです。

そこで、町長にお伺いしたいのは、現在吉岡町において保育園児と年配者、または小学生あるいは中学生や高校生と年配者との触れ合い交流事業が定期的に行われているのか、いないのか。

行われているのであれば、具体的にお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 子供との定期的な触れ合い事業のことに Regarding ご答弁させていただきます。

現在吉岡町の児童生徒が大変急増している一つの要因としまして、流入人口の増加があります。この流入人口の多くが議員がおっしゃったとおり、核家族化しており、子育て世代の家族でもあります。

したがって、子供たちの多くは、高齢者とのつながりがないため、さまざまな事業を通じて交流事業を行っているところでございます。

交流事業は、学校教育と生涯学習の両面で行っておりますので、それぞれ進捗状況をご説明申し上げます。

学校教育では小学校1年生の生活科の授業で地域の高齢者を学校にお招きし、「昔遊び交流事業」を行っております。

昔遊びは、ベーゴマを回したり、竹トンボをつくって飛ばしたり、折り紙などをして交流しております。

また、運動会で地域の高齢者をご招待し、練習の成果等も披露しております。

また、生涯学習では青少年健全育成会と自治会が連携し、地域ぐるみで交流事業を推進しております。

自治会の住民、青少年健全育成推進員、防犯委員会、3校PTA、子ども会育成連絡協議会の協力のもと、花いっぱい運動や地域伝承芸能活動、スポーツ交流、道祖神祭りなどを通じ、異世代交流を定期的に展開しております。

このような交流を行うことで、子供と高齢者が顔見知りになったり、自然に挨拶ができ、子供を見守るという防犯にもつながっているのではないかと考えております。

「地域の子供は地域で育てる」を合い言葉に、多くの方々の協力により交流事業を推進しております。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 保育園においては、毎年各園が農業に携わる高齢者と作物の収穫をともに行うなどの事業を実施していると伺っております。

町としても、高齢者との触れ合いの機会をより多く取り入れられるよう、お願いしていきたいというふうに思います。以上です。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番(五十嵐善一君) さまざまな取り組みをされているということで、安心いたしました。

子供と年配者との触れ合い交流は、子供にとっての情操教育に、年配者にとっては気持ちの若返りと生きがいに非常に有益なツールであると考えられますので、ぜひとも町長のリーダーシップのもと、今後も本事業の推進を願いつつ、3つ目の質問事項に移らせていただきます。

それでは、「安心・安全な町よしおか」の実現に向けて、3項目の観点からお伺いします。

まず1つ目ですが、犯罪被害者支援の現状と今後の対応策についてであります。

犯罪被害者とその家族らの支援を国と自治体の責務と定めた犯罪被害者等基本法の施行から10年を経た今日、条例を定めるなどして被害者への支援強化に乗り出す自治体もあらわれる一方、被害者支援に関する条例を制定した自治体は、市町村レベルでは約2割にとどまるなど、自治体間での取り組みの温度差が浮き彫りになっており、被害者の暮らす自治体によって支援内容に大きな開きがあるのは問題であると言わざるを得ません。

そこで、町長にお伺いします。吉岡町においては、被害者支援に関する条例は制定されておりますか。

もし制定済みであれば、支援内容の概略についてお聞かせください。

また、未制定であるならば、今後の対応策についてもお聞かせください。

議長(岸 祐次君) 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 五十嵐議員のほうから犯罪被害者支援の現状と今後の対応策ということで質問いただきました。

犯罪被害者支援関係でございますが、現在吉岡町では条例等は制定されておられません。

吉岡町は、上毛大橋・高崎渋川バイパス・上武国道と大型道路の整備により、町に入ってくる人の流れが多くなり、また、人口もふえてきていることから、犯罪についてもふえていくことと予想されます。

犯罪被害者支援窓口といたしましては、町民生活課で実施していますが、今までに相談者はないと聞いております。

今後町として人口がふえていき、犯罪等が発生するおそれがありますので、県などとも連携を図り、犯罪被害者相談窓口等の広報の実施をしていきたいと考えております。

議長(岸 祐次君) 五十嵐議員。

[4番 五十嵐善一君発言]

4 番(五十嵐善一君) とにかく社会的弱者への温かい支援、これが差し伸べられる吉岡町であることを願いつつ、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、河川の汚染、雑草・雑木等への対応についてであります。

吉岡町には何本かの小河川がありますが、生活圏内の状況を見ますと、生活雑排水が流れ込んだり、雑草や雑木が生い茂って見苦しくなっているばかりでなく、空き缶、空き瓶、その他のごみが投棄されており、さらに上流からの土砂の堆積により河床が上昇し、小川がさらさら流れるどころではなく、場所によってはごみ捨て場となっている感すらするのであります。

汚いから捨てる、捨てるからさらに汚くなるといった悪循環を繰り返すゆえんであります。

そこで、第1点としまして、ごみを不法投棄しないように立て札を立てることについてはいかがお考えでしょうか。

立て札をつくり、立てるにはそう多額の経費がかかるわけではありませんし、また、立て札があると投げようとする行為を抑制することにもなるのではないのでしょうか。

次に、公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備区域外の地域を流れる水路や河川等の公共水域における水質汚濁を防止するためには、町が推進している浄化槽設置整備事業の一日も早い完成が待たれるところでありますが、本事業の進捗状況はどうなっておりますか。

さらに、雑草や雑木の繁茂は著しく地域の景観を損ね、河床の底上げは台風やゲリラ豪雨時に川の氾濫を招くおそれがあるなど、地域住民の不安を募らせるものであることから、早急に対応していかねばならない問題であると考えます。

現に、私の居住する漆原地区を流れる吉岡川でも物すごい状態になっておりまして、付近の住民から不安の声が上がっている事実をお伝えしておきます。

このような場合、通常は行政の指導のもと、速やかに対応していただくことが望ましいと考えますが、発想を転換して、何でも行政が処理をする、役場が始末をするということではなく、みずからの生活環境はみずからの手で守るといった行動も時には大事ではないかと考えます。みずからの手できれいにしたところは、みずからの手で汚したくないというのが人情ではないのでしょうか。

こうすることによって、一石二鳥にも三鳥にもなるのであります。

こうしたことを我が町でも取り入れて、「河川清掃デー」を設定し、町民こぞって河川清掃を行うことについていかがお考えか、以上3点について町長にお伺いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件に関しましては、関係課長より説明をさせます。

議 長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 初めに、第1点としてごみの不法投棄の関係でございますが、ごみの不法投棄の立て札、立て看板につきましては、既に作成済みとなっております。

各自治会長なり来ていただいて、そこで言っていただければ配布をさせていただきます。お願いします。

議長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） 浄化槽設置整備事業について補足答弁いたします。

吉岡町は、公共下水道事業の認可を受けた区域及び農業集落排水事業が採択されている区域を除いた吉岡町全域を浄化槽設置整備事業対象地域として生活雑排水の処理を行っています。

また、単独浄化槽及びくみ取り式の住宅については、合併浄化槽への転換の推進を行い、水路や河川の水質汚濁防止に努めています。

この地域において合併浄化槽を設置しようとする一般住宅を補助対象とし、整備の促進を目的に設置費用の軽減を図るため補助金の交付を行っています。これは、ただし、吉岡町開発指導要綱第3条の適用に該当する場合は除きます。

新規合併浄化槽補助金の内容でございますが、5人槽17万4,000円、6～7人槽22万5,000円、8～10人槽が29万8,000円となっております。この補助金の内訳は、それぞれ国3分の1、残りが町となっております。

また、現在設置してあります単独浄化槽、それからくみ取り式から合併浄化槽へ転換する場合は、この補助金のほかに群馬県からのエコ補助金として10万円が追加交付されます。

環境への影響を配慮して合併浄化槽への転換推進を広報等でお知らせしております。以上です。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） ご質問の3点目の河川清掃の関係でございます。現在町内の自治会など7つの団体が県の河川愛護団体として町内の河川の清掃、草刈り、空き缶拾い等を実施していただいているところでございます。その活動に対しましては、大変ありがたく思っております。

河川管理者であります県と町行政との連携を密にし、地域住民、自治会、行政とが協力し、地域と一体となった良好な河川環境の保全に今後も努めていきたいと思っております。

また、国や県とともに身近な河川愛護として広く住民に毎年7月に実施される「河川愛

護月間」を積極的にPRしていきたいと考えております。

引き続き河川の清掃について地域住民の皆様のご協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 何物にもかえがたい河川の自然環境、これを守るために町民と行政とが協働してまちづくりを推進していくことの大切さをお伝えして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、吉岡町まちづくりガイドの作成・配布についてであります。

先月総務常任委員会において、男女共同参画に関しての行政視察研修として秋田県的美郷町議会を訪問させていただく機会がございました。同町は10年来、男女共同参画社会の実現を目指して各施策を推進してこられた先進的な自治体であり、これから男女共同参画について本格的に調査・研究をしていくスタートラインに立った私たちには得るところの多い、とても有意義な研修でありました。

数多くの資料を用意していただいた中で、私がこれはいいなと思ったものがございます。男女共同参画に関するものではないのですが、この「美郷町まちづくりガイド ことしの美郷のまちづくり」であります。特筆すべきは、情報提供についてであります。平成27年度当初予算概要、主な事業、各種事業、公共施設案内、イベント案内等に関する情報がこの1冊に網羅されております。手元に置いておけば必ず役立つものに仕上がっているんですね。私も常々このようなものがあれば便利だなと思っておりました。

吉岡町も行政運営において町情報の積極的な公開と提供を推進しているところでありますから、ぜひとも具体的なツールとして「吉岡町まちづくりガイド」を作成し、全戸配布したら町民の皆様にも重宝がられると思いますが、町長の考えをお聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 「吉岡町まちづくりガイド」の作成・配布はということでご質問をいただきました。

私も美郷町まちづくりガイドを見せていただきました。確かに一冊の中で予算概要、各分野における主要施策、各種制度、施設の位置図、イベント案内など、多くの情報が網羅されており、すばらしい冊子となっております。

しかし、冊子を印刷製本して各家に配布する場合は、経費はどのくらいかかるのかなということを同時に考えました。町民の皆さんの中には限られた時間の中で全てに目を通さない方もおられるのではないかと考えております。見たい情報はホームページで見るとい

う方もおられるのではないのでしょうか。

また、毎月配布される広報にその都度必要な情報を載せていただきたいと思う方もいるかもしれません。

本来なら全てのことを町民の皆様にお知らせをしたいわけではありますが、現実には膨大な情報の一つにまとめ、それを配布するというのはいろいろと難しい面があるのではないかと考えております。

今後五十嵐議員のおっしゃることも十分考慮に入れながら、経費面や重要度を検討し、町民のニーズを的確に捉え、よりわかりやすい情報発信を工夫してまいりたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 町民と行政が協働するまちづくりを目指す石関町政でありますから、町情報の積極的な公開・提供に向けて、ぜひともまちづくりガイドの作成・配布にご理解を賜りますようお願いして、4つ目の質問事項に移らせていただきます。

最後となる未来を見据えたまちづくりについて、3項目の観点からお伺いします。

まず1つ目は、自治会への加入促進についてであります。

近年核家族化、単身世帯、共働き世帯の増加や生活様式の変化、少子高齢化などによって地域のつながりが希薄化し、自治会などの活動への参加者が減るなど、自治会離れ現象がクローズアップされております。

また、地域における人と人とのつながりそのものが希薄になっている今日、それに伴い、地域での犯罪や災害、ごみ問題等の地域が抱える課題に対する住民の不安が大きくなっているとも言われております。

日本は古来より災害大国であります。しかし、先人たちはその都度互いに助け合いながら乗り越えてきた歴史があります。近時においては、2011年3月発生 of 東日本大震災や2014年11月発生 of 長野県白馬村での大地震を経験する中で、住民同士の助け合いの意識が災害時の被災者支援において有効に機能することを証明し、また、住民による防犯活動が地域の治安向上に効果を上げたりしているといったことも耳にします。

同じ地域に住んでいる者同士が仲よく助け合い、共同意識を高めるために自治会の果たす役割は大きくなってきていると思います。

さらに、介護保険制度の改正に伴い、2018年4月からは国の介護保険対象の要支援2と1の通所介護と訪問介護にとってかわって、吉岡町地域支援事業が始まり、そして2025年をめどに認知症高齢者の生活の支えも含めた地域包括ケアシステムが動き出そうとしている流れの中にあって、自治会に求められる役割もますます大きくなってきているもの

と考えられます。

一方、ごみ出し問題や広報紙等の配布といった点で非会員の住民と自治会役員との間であつれきが生じていることも事実であります。

このような状況の中、自治会においては、会長を初めとする役員さんを中心に加入促進を含めたさまざまな活動に取り組み、自治会の活性化に努力をいただいていると聞き及んでおります。

全国には自治基本条例で自治会への加入を明記している自治体もあるようですが、強制はしていないとのことであります。古くて新しい自治会にかかわる加入促進問題。しかし、来るべき高齢化社会に向けて自治会を衰退させるわけにはいきません。

そこで、町長は今後どのような自治会への加入促進策をお持ちかお伺いしようと思っておりましたが、昨日の村越議員の一般質問と趣旨が重複しますので、割愛させていただきます。

いずれにいたしましても、いい自治会にしていこうと動くことが自治会への理解を広げる第一歩であると考えます。町長の今後のリーダーシップを期待しつつ、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、婚活支援への取り組みについてであります。

県都前橋に近い地の利や県の大型幹線道路の整備などにより、我が吉岡町が住みやすい町として認められ、住宅立地や子育て世代等の定住移動が進み、毎年200人ほど人口がふえ続けておりますが、一方で未婚化、晩婚化、夫婦間の産み控えなどにより、着実に少子高齢化が進んでいることも事実であります。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では吉岡町の人口増も2050年をピークに減少に転ずるとされており、人口減社会を乗り越えるには定住促進策にも限界があり、そこで気になるのは、やはり若者の未婚率の高さではないかと思われまます。

ここはやはり未婚男女の結婚活動、いわゆる婚活について将来を見据えた少子化対策の観点から、自治体としても支援が必要ではないかと考えるところであります。

以前であればお見合いを勧めてくれる方が多くいましたが、現在はお見合いという形そのものを若者が好みませんし、また、そのような世話好きな方も極めて少なくなっているのが現状であります。

このような状況からして、結婚を考えながらも出会いの機会が減少している独身男女の交流を促進する気楽な出会いの場を提供していくことが重要であり、行政としても前向きに対処していくべきではないかと思いますが、町長の考えをお伺いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 五十嵐議員のほうから婚活支援の取り組みはということでご質問いただきました。

町では総合戦略作成のための基礎資料とするため、ことし7月に住民1,250人に対してアンケートを行いました。結婚支援のために婚活イベントなどによる出会いの場を提供したほうがいいのかということで31%ございました。とする声もあった反面、結婚は個人の問題なので、行政がやる必要はないといった人が21%という声も聞かれました。

だがしかし、町ではそれらの声を踏まえて総合戦略の策定を進めていますが、結婚という個人の問題に対して行政として何をすべきか、また何ができるか、十分検討した上、方向性を出していきたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） いずれにいたしましても、将来の吉岡町を担っていく若者が男女の出会いの中で新たな家庭を持ち、家族をふやし、そして地域が子供らの笑顔と笑い声であふれる景色を想像しつつ、最後の質問に移らせていただきます。

3つ目は、漆原緑地運動公園の南端を拡張することについてであります。

石関町長は、機会あるごとに道の駅よしおか温泉は吉岡町の東の玄関口として観光・交流の起点と考えているとアピールしてくださり、私も漆原地区に住む者の一人としてとてもありがたく思っているところであります。

道の駅のすぐ脇を走る国道17号前橋渋川バイパス、いわゆる上武道路が平成28年度内に全線開通することによって東毛方面からのアクセスが一層向上し、将来にわたってより多くの集客が期待できるものであります。

隣接する施設として物産館「かざぐるま」や県内唯一の風力発電を行っている自然エネルギーパーク、そしてホテルの里として知られるようになった漆原天神東公園、利根川サイクリングロード、ケイマンゴルフ場や多目的広場のある緑地運動公園などが整備されていて、老若男女あらゆる人々のニーズに応えられる吉岡町の一大交流拠点としてその重要性はますます高まっていく。いや、高めていかねばならないと強く、強く感じております。

しかし、この一角には子育て世代の若い夫婦が子供連れで訪れたとき、子供が体いっぱい自由に遊べるスペースとしての冒険遊び場、いわゆるプレーパークなるものがございません。ここ数年は、各地の自治体がさまざまな年代の子供が群れて思い切り遊ぶ経験を持つことの大切さに気づき始め、プレーパークづくりに乗り出しているとの新聞記事を目にしました。

幸い、緑地運動公園の南端には、この図に示します黒い斜線のところですがけれども、広大な未開発の利根川河川敷が手つかずの状態が残っております。私も先日現地を見てまい

りました。吉岡の東の玄関口の間口を広げ、多くの方々に利用していただけるような仕掛けづくりのために、ここは何とか県のほうにもかけ合っただき、開発した河川敷にプレーパークを整備されることを切に希望しますが、町長の考えをお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 五十嵐議員が今回のご質問の中で挙げられた冒険遊び場（プレーパーク）についてですが、冒険遊び場（プレーパーク）とは通常の遊具、例えばブランコ、シーソー、鉄棒など、既につくられている遊具で子供たちを遊ばせる遊び場ではなく、子供たちが工夫と想像力でつくり出すことのできる遊び場ということで、木に登ったり泥んこになったり、探検したり、自分で考えて自由に遊べるところが冒険遊び場（プレーパーク）とのことです。けがをしたときは自分の責任でというのが約束事だそうです。

この冒険遊び場（プレーパーク）につきましては、大変いい取り組みと思いますが、緑地運動公園の南端を拡張することにつきましては、天神東公園のさらなる整備など、既存の施設の活用も考慮に入れた中で今後総合的に検討していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 私もハードルが高いことは重々承知いたしておりますが、将来にわたって道の駅よしおか温泉を核としたこの一帯が吉岡町の東の玄関口としてきらりと輝き続けていくためにも、町長の粘り腰を大いに期待して私の全質問を終わらせていただきます。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、4番五十嵐善一議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を1時とします。

午前11時48分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

議長（岸 祐次君） 15番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず第1点目でありますけれども、就学援助制度の現状と改善ということで質問通告をしてあります。

通告をしております質問の1と2、3は、子育て支援の一環ですが、特に今問題となっておりますので、それぞれ掘り下げての質問をしたいと思います。

政府の統計でも非正規雇用が働く人の4割を超え、5人に2人と発表がありました。正規で働く人の収入は487万円、平均ですけれども、非正規は170万円です。貧困ラインは平成24年で122万円、ひとり親の家庭では54.6%です。この数字を見ればわかるように、格差社会は広まる一方で、安倍政権は集団的自衛権行使容認の閣議決定を行い、憲法違反の戦争法を国会で強行採決し、アメリカ軍と自衛隊が一緒になって地球の裏側まで行って戦争をできるようにしました。

このように、軍事費には湯水のように金を使い、国民生活には生活苦を押しつけた結果が現在の格差社会を生み、その中で非正規雇用、子供の貧困がふえているわけであります。

特に、子供たちの置かれている状況は見過ごすことができないものとなっておりますけれども、このことについて町長の見解をまずお伺いをしたいと思います。

そして、細部に入りますけれども、私はこれまでも子供たちの置かれている状況を考え、就学援助制度の改善を求めてまいりましたが、これまでの就学援助の現状をどう捉えているのか。県内先進地事例と比較してどのように思っているのか。改善すべきこともたくさんあると思いますけれども、就学援助制度の改善の話し合い、会議などはこの間にどの程度持たれたか。そして、今後の進むべき方向性はどうなっているのか、これらについて示していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 小池議員のほうから現状及び充実策についての質問をいただきました。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策に関し基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子供の貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として、関係法令が制定されました。

基本理念として、子供の貧困対策は子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより推進されなければならないと思っております。

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子供の貧困対策に関し国と協力しつつ、当該地

域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとしております。

就学援助制度につきましては、教育委員会より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） それでは、就学援助制度につきまして私のほうから町長の補足答弁をさせていただきますけれども、町が行っております就学援助につきましては、議員既にご承知のとおりでございます。生活保護法の第11条を根拠にしまして、それに準じて教育扶助を行っているものでございまして、恐らく全市町村が児童生徒就学援助費支給要綱等を設けて、それに基づいて実施をしておるといふふうに考えております。

その要綱につきましては、市町村間ほぼ同様なものになっているというふうに考えております。

その支給の対象者でございますけれども、生活保護法に規定をする要保護者、準要保護者、生活保護法に基づく停止または廃止を受けた者、住民税の非課税者、それから児童扶養手当法に規定された者と規定をしております。

その支給の対象経費につきましても生活保護法13条で規定をされておまして、学用品、通学用品、それから新入学児童生徒学用品、修学旅行費、学校給食費、それから校外活動費で支給額がある程度国が定めたものを限度として、それを単価としておるものでございます。

認定に当たりましては、生活保護法に定める最低生活認定額をもとに家族構成等を考慮しまして、民生児童委員会の意見を参考に支給決定をすると、そういうことになっております。

この周知方法について、なかなか周知されていないのではないかなというようにご指摘を以前に小池議員からいただいておまして、その後ある程度モデルケースを示しまして、全保護者にお知らせをしておる、そんな状況でございます。

それから、新しく高校生にも平成26年度から開始がされたと、そんなことになっているようでございます。

以上、簡単でございますけれども、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 町長の前段で私が質問しました、よく言われます「軍事が栄え、福祉が減る」という言葉があるんですけれども、全般の質問について町長の所見、見解を伺いたかったんですけれども、その前段の回答はいかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 軍備が栄えれば福祉は停滞するというのでよろしいのでしょうか。

私は、いろいろなことで新聞だとかテレビを見て解説者のいろいろな話を聞きますと、そういった傾向があらわれているのかなというようなことは思っております。

だがしかし、そういったことが起きてはならないなというようには日ごろ思っております。

そういった中におきましては、吉岡町もそういったことをいろいろなことで考えながら、いわゆる軍備が栄えて福祉が停滞するということはあってはならないというようには日ごろ私は思っております。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 教育長にまずお伺いしますけれども、この間私も吉岡町のホームページを見せてもらいまして、今ここにもありますけれども、以前からしますとホームページもよりわかるようになりましてけれども、わかりやすいところのホームページから、よそから見るとまだ不十分だという感じもします。

そういう中では、一定の前進だというふうに評価をしたいと思いますけれども、このことによりまして、吉岡町の現在の就学援助支給割合は何%ぐらいになっていますか。

議 長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 支給割合というご質問でございますけれども、多分児童生徒全体に対してどのくらいかという、そういうことかというふうに思いますけれども、率でなくて、何人というような形ではこちらのほうは押さえてありますけれども、まず、平成27年度の生活保護の要保護者を対象にしている子供が4名、それから、準要保護といえますか、保護者以外で支給対象としている子供たちが全部で46名というふうな形になっております。

それから、質問にはなかつたんですけれども、援助費のお知らせというふうな形で、これちょっと小さいんですけれども、こういうような形で全児童生徒に配布をしておる。そんなことで周知を図っておるところでございます。以上です。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） ということは、現在50名というふうに理解していいんですか。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 就学援助の対象者は、先ほど申し上げましたが、4名足す46

名で50名という総計になっております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 50名今受けているということでもいいんですね。

それでは、質問を続けますけれども、先ほど教育長のほうから回答があったんですけども、皆さんも恐らくアンテナを高くしていることだと思いますから、近隣というか、先進地域で高崎なども同じなんですけれども、これは太田市の例なんですけれども、太田市は生活保護の支給基準額をもとに市が算定している家庭の収入を現在の1.2倍から1.6倍に拡大し、生活保護世帯に近い低所得者世帯の負担を軽減するとしている。太田市によると、父親と母親、子供1人の場合、現在の世帯収入が252万円、親2人、子供1人と、吉岡の基準も今言いますけれども、それが252万円を336万円にすると。そして、未就学児童1人の場合は、286万円、お父さん、お母さんがいて、そして未就学児童1人の場合が286万円が380万円、ひとり親の場合には252万円だったのが336万円にして、そして父親と母親、そして小学生、そして未就学児童が1人の場合は286万円が381万円にすると。

今まで、だから生活保護基準の1.2倍だったものを1.6倍にすると。このことによりまして、太田市では平成25年度の就学援助の対象者は921人でしたけれども、拡大されれば1,500人から1,600人になるというんですね。というふうになっているんです。

じゃ、それでは吉岡町はその基準はどういうふうにして設けているか。それぞれ市町村で数字の出し方はそれぞれ違うんですよ。確かに生活保護法においても多少の差はあります。しかし、そんなに大きな差はないんですけれども、吉岡町はじゃ今その基準となるのは所得という中で、源泉徴収、恐らく給与所得者であれば源泉徴集表あるいは確定申告していればその確定申告の確定申告書をもとにしていると思うんですけども、その税引き後をしているのか、それとも収入全体をもとにしているのか。どこを基準にしていますか。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまのご質問でございますけれども、町のほうは一応収入額を基準としております。それで、当然家族の構成がいろいろでございます。例えばここで学校を通して保護者の皆様へのお知らせにつきましては、1つのモデルケースでございますけれども、例えばお父様かお母様どちらかで、例えば小学生の子供が1人おられる、そういった場合には約219万円としております。

ですから、家族の構成によって当然生活費の生活扶助における最低生活費の認定額が違ってまいりますので、一概に収入額幾らというわけにはまいりませんが、モデルケースとして、例えば今申し上げましたように、2人でお父さんかお母さん、あるいは3人でお父さんかお母さんで中学生がおって、小学生がいる。そうした場合にはここでいいますと282万円。4人家族の場合は、例えばお父様、お母様がおられて中学生が2人といった場合には301万円、そんなことを目安にさせていただくということで、この制度についてお知らせをしている。そんな状況でございます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） モデルケースをつくる場合にも、これは文科省が指定をしていますよね。視点をしているんです。大体お父さんが40歳、お母さんが35歳、そして中学生の子供がいて、そして下が9歳かな。これをモデルケース、標準モデルとして計算をなさいたいというふうに言っているんですよね。それを示しています。

その中で見ますと、吉岡の場合は、私は吉岡町の就学援助制度についてのお知らせというのを持っています。その中で、吉岡町は2人、父、母、小学生1人で219万円です。高崎は246万円、太田市が244万円。3人ということで、父または母、中学生1人、小学生1人、親子、父または母、中学生1人、子供2人、だから母子家庭か父子家庭でそして子供が2人いるというケースの場合が吉岡町では282万円ですけれども、高崎では312万円を例えば336万円。そして、4人というところでありますと、吉岡町では父、母、そして中学生2人というところで310万円。しかし高崎では338万円、太田市では381万円です。そして、その上になりますけれども、子供が3人いる場合には480万円、太田市ですね。そして高崎が438万円というふうになっています。

先ほど言いましたように、文科省は45歳、35歳お母さん、そして14歳の中学生、そして9歳の子供と、これで平均を出せというふうに言っています。しかし、これだけ差があるんですよね。先ほど私言いましたように、吉岡町はその数字は要保護、準要保護の恐らく1.2倍だと思えますよ。それがだから先ほど言ったように、太田市あるいは高崎市の例なんかはその数字が高くなっているということなんですよ。

私は、1.2倍だったものを太田市は1.6倍に拡大して、そして多くしているんですよ。それで、決めろ、決めろと言っているけれども、皆さんも承知をしていると思いますけれども、文科省のほうもその基準はそれぞれの自治体に任せているんですね。

ですから、当然吉岡町はやろうと思えばそれはできることなんです。きょうも上毛新聞かなんかにありましたように、どうも今の方向性も大変ですよ。これはやっぱり子供の貧困のもとになっていますけれども、そういうことで、何とかそういう人たちをしてあげ

たいということから考えれば、やっぱり吉岡町も独自に町長が子育て日本一を目指したいというふうに言っているわけですから、町長、少なくとも今のこの数字を改善して、基準の1.6ぐらい、今恐らく1.2だと思うんですね。それを1.6ぐらいにすべきだというふうに、これは恐らく高崎もそうです。太田もそうです。その程度の数字にはすべきだというふうに思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今小池議員のほうからいわゆる太田と高崎の例を出していただいたということではございます。町は町としてできるからやれということなんですけれども、なかなかいろいろなことを考えると、今一番聞いていますと、1.2倍から1.5にしたということではあります。

また、家族構成によって違ってくる場面もあろうかと思えますけれども、いわゆる今基準は基準として吉岡町は考えているということではあります。

そういったことは、今すぐ即答できる問題ではないのかなというようには思っておりません。

そういったことで、これからいろいろなことで考える時期にも来ているのかな。また、しなくてはならないのかなというようには思っておりますが、当分の間はこれでやっていきたいなというふうには思っております。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 町長、子育て支援日本一を目指したいというのであれば、少なくとも、私今出した中で吉岡町は決して高いほうじゃないですよ。低いほうなんです。高いところに合わせてみたいという気持ちにはなりませんかね。それがだって子育て支援ですから、ぜひとも私はきょう言ったからきょうしろとは言いませんけれども、以前にも言っていますけれども、ぜひともこれは考えていただきたい。どうでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 子育て支援は、いろいろな分野があるのかなと私は思っております。

これも一つの子育て支援のあれにはなるということも私はわかっております。

そういった中におきましては、先ほどから申し上げたとおり、即答はできないと。また、今のこの形態で当分やっていくのかなというようには思っておりますが、「子育てするなら吉岡町」ということで銘打っております。そういった中におきましてもこの一つだけが子育てではないというふうにも思っております。

そういった中におきましては、県下でも一番早く中学生まで医療費を無料にしたということも一つの子育てのあらわれかなというようには思っております。

そういった中におきましては、いろいろな子育てがあるのではないのかなというようには思っております。そういったことをご理解をいただきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 以前から見ますと、以前は本当に吉岡町の就学援助に対する申請が少なかったようでありまして、それがふえたということは一步の前進だと思いますけれども、私は、その中で以前にも言ったと思うんですけれども、その中に民生委員さんの意見を、吉岡町のこれ見てもらえれば、どうも申請をしにくくなるような感じでやっぱり民生委員の意見を判断し、吉岡町教育委員会が認定をしますというふうになっておりますけれども、これは法律の中で法律の改正がありまして、その部分というのは削除されまして、民生委員さんの、必ずしもそれは必要じゃないんだというのは皆さん承知していますよね。私は、民生委員さんの意見を聞くことはあるということであればいいんですけれども、これを見ていると民生委員さんのところに声をかけられれば、またそこを通さなければ書類が上がっていかないというようにとれるんですけれども、その改善は図られていますか。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまのご質問でございますけれども、一応民生常任委員さんの意見を伺う。それはあくまでも参考にさせていただくと、そういうことでございます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） そうであれば、吉岡町のこの援助制度についてのお知らせというのももう少し工夫ができるのではないかというふうに思います。

ぜひともその部分というのは、それぞれさまざまところで就学援助制度は日本中にある制度ですから、ここにすごく配慮してあるところもたくさんありますので、ぜひともその辺のもう一度……、こういう文字が入ることによってハードルが高くなるんですよ。ですから、そこは経由しちゃうのかな。それともそのところに意見を聞くところがあると。その意見が聞くことがありますというふうに言っているところもあるんですよ。実際にそこは経由しているかと。本庄なんかの例を見てみたら、就学援助を受けている人の3割ぐらいは民生委員さんに通すことがありますと。あとは通していませんというふうなことも出ております。

ということですから、なるべくそれを受けようという人たちが受けやすくしていただき

たいというふうに思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまいただいたご意見でございますけれども、できるだけ……、当然民生委員さん生活保護法に基づくという部分もございますので、民生委員さんに相談をかけるといいますか、あくまでも参考にさせていただくということで、場合によっては民生委員さんがこれはどうかというふうなものも現実問題としてそれを認定しているということもございますので、あくまでも認定に向けて出てきたものにつきましては、極力そういうふうな形で認定に向けて進めていくような方法をとっていきたいというふうに考えております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それでは、さらなるこれまでの議員が何人も質問しておりますけれども、格差社会ということで、今6人に1人が困窮世帯にいるということですから、そういう人たちが安心して勉学に励めるような努力を引き続きしていただきたいというふうに思っております。

それでは、2問目に入りますけれども、子供の貧困対策ということで出しております。子供の貧困の対策に関する法律が平成25年6月26日に施行されました。1条で「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策に関し基本理念を定め、国などの責務を明らかにし、及び子供の貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする」というふうになっております。

この中におきまして、2条で基本理念、3条で国の責務、4条で地方公共団体の責務が規定をされております。「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子供の貧困対策に関し国と協力しつつ当該地域に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」というふうに法律では規定をされております。

今定例会に私はこれが提出をされるのではないかとこのように思っておりますけれども、それぞれの自治体ではもう出ているところも随分あるようですけれども、今回吉岡町がこれが出せなかったということはどういうことなのか。

そして、ここにあります地方自治体の責務として貧困対策にはしっかりと取り組んでいかなければならないなというふうに思っておりますけれども、ここについての所見を伺いたしたいと思います。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 2番目の地方自治体の責務と定義されているが、実績策はということで質問をいただきました。

先ほどの就学援助制度のところでも答弁をいたしました。子供の将来がそのまま生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子供が健やかに育成されるよう、子供の貧困対策を総合的に推進するとしています。

また、都道府県は子供の貧困対策計画の策定に努めるものとして、群馬県では推進計画の策定に当たり、社会福祉審議会を設置し、ことし7月に第1回の会議が開催されました。その会議の概要が掲載され、拝読するに当たり、痛切に感じました。

町としては、以前から福祉医療の中学生までの無料化や保育料の低額化、要保護・準要保護対象者への教育支援などにより、対象児童や保護者の支援策を講じてまいりました。

今後多方面で検討し、進めてまいりたいと思っております。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 教育長、何かありますか。

議 長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教 育 長（大沢 清君） この法律の立法の基本理念が総則として1条から7条でありまして、国、地方、それから国民に責任ですとか努力義務を定めております。

次に、第2章で8条から基本施策が規定をされているものでございまして、第8条で政府は子供の貧困対策に関する大綱を定めることを義務づけております。

その第9条は、努力義務としておるわけですけれども、都道府県に子供の貧困対策計画を定めるよう求めている、そういったことになっております。

そこで、群馬県は策定に当たって、7月に第1回の社会福祉審議会を開催をしております。その会議における委員の意見等の概要が公表されております。事務局は、健康福祉部の健康福祉課が策定して進めるということでございます。

その法律の第10条では子供の教育支援、それから11条が貧困の状況にある子供とその保護者に対する生活の支援、それから第12条は保護者に対する職業訓練や就職をあっせんして保護者の自立支援につなげるなど、部局を横断する幅広い計画になると。そんなことになるというふうでございます。けさの新聞にもちょっと載ってございました。

この審議会の中で委員の1人が「1つ何とかすれば何とかなるような問題ではない」と発言をしておりますけれども、全くそのとおり、総合的な支援が必要というふうと考えて

おります。

先ほど申し上げましたように、けさの上毛新聞の記事に計画の素案が県議会の所管委員会に示されたと、そんなことが載ってございましたけれども、県の計画の中で町ができる支援をすることが必要というふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 地方公共団体の責務となっているんですよ。わかりますか。地方公共団体の責務というのがあるんですよ。わかりますよね。県も地方公共団体ですよ。町も地方公共団体ですよ。その地方公共団体の責務、これ4条では地方公共団体の責務と言っているんですよ。

そして、10条でも地方公共団体、教育の支援、国及び地方公共団体はということを行っているんですよ。そして、14条も国及び地方公共団体は、子供の貧困対策を適正に策定し、実施すると。県もやっていますよ。でも、これは当然吉岡町もやらなくちゃならないことなんですよ。

だから、私はこれすべきことだと思っているんですよ。県がやっていたらいいという考えですか。町が策定すべきじゃないですか。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 議員の質問では町が策定していくということでありまして、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町は子供の貧困に対する支援としまして、福祉医療の中学生までの無料化、保育料の低額化あるいは保護者の就労支援としての保育業務あるいは学童保育、そういったものを行っている状況でもあります。

教育委員会のほうでは、先ほど申し上げました要保護・準要保護の対象者に対する教育支援のほうも行っております。

今後も町長の答弁のとおり、多方面で検討し、進めるということで行いたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私そんなこと聞いているんじゃないですよ。私が言っているのは、子供の貧困対策、先ほど言いましたけれども、これはそれぞれの地方自治体の責務として、これは法律ができてまだ、平成25年6月26日にできた法律なんですよ。前から子育て支援しているとか、そんな話しているんじゃないですよ。25年ですよ。25年の6月26日、法律第64号というので出たんですよ。そして、それぞれの地方公共団体は、今のこの貧

困がたくさんある中で対策として市町村に責任を負わせて、そして計画を立ててこれの解消のためにやりなさいということを行っているんですよ。

それがだから、地方公共団体の責務とか努力義務があるわけですよ。そのことを言っているんですから、だから私はこれについて準備していますかと言っているんですよ。

していなければ、これからしますとかということ言えばいいんじゃないですか。それを何そんな回りくどいようなことを言っているんですか。吉岡町が子供の医療費どうとかこうとか、話とは違うんですよ。

6人に1人が貧困という時代になって、その改善のためにどうするかという話なんですよ。それが子どもの貧困対策法のポイントなんです。子供の貧困対策のポイントなんです。子どもの貧困対策法ですよ。答えありますか。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 先ほど議員からも第9条の規定を言っていました。計画策定につきましては、都道府県が行うということになっております。

先ほど町長の答弁の中にも第1回の審議会が7月に行われたと。県が今策定の段階に入っているということでございます。

そういった状況を確認しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 今あなたは教育の10条で県と言いましたね。吉岡町は地方公共団体じゃないんですか。誰か答えられますか。吉岡町は地方公共団体じゃないの。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいま福田課長が答えたのは、9条ということでは言ったかというふうに思いますけれども、この法律の9条を見てくださいと、まずこの2章の中に9条があるわけですが、基本的施策ということになっているわけです。それで、その中で第9条で都道府県子供の貧困対策計画を立てなさい。これを要するに「努めるもの」と、そういうふうな表現はこの法律はなっております。

ですから、市町村に対して子供の貧困対策計画を立てなさいという部分は、この法律の中にはないというふうに解釈をしております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） じゃ、この10条の中で教育の支援ということで、国及び地方公共団体は

就学の援助、学習の援助、学習の支援、その他の貧困の状況にある子供の教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとすると言っているんですよ。施策を、だからこの施策を講じていますか。

もう1点ありましたよね。同じことを何回も言いたくないんですけども、その前に、第4条では地方公共団体の責務、地方公共団体は基本理念にのっとり子供の貧困対策に関し国と協力しつつ当該地域の状況に応じた施策を策定し、策定しですよ。策定し、及び実施する責務を有するというんですよ。違うんですか。これはどう判断しますか、じゃ。

ちょっと待って議長、あなたはこれについて答えに立ってもらう人ですか。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 今議員が施策なり、吉岡町がそういった貧困に対する施策をしていない。していないんですか。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） ふざけたことを言うんじゃないよ。あんたは。何言ってるんだよ。ふざけたことを言うんじゃないよ。私の質問をちゃんと聞いてみろよ。何て言ったよ。今言ったように、第4条で地方公共団体の責務で第4条、地方公共団体は基本理念にのっとり子供の貧困対策に関し国と協力しつつ当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると言ったんですよ。

だから、これはするべきことでしょう。だから、これはできていますかと聞いているんですよ。そうしたら、あなたはできていないと言うんですかと。これは、私さっき言ったように、法律ができたのは平成25年ですよ。6月26日にできた法律です。これを受けて、それぞれの市町村がこういうことを実施していくわけでしょう。そうでしょう。

次にありますいじめ対策防止法の条例もそうですよ。これから言いますけれども、これも法律ですから、それぞれの市町村にこういうことをやってほしいと言っていることを法律で決めたわけでしょう。

そうしたら、それはだって皆さんが実施していくのが仕事じゃないですか。地方自治体の責務と言っているんだから、責務を果たすんじゃないですか。責務はほんなげればいいんですか。ちゃんと教えてください。あなたはいいよ、もう。あなたの出番じゃないよ。間違ったこと言うなよ。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまの法律の解釈論になってしまうかというふうに思いますけれども、

これは総則の中では地方公共団体と言っていますけれども、実際の基本施策の中では都道府県に対して、要するにこの総則の中で理念だとかそういったもので第4条の中で地方公共団体の責務というふうここに表現をされておりますけれども、それではその地方公共団体の中でどこがやるかというのが基本的な施策の中に第9条で都道府県は子供の貧困対策計画を立てるよう努めると、そういうふうに解釈をしておりますので、市町村がこの子供の貧困対策計画を立てなさいというような、私どもはそういった解釈はしておりませんでした。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 解釈はしていなかったり、吉岡町がしていないと言うんですかということがありましたね。先にそちらで吉岡町はしていないんですかという言葉ありましたね。そちらの課長様がそれはどういうことなんですか。説明してください。あなたじゃないよ。教育長に。そもそもがあなたになんか質問していないんだ。これは教育長に質問しているので、そもそもそんなところに教育委員会以外の人に質問していないんだから、あなたが手を挙げる必要なんかないんだよ。答える必要もないし、責任ある教育長はちゃんと答えてください。彼の言ったこと。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） たしかこの子供の推進対策の推進に関する法律となっておりますけれども、多分この中を見ていただければ、子供の、要するに貧困状態から脱するためにいろいろな施策をされるようにこの法律はつくってあるというふうに考えております。

その中で教育関係につきましては、第10条で教育の支援、そういうことでございますので、（「私の質問に答えてよ」の声あり）一応説明を聞いてください。（「違うよ」の声あり）いや、今答弁をして（「彼の言ったことについて言っているんだよ」の声あり）町のほうは、いろいろな形で子供に支援をしているというふうに私は考えております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私はしていると思うじゃなくて、そこにいる福田課長が先ほど私にそういうふうに答えました。吉岡町がやっていないと言うんですかと。私がそういう質問しましたか。責任を持って答えるべき立場の人は教育長ですよ。あなたが答えなくて、それで彼にそういう答えをさせておいて、それでいいんですか。ちゃんと答えてください。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長(大沢 清君) どういうふうに小池議員が捉えたかわかりませんが、吉岡町はほかの町村にも増して多分いろいろな形で子供の支援ですとか、そういうものを行っているというふうに思っておりますので、もしそういうふうに捉えたとすればおわびを申し上げたいというふうに思います。

議長(岸 祐次君) 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番(小池春雄君) 以前からこの問題に……、時間もありませんから、もう1点聞きますけれども、この子供の貧困対策という中でこれまで吉岡町に奨学金制度をぜひとも考えてほしいというふうに言いましたけれども、これについては、今まで以上に多くの方も質問しましたけれども、どのような見解を持っているのか。

また、今までと同じように全くそういうものは考える必要はないかということか、それとも少しは検討してみたいというふうに考えるのか、町長いかがですか。

議長(岸 祐次君) 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町長(石関 昭君) 答える前に、小池議員、余り頭に上らないようにお願いしたいと思います。

今福田課長のほうからいわゆる失礼な言葉があったということであるならば、私のほうからも陳謝いたしますけれども、よろしくお願いをしたいと思っております。

この次のいわゆるいじめ防止のことについても同じようなことが出てくるのかなというようには思っておりますが、奨学金制度ですか、そのことでよろしいのでしょうか。

再三私のほうからも教育長のほうからも答弁をさせていただいたとおり、今のところいわゆる奨学金については考えていないというのが実情であります。

教育長のほうに聞いていただいても同じ答えが返ってくるのかなというようには思っております。

今のところ奨学金制度については、いろいろな制度がこの国の中、またいろいろなことであるというようなことありますので、町があえてそのところに奨学金制度を加えるということとはできないというようには思っております。

議長(岸 祐次君) 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番(小池春雄君) できないということで、町長の考えをよくわかりました。

それでは、3点目でありますけれども、いじめ対策防止法についてお尋ねをいたします。

この件につきましても子ども貧困対策推進法と同様に、183通常国会において25年法律第71号として公布されました。

この法律は、いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その

心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止等のための対策に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめ防止等の対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとされていますが、今定例会にも提出されておられません。

この件につきましてもそれぞれの市町村も策定をしているようであります。私、これはつい先日渋川市なんですけれども、近いところですから、いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように定めるというようなものが出されました。いじめ問題対策推進協議会条例ということで。私は、これも早急に吉岡町はすべきことだと思うんですけれども、吉岡町にはこういうものをする考えは全くないと、先ほど同様ということなんですか。いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） いじめ問題について質問いただきました。

いじめ防止対策条例の制定ですが、国のいじめ防止対策推進法は、先ほどから議員がおっしゃられたとおり、平成25年6月28日に公布されました。この法律は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止等のための対策に関し基本理念を定め、国及びいわゆる地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めることが趣旨であります。

そこで、文部科学省は、国のいじめ防止基本方針を参酌し、地域の実情に応じた地域いじめ防止基本方針の策定に努めるとありますので、吉岡町でも策定に向けて準備を進めておるところでございます。

以下につきましては、教育長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

いじめ防止の対策につきましては、いじめを受ける子供だけでなく、全ての児童生徒に関する問題でもあると、こんなふうに認識をしておるところでございます。

心の未発達な子供たちに対して他人を悲しませたり苦しませることは自分の喜びにはな

らない。人が涙を流したり苦しんでいたら心が痛む。そうした感覚を育ててやることが子供たちと接する大人に大切なことであるというふうに考えております。

吉岡町の子供たちが安心して学習やその他の活動、さらには学校外においても取り組むことができるよう、町・学校・地域・保護者が連携して取り組んでいかなければならないと考えております。

いじめ防止対策法は、国の責務、地方公共団体の責務、学校及び教職員の責務、保護者の責務、それぞれの責務において必要な措置を講ずるということが求められておりまして、第12条で地方公共団体はその地域の実情に応じた地方いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求められているものでございます。

そうしたことで、ただいま町長がお答えしておりますように、吉岡町は法律のこの趣旨に沿いまして、吉岡町いじめ防止基本方針を策定すべく、準備を進めておるところでございます。

多分内容的には県の方針とさほど変わるものではなく、基本認識、それから未然防止、早期発見、早期解消、そうした内容のものになるというふうに考えております。以上でございます。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私は、中身についてる説明してくれというんじゃなくて、それは中身はわかっていますから、大体。いつつくんですかと。つからないんですかということをお願いしたんですよ。そんなに長く……、限られた時間の中でそういうことを言われても困るんですよ。ぜひ気をつけてください。私はいつやるんですかと。やるんですか、やらないんですかと。やるならいつごろなんですかということをお願いしているんですから、中身の説明は要りませんから。

ちょっと先ほど町長言われましたけれども、かっかしけないという、どうだこうだということをお私言いましたけれども、町長、この議会というのはここにそれぞれの課長がいますけれども、課長は自由に、よく町長が何とか課長をもって答弁させますと言いますけれども、課長が勝手に自由にどんどん答えていい場なんですか。あの人が手を挙げて答えていますけれども。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今この場でいわゆる今福田課長のほうから私が指名すればよかったでしょう。私がしなかったということで、大変申しわけなく思っております。

そういった中におきましても、余り今このところは言論の自由ですから、何言っても

いいということでは私はないと思っております。そういったことの中においては、この神聖な議会の中で余り大声を出したり、そういうことはよくないかなというようには思っております。

そういったことで、ただいま私が指名しないのに、いわゆる福田課長が答弁に立ったということは、大変申しわけなく思っております。課長のほうにきつく指示を出していきたいというふうに思っております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私は、そもそも私の質問に対してあさってのほうからあさっての答えをしているわけですから、それも指示もされていないところから、そこからいろいろなことが始まっているということもひとつ考えておいてください。

最後になりますけれども、時間の都合もありますので、全てを話すわけにはまいりませんけれども、全体の、これは最後はどうしても話せなくなると思いますが、私は最初から3つの問題について全て関連することでありますので、また全てが貧困から発生をして、それぞれの国の問題であり、また市町村の問題である。その中で真剣になって、今この立場にある人たちに行政としてどういうふうにしたら十分なその環境を整えてあげられるかどうかということを実際に問うているわけですよ。

そのために私今言いました国がいろいろな法律を定めている。条例を定めた。法律を定めた。じゃ、その中で吉岡町はそれを受けてどうですかと。私は単なる素朴な問題を聞いているだけのことだけなんですよ。

まだできていなければできていないでいいじゃないですか。これからやるならこれからやるというふうに答えていただければいいんですよ。

でも、やるんでしたら、どうせやるんだつたらなるべく早いほうがいいし、私はいつも思うんですけども、国からそういうものがあつたときに、それぞれの市町村がそれを受けて機敏に動いて、どれだけの協議をしていたかどうかということだと思つたんですよ。そして、協議をして、そしてその議会にちゃんと間に合うようにして、そのことというのが今その立場に置かれておりますそれぞれの子供たち、学校で暮らす子供たち、そしてまたそれを養育している親の人の立場、そういうものを理解してあげるのには、全てが早く早くやるということが大事だと思うんですよ。

ぜひとも今後におきましても、これからの子供たちが安全で健やかな生活ができるよう、配慮していただきたいというふうに思っております。

最後につきましては、また後ほどにします。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、15番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後2時15分とします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

議長（岸 祐次君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9番（坂田一広君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、町の財政についてを質問いたします。

（1）財務4表について。①制度趣旨についてでございます。

総務省では平成27年1月23日付で各都道府県知事、各指定都市市長宛てに「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という文書を通知しました。そこでは、地方公会計については、これまで各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り込まれてきたところですが、人口減少、少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、今後の地方公会計の整備促進について（平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。

その後、今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会を設置して議論を進めてきましたが、平成27年1月23日に統一的な基準による地方公会計マニュアルを取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析を初めとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう、特段のご配慮をお願いいたしますとし、「各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡をいただき、通知の趣旨について適切にご助言いただくようお願いいたします」としております。

そこで、この総務省の通知にいうところの新地方公会計制度の趣旨というものはどのようなものかお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 坂田議員のほうから新地方公会計制度の趣旨についてということでご質問いただきました。

地方公共団体の会計制度は、現金主義・単式簿記であり、予算がどのように使われたかを現金の収入支出により表示するというので、非常にわかりやすいというメリットがあります。

また、現金収支を議会の民主的な統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確定性・客観性・透明性にすぐれた制度であります。

しかし一方で、所有する資産の現在の価値や減価償却費などの現金支出を伴わない費用を含め、行政サービスの提供にどのくらい経費がかかったかというコスト情報は把握しづらいというデメリットがあります。

そこで、国では現金主義会計を補完するものとして、発生主義・複式簿記を基本とした公会計の整備を掲げ、財務処理4表の作成及び固定資産台帳の整備を地方公共団体に要請しております。

これらを作成整備することで、公共施設等のマネジメントを初めとする諸課題への対応やより効率的な財政運営に資することができると期待されております。

議長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 総務省による地方公共団体における財務書類の活用と公表について、これは平成22年3月に出されたものでございますけれども、これによると財務書類整備の目的は大きく次の2点にあるとしております。すなわち、1番目として説明責任の履行、これは財務書類の活用は財務書類の分析が出発点となりますが、分析を行うに当たっては財務書類の主たる利用者である住民のニーズを踏まえた分析を行い、住民にとって有益な情報を的確に示していくことが重要です。

すなわち、住民は企業会計の利害関係者、これは利用者のことでございますけれども、に比して会計的知見を十分に有しているとは限らないことから、財務書類の公表に際しては必要な説明や分析を加え、わかりやすく公表することが望ましいと言えます。これは、住民に対する説明責任の履行の観点からも求められるものですということで、まず、説明責任。

第2に内部管理、マネジメントへの活用ということで、財務書類は公表にとどまらず、

地方公共団体の内部管理のツールとして活用していくことが重要です。財務書類の分析から得られる情報は、外部へのわかりやすい公表に活用するのみならず、地方公共団体の財政運営上の目標設定、方向性の検討に活用することができるほか、行政評価との連携、施策の見直し、資産管理や職員の意識改革など、行財政改革のツールとして活用することができる。

地方公共団体においては、これらを通じ財務書類を内部管理に積極的に活用することにより、財政の効率化、適正化を図っていくことが期待されます。

また、財務書類は、財政運営上の政策決定、意思決定などを行う上で基礎情報を提供するものといえますが、このような情報を住民に対して開示することにより、政策決定に関する説明責任を果たすことにもつながるものと言えますとしております。

吉岡町においては、この第1点目の説明責任の履行という面においては、財務4表を説明書つきでホームページで公表しておりますので、とりあえずクリアできていると考えるところでございますけれども、今後2点目の内部管理への活用というものにも反映させていただきたいというふうに思います。

②平成25年度普通会計、財務書類の概要と今後の課題等についてを質問いたします。

群馬県のホームページによると、県内の20の市町村が基準モデル、総務省方式（改訂モデル）あるいは太田市、安中市などは独自モデルを用いて財務書類を公開しているようであります。

吉岡町でも現在総務省方式（改訂モデル）による平成25年度普通会計財務書類とその説明書が公開されているところでありますが、その概要とそこから判断できる今後の課題をどのように考えているかお伺いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件については、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） まず、財務書類の概要ですが、財務書類4表は貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの表から構成されています。

貸借対照表は、資産や債務のストック情報をあらわします。行政コスト計算書は、資産形成を伴わない行政サービスにかかったコストなどをあらわします。純資産変動計算書は、資産がどのように変動し、どのような財源で形成されたのかなどがわかります。資金収支計算書は、現金などの資金の流れをあらわします。

これらの財務書類によって町の資産・負債の増減やプライマリーバランス、有形固定資

産の耐用年数に対しての経過年数、行政サービスの経費などが把握できます。

吉岡町の普通会計における平成25年度末の資産総額は約281億9,000万円、負債総額は61億7,000万円、経常行政コストは56億円、プライマリーバランスは1億円の黒字となっており、各種比率の類似団体間における比較ではおおむね平均的な値となっております。

昨今では老朽化した施設の長寿命化対策が全国的に大きな課題となっております。

先ほど町長が説明したとおり、公共施設のマネジメントに活用するとともに、ただいま坂田議員がおっしゃったように、内部管理のツールとして活用し、財政の効率化・適正化を図っていきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 今ホームページ上に公表されている分というのは、平成25年度分なんですね。ありますけれども、平成26年度分というのはいつぐらいに公表されるのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 町としてもこの平成26年度分、早く知りたいところなんですけれども、これは国のほうで取りまとめておまして、約1,800ある地方自治体の全ての決算統計の後の資料を国で一括で取りまとめて、まとまったら各市町村に連絡が来るというような形になっておまして、先ほど申し上げたのは平成25年度ということで、古い数値で申しわけないんですが、26年度の数値も入り次第またホームページ等でアップしたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、すみません。時期についてはちょっとまだわからない状況です。

議長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 先ほど町長のほうから制度趣旨のところ、今までの決算書類に関しましては、現金主義・単式簿記、今度公表されたものというのは発生主義・複式簿記、それぞれよい点があると。利点があるということでございます。

なるべく決算書類とこの財務4表というのを同時に見られるのが好ましいかなというふうに思ったわけですが、総務省のほうですか。総務省のほうで整理するというので、見られないということなのですが、今後も活用していただきたいというふうに考えます。

それでは、（2）の財政状況資料集についてを質問いたします。

財政状況資料集のうち、各地方公共団体の財政力指数、経常収支比率、将来負担比率、

実質公債費比率、ラスパイレス指数、人口1,000人当たり職員数及び人口1人当たりの人件費・物件費と決算額について、類似団体との比較結果をわかりやすくグラフ等を用いて図示するとともに、その結果について各団体における要因及び主要な改善に向けた取り組み等を分析した「市町村財政比較分析表」、また、経常収支比率分析、経費分析、これは人件費及び人件費に準ずる費用、公債費及び公債費に準ずる費用、普通建設事業費の分析の二本立てとし、類似団体との比較結果をわかりやすくグラフ等を用いて図示するとともに、その結果について各団体における要因及び指標の改善に向けた取り組み等を公表する「市町村経常経費分析表」について、分析欄を踏まえて今後の課題についてどのようにお考えになりますか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましても担当課長より答弁させます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 平成25年度財政状況資料集のうち、市町村財政比較分析表、市町村経常経費分析表による分析についてですが、主なものを申し上げますと、まず、地方公共団体の財政力を示す財政力指数につきましては、吉岡町の指数は0.64で、類似団体内の順位は82団体中18位と高い順位となっております。

これは、他の自治体に比べ生産年齢人口の割合が高いことや、大型商業施設の進出や新築住宅の増加などで町税収入が増加していることによるものです。

続いて、財政構造の弾力性を示す経常収支比率ですが、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることをあらわします。吉岡町の比率は87.6で、類似団体内の順位は82団体中41位と、中ほどの順位です。

保育所運営費委託料や児童手当費、医療福祉費などの扶助費が増加していることにより、比率がやや高くなっております。

続いて、公債費負担の状況ですが、実質公債費比率につきましては、9.5で、群馬県平均や全国平均より高く、類似団体と比較すると82団体中31位と、中ほどの順位となっております。

これは、平成17年度から平成21年度に実施したまちづくり交付金事業に係る元利償還が全て開始になったことや、臨時財政対策債の増に伴い、元利償還金が増加していることによるものです。

続いて、定員管理の状況ですが、人口1,000人当たりの職員数は4.49人で、類似団体82団体中、最も少ない職員数となっております。

また、国と比較した給与水準であるラスパイレス指数は96.7で、類似団体82団体中49位と、中ほどの順位です。

以上の結果から、吉岡町は町税収入が増加し、財政力も高く、少ない職員数で人件費も抑制されているものの、保育所運営委託料や児童手当費などの扶助費が増加しており、財政構造の弾力性では類似団体中、平均的な位置にあるという状況です。

扶助費等の増加が課題ですが、事務事業の見直しを進め、これらの比率や指数を注視し、今後の財政運営に生かしていきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） この分析欄によりますと、扶助費の悪化の理由、先ほど課長からも説明がありましたけれども、障害者自立支援給付費、児童手当費、保育所運営委託料の増によるものであると。比較審査の適正化、事務事業の見直し、受益者負担の見直しなどにより比率の改善に努めるというふうな、これは総務省のコメントでございます。

しかしながら、この分析表にコメントされるような改善策というのを行って、全てのこの分析表の数値をいい値を追求しようとするならば、結局的な施策というのは何も起こらないほうがいいというようにも考えられます。

地方自治法第1条の2第1項には、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を実質的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするところであるわけでありまして。

財源には限りがあるわけでございますけれども、削減するところは削減し、子育て支援など、吉岡町が直面する課題については重点的に配分するような予算編成を望むところでありますけれども、お考えを承りたいと思います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今坂田議員のほうから質問があったわけですが、まさにそのとおりかなと私も思っております。

扶助費がふえるということではありますけれども、なるだけいろいろな面で相談しながら、つけるところはつける。減らすところは減らすというような状況をつくっていかなければ、この吉岡町も大変なことになるのかなというようにも思っております。

そういったことで、努力していきたいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、社会資本の老朽化対策についてを質問いたします。

まず第1に、資産老朽化比率についてでございます。

おとし、平成25年8月13日付日本経済新聞の「公共施設の老朽化対策で新指標、総務省統廃合促す」という記事がございました。ちょっと前の話になるんですけども、この記事によりますと、「総務省は、地方自治体を持つ公共施設の老朽度合いをはかる新しい指標をつくる。小学校や公民館などがあと何年使えるかを明らかにして、自治体に計画的な施設の補修、統廃合を促すのが目的だ。同省がつくるのは、毎年の減価償却費の累計額を施設の取得額で割った資産老朽化比率、2015年度決算からの導入を目指す。高度成長期に各地で急増した公共施設は更新時期を迎えつつあり、自治体財政を一段と圧迫する懸念が大きい。きめ細やかな計画があれば施設ごとに優先順位をつけて対策を打てる。更新時期をならして負担を和らげることが可能になると見ている。今は健全性をはかる指標として、収入に対する赤字の規模を示す実質赤字比率や借金の返済額の規模を示す実質公債費比率などが地方財政健全化法で定められている。単年度のお金の流れをつかむものが中心で、公共施設で将来発生する負担を織り込めていない。同省によると、全国の市区町村が抱える公共施設の延べ床面積は263平方キロメートル、このうち2割に当たる55平方キロメートルが1970年代につくられており、約40年がたち、一斉に更新時期を迎えつつある。同省は、14年4月には公共施設の管理について長期計画を策定するよう求める大臣通知を出し、施設の統廃合や長寿命化を促している」とあります。

吉岡町においても老朽化率というものが公表されておりますけれども、老朽化率の説明と老朽化率が70%を超える建物について、この普通会計財務書類の説明書に列挙されているわけでございますけれども、それぞれについて今後の対応をどのように考えていくのか伺いたいと存じます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 資産老朽化率について質問いただきました。

吉岡町の普通会計における資産老朽化率は43%で、適正值は35%から50%とされており、類似団体の比較では低い値となっており、比較的新しい施設が多いとも言えます。

個々の施設においては、高い比率のものもありますが、その中には改修工事を実施したり、あるいは廃止を予定しているものもあります。

各施設について、老朽化の状況や利用状況等をよく精査し、施設の更新や長寿命対策について検討してまいりたいと考えております。

あとは、町では今後、公共施設等総合管理計画を策定する予定でもあります。財務書類4表や固定資産台帳とあわせて資産の適切な管理を行っていきたいと思っております。

先ほど廃止するところもあると言いましたけれども、1つには町民プール、それから下野田の町営住宅を廃止しようかなというようにも計画は立っております。

それから、いわゆる改修工事については、児童館、それから第2学童、それから駒寄小学校改修など、そしてまた、新築もあるわけですが、そういったことを今社会体育館もまさに今やっている最中かなというようにも思っております。

そういったことで、資産の適切な管理を行っていきたいと思っております。

議 長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 老朽化率70%を超える建物の中にはこの明小体育館、これは今回の補正で若干補修をするんだと思いますけれども、駒小の体育館あるいは給食センターなどについてはどうにお考えになっておりますか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、教育委員会でよろしいでしょうか。教育委員会のほうから答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 学校教育施設の関係の長寿命化という話になりますと、まず、今お話がありましたとおり、学校給食センター、これにつきましては、5カ年間をかけた今年度で改修工事のほうが終わりましたので、当分の間はこの施設で使用できるという見通しができました。

また、駒寄小学校の体育館の改修、長寿命化ということなんですが、確かに児童数も大変ふえておまして、狭い状況であります。それも含めて、規模がちょっと大きくなりますので、改修あるいは新築、どちらの方向で進めていったらば長寿命化につながっていくのかということをお検討しているところがございますので、もう少し時間がかかろうかなというふうに考えております。お願いします。

明治小学校というか、明治地区の屋内体育館でありますけれども、今回補修というのは雨漏りが天井部から発生しておりまして、屋根の部分のとい、そこから侵入しているということが確認できておりますので、その補修をかけているということで、これも長寿命化ということになれば、該当してくるのかなというふうに考えております。

議 長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 70%を超えるものについては、老朽化も進むことから、今後計画的にや

っていただきたい。

特に、学校教育関係の建物というのは児童生徒が利用するものでありますから、なるべく早く手を打っていただきたいというように思います。

そうしましたら、次に、有形固定資産の更新資金の手当率についてを質問いたします。

近年ではインフラや公共施設の維持管理や更新ができなくなっていることが課題となっております。これは、投資的経費が大きく圧縮され、新規投資分が過去の投資額に対する減価償却分を下回り、インフラや公共施設の評価額が純減してしまっていることにある。そこで、有形固定資産の更新資金の手当率は、有形固定資産明細表の減価償却累計額に対して再整備に必要な資金がどれだけ用意されているかを示すものであります。

この比率が高いほど再整備に当たって手元資金で賄える可能性が高く、地方債に頼る割合を低く抑えることが可能となる。吉岡町の有形固定資産の更新資金の手当率というのは、これは適当と言えるものかどうか、お答えをいただきたく思います。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件については、担当課長より答弁させます。

議 長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 土地以外の有形固定資産は、時間を経て使用を続けることにより経済的な価値が減少していきます。こうした価値の減少を毎年度の費用として減価償却費として計上しております。減価償却費と同額の資金を毎年度積み立てていくと、耐用年数経過後にその施設の建設に要した費用を準備でき、新たに建てかえることができることになります。

したがって、減価償却累計額に対する現金や基金の割合を見ることにより、更新資金がどの程度準備できているか把握することができます。

吉岡町の普通会計における有形固定資産の更新資金の手当率は29.4%となっております。

吉岡町は、歳計現金及び基金の割合が高く、類似団体との比較では高い手当率となっております。

類似団体では10%台が多く、各地方公共団体では老朽化が進む資産の更新や修繕のための財源不足が切実な課題となっております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしますと、この吉岡町の有形固定資産の更新資金の手当率の29.4%というのは、一般的に妥当とされる範囲なのか、類似団体を見ると10%台が多い。

私も調べてみたら、いろいろな地方自治体の数字が出てきました。中には、1%台前半で、前年度よりもさらにまた1%ぐらい下がってしまってなんていう、そういう自治体もありました。1桁台前半というのは、ちょっと全く更新ができないのかなという気がするわけでございますけれども、この29.4%というのはどの程度……、妥当な数字なのか。例えば経常収支比率、これ例に出しますけれども、80%、75%、80%を超えると財政が硬直化しているよなどという、ある程度の指標というか、目安があるわけでありましてけれども、どうもこの有形固定資産の更新資金の手当率に関しましては、その辺が明らかでない。

だから、この29.4%で吉岡がいいのか悪いのかというところも類似団体と比較すれば高いと。でも、この吉岡町の29.4%というのは、本当に妥当な数字なのかどうかというのはわからないところでありまして、その辺もう少しご説明をお願いします。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 各団体とも、吉岡町もそうですが、非常に景気の低迷等で非常に厳しい財政運営をしているところでございます。

したがって、この減価償却費の相当分を理想的に、理想では毎年それを積み立てれば、耐用年数過ぎればその施設の金額になるんですが、各団体ともその減価償却費分をほかの経費に回しているというのがこの厳しい経済状況の中ではそういったこと……、先ほど坂田議員のほうから経常収支比率の話もありましたけれども、各町村が自由に使える一般財源の比率が低くなるということは、やはりそういった減価償却費の部分も各団体でほかの経費に回しているという状況であろうと思います。

そんな中で、吉岡町においては、29.4%ということで、各類似団体の10%台から比べれば高い数値となっているということで、これが適切かどうかということでありましてけれども、理想的にはもっと高いほうがいいかもしれませんが、この厳しい経済状況の中では妥当な数字ではないかというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 確かに課長の答弁にありましたけれども、減価償却分全て充当していくというふうになりますと、例えば何か建物を建てたときにそれが100%町単独の事業で建てられたかというところとそうでないものもあると。いろいろなところから補助金等ももらって建てたものもある。そういうことを考えたら、100%になることはないのかなという気がいたします。

この辺についても老朽化が進行することがないように、資金を手当てしていただ

きたいというふうに思います。

続きまして、次のインフラ長寿命計画についての質問をいたします。

まず、①と②の質問に移る前提として、社会資本を的確に維持管理し、生活及び社会活動の基盤となるサービスの提供を確保することは、将来にわたって活力ある地域社会を維持するために必要不可欠であります。

社会資本のうち、道路橋では2メートルを超えるものでありますけれども、これは全国で70万橋あるそうでございます。このうち、都道府県、政令市が18万橋、26%、市町村は約48万橋、70%を管理しているそうでございます。

今後、高度成長期以降に整備された社会資本が急速に老朽化し、建設後50年以上経過する施設の割合は、道路橋については、平成25年3月に7万橋、18%あったものが20年後、平成45年には約27万橋、67%まで達するということだそうでございます。

また、下水道管渠についても平成25年3月の時点で50年以上経過するものが全国で1万キロメートル、これは2%に相当する数字だそうでございますけれども、それが平成45年には11万キロメートル、24%に達するというような全国的な統計がございます。

その中で、①道路（橋梁、横断歩道橋について）を質問したいと思います。

中央自動車道笹子トンネル事故の発生、これは平成24年12月2日のことでございますけれども、それ以降インフラ長寿命化基本計画、これは平成25年11月29日、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議によって取りまとめられたものでございますけれども、必要施策の方向性として、電子化された維持管理情報の収集・集積・予防的な対策等への利活用が示されました。国土交通省においては、小委員会の緊急提言を受けて社会資本の維持管理・更新に関し、当面講ずべき措置、これが平成25年3月21日に出されたものでございますけれども、が取りまとめられ、維持管理・更新に係る情報の整備として、台帳整備とあわせ、施設ごとの現況等の情報をデータベース化し、当該情報のプラットフォームを構築することが示されました。

また、インフラ長寿命化基本計画を踏まえ、国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）が平成26年5月21日に取りまとめられたところであります。

必要施策に係る取り組みの方向性として、点検・修繕等を通じた情報収集、情報の蓄積、地方公共団体等も含めた一元的な集約、情報の利活用と発信・共有等が示されたところでございます。

国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）において道路、これは橋梁、横断歩道橋について管理者の取り組みとしては、5年に1回近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断するとあります。

町の取り組みの現状についてお伺いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁させます。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 町の橋梁長寿命化計画におけます橋梁及び横断歩道橋の点検につきましての町の取り組み状況につきましてお答えをいたします。

平成25年度に道路ストック総点検業務として、町内の幹線道路の橋梁58橋につきまして橋梁点検業務を実施し、橋梁長寿命化計画を策定をしました。

また、その他幹線道路以外の橋梁80橋につきましても長寿命化修繕計画に基づく点検を行い、安全・安心な道路ネットワークの確保を図るため、平成28年度に40橋を、平成29年度には残り40橋の点検を実施する計画であります。

実施しました橋梁58橋の点検結果につきましては、先ほど議員がおっしゃいました4ランクに分かれているわけですが、緊急に対策を必要と判断された橋は5橋ありました。次の2ランクで、早期に監視や対策を行う必要があると判定された橋は1橋、3ランクで状況に応じて監視や対策を行うことが望ましいとされた橋が42橋、4ランクの監視や対策を行う必要のない状態の橋は10橋と判定をされました。

平成26年度に緊急処置が必要な橋の橋梁補修の詳細設計を実施し、そのうち優先度の高い3橋の橋梁補修工事を本年度に発注したところでございます。

また、本年度には7橋の橋梁補修の詳細設計業務も発注をしておるところでございます。

橋梁長寿命化計画を基本に、点検、補修設計、補修工事のメンテナンスサイクルを計画的・効率的に行うことによりまして、道路橋梁の長寿命化を図り、補修工事及び事業費を平準化していきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 先ほど質問しましたけれども、この5年に1回、この近接目視による定期点検というのは、今の状況で行えるのでしょうか。点検にかかった時間というか、始めてから全部見終わる、点検し終わるまでというのはどれくらいかかる予定ですか。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） 現下におきましては、5年に一度のメンテナンスサイクルということ为先ほど申しましたように、計画的・効率的に行うということで、計画をしております。それに基づきまして、今後も実施をしていきます。よろしくお願いたします。

議長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうすると、もう5年に1回は行える準備は整っているということではないでしょうか。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） そのように計画を立てております。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 厳しい財政状況のもとにおいて維持管理、更新等に係る計画的な投資を行うというのは大変なことだと思いますが、これを行って、長寿命化することによって最終的にはこのコストを低く抑えられるんだという認識でやっていただきたいというふうに思います。

社会資本の維持管理、更新の重要性について住民の意識が深まるよう、社会資本のさまざまな情報について住民にわかりやすく公表していく必要があるということは考えられます。このためには、まず町が施設台帳との整備、更新や点検結果等の維持管理情報の記録を徹底した上で、データの充実やデータベース化を図り、共有していく必要があると考えます。

現場において、施設の維持管理が適正に実施され、社会資本の健全な状態を維持していくためにも現場のための正確な情報の把握、蓄積、見える化、共有化を実現していくことがまさに今求められていると思います。

そこで、施設台帳の管理、更新及び施設台帳の電子化の現状はどのようになっておりますか。お伺いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁させます。

議長（岸 祐次君） 富岡産業建設課長。

〔産業建設課長 富岡輝明君発言〕

産業建設課長（富岡輝明君） ご質問の施設台帳の整理、更新及び施設状況の電子化の現状についてお答えをいたします。

現在町の橋梁台帳につきましては、基本的には紙ベースで管理をしておりますが、道路台帳管理システムを昨年度更新したことによりまして、橋梁台帳につきましても一部電子化がされております。

今後橋梁の点検結果を電子化し、道路台帳管理システムに反映をさせ、道路・橋梁施設の更新及び管理を一元的に行い、インフラ長寿命化計画に取り組んでいきたいということと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） それでは次、下水道についてを質問いたします。

国交省では下水道について長寿命化計画の取り組みとして、基準マニュアル等整備・提供、地方公共団体に対して基準類について引き続き情報提供するとともに、改定内容等について順次説明開示するというふうにしております。

国交省による下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン2015年度版によりますと、下水道の普及率は平成26年度末で77.6%に達し、管渠総延長約46万キロメートル、処理場数は2,200カ所となっており、今や全国の多くの地域で下水道のある暮らしが当たり前になってきていると。これは、長年の投資の努力のたまものである。下水道ストックは、昭和40年代から平成10年代に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが見込まれる。その一方で、本格的な人口減少社会の到来による使用料収入の減少により、地方公共団体の財政状況は逼迫化しており、投資力は減退の傾向にあると。

以上のことから、下水道施設のライフサイクルコストの低減化や予防型施設管理の導入により、安全の確保と戦略的な維持・修繕及び改築を行い、良質な下水道サービスを持続的に提供することが重要である。

このような背景のもと、平成20年度には下水道長寿命化支援制度を創設し、従来の改築に加え、長寿命化対策を加えた計画的な改築を推進している。

また、平成27年度の改正下水道法においては、維持修繕基準を創設するとともに、事業計画について維持・修繕及び改築に関する内容を含めたものへと拡充した。

これを踏まえ、予算制約のもと増大する改築事業に対応すべく、施設全体の管理を最適化するストックマネジメントを推進することとしている。本ガイドラインは、ストックマネジメントの手法を定め、各下水道管理者が維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施することを支援するものであるとしております。

我が国の社会資本は、戦後の高度成長期に急速に整備が進められてきたものでありますけれども、これらの社会資本によるサービスの提供は、ストックが一定程度健全な状況に保たれて初めて可能となるものであります。

これらの膨大なストックは日々劣化し、点検・調査・修繕・改築のコストの増大を招く

とともに、最悪の場合管路の破損等による道路陥没や汚水の流出及び処理施設の停止による公共用水域の水質悪化などに陥るリスクもはらんでおります。

一方、社会資本に求められる役割は多様化しており、人口減少やライフスタイルの変化も踏まえて、適切な機能を発揮できるようにしておく必要があります。

これらの課題に対応するためには、社会資本のストックを将来にわたって適切に点検・調査・修繕・改築していく必要があります、そのための手法としてストックマネジメントが着目されています。

吉岡町の公共下水の現状とストックマネジメントの実施状況はどうなっておりますかお伺いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） インフラ長寿命化計画についての下水道について答弁させていただきます。

下水道の処理施設、管路等の設備の老朽化が進行し、町の基本的な社会基盤である下水道において事故や機能停止が発生した場合には、日常生活や社会経済活動への重大な影響が懸念されることとなります。

限られた財源の中で修繕費や維持管理費の最小化の観点を踏まえ、機能向上を考慮した長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進する必要があると思っております。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） 初めに、公共下水道について補足答弁いたします。

下水道事業におけるストックマネジメントは、下水道事業の役割を踏まえ、持続的な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的、効率的に管理するものであります。

これを踏まえながら、長寿命化支援制度に定める長寿命化計画を策定し、実施する必要があります。

平成26年度長寿命化計画策定に当たり、群馬県下水環境課と協議を行いました。その結果、吉岡町は下水道事業着手が昭和57年であり、現状では下水道の耐用年数に近い管渠が存在していないことから、すぐに策定をしなくてもよいという結論に至りました。現在長寿命化計画は策定しておりません。

下水道事業においては、管渠の耐用年数に近い、もしくは超える場合について、長寿命化計画を策定し、対策を講じていく必要があります。

今後、管渠の耐用年数を勘案しますと、遅くとも10年以内には策定し、実施していく必要があります。

現在の管渠の維持管理については、不明水対策調査及び調査に基づく管内補修工事を行っています。不明水対策調査は、平成18年度から始まり、管渠の布設時期が早い箇所から調査を行っています。

調査内容として、マンホール内及び管渠内にテレビカメラを移動させ、ひび、破損、たるみ、腐食、すき間、接合不良、にじみ等の調査、宅地内誤接続調査で雨水が接続されていないか、雨水が公共ますに流入しないよう、コンクリートぶたの鍵穴をパッキンでふさぐことを行っています。

また、調査結果に伴い補修が必要な箇所については、管内補修工事を発注しております。続きまして、農業集落排水事業について説明いたします。

施設の長寿命化を行うために平成28年度に機能診断調査、29年度に最適整備構想の策定を計画しています。これらの調査及び構想が下水道事業の長寿命化計画の策定に相当しています。

現況施設の劣化等を診断して優先順位をつけることで、計画的で効率的な機能保全工事を行い、施設機能が適正に発揮されるように計画を立てるものです。

機能診断調査及び最適整備構想の策定期間は、群馬県下水環境課により平成29年度までに全市町村が完了するように計画されるものです。

平成28年度の機能診断調査の対象については、処理施設及び管路施設になります。調査結果から、施設の劣化状況、健全度評価を行います。この劣化状況及び健全度により、施設状況の区分けを行うまでが機能診断調査となっています。

次に、最適整備構想は、平成29年度に機能診断調査の結果から、施設ごとに機能保全対策工法を選定いたしまして、全施設の機能保全コストを算定いたします。実施時期や対策の優先順位を盛り込んだ機能保全計画を作成し、予算の平準化を行うための最適整備構想を策定いたします。

議長（岸 祐次君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、最後の質問、関越自動車道側道についてを質問いたします。

交通安全対策についてでございます。関越自動車道の側道、特に下野田地内での車の脱輪事故が絶えません。以前にもこの件については一般質問された議員がおりました。視認性を高めることで対応したいとのことでありましたが、効果は薄いようであります。

有効な対策を求めるものであります。町の考えを伺いたいと思います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長(石関 昭君) お答えいたします。

ご質問の下野田地区関越自動車道の側道の安全対策であります。昨日の村越議員からも同じ質問を受けており、町としても下野田地区の関越自動車道の側道の危険性は十分承知しております。

具体的な改善策はないかとの質問ですが、10月末に下野田地区の関越自動車道東の側道の外側線を約1,400メートル引き直す補修工事を実施したところであります。その工事の効果を検証していきたいと考えております。

また、夏場の除草の回数をふやすことや、交通安全標識、危険標識の設置についても関係機関と協議していきたいと考えております。

議 長(岸 祐次君) 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9 番(坂田一広君) 確かに2カ月ぐらい前ですか、外側線引き直されて、大変に視認性が高まったというのは認識しております。

今後の事故の状況等を見て、有効な対策、同じような事故が起きるのであれば、さらに別な対策というのをとっていただきたいと、このように考えております。

時間を少し余らせましたけれども、私の一般質問をこれで終了させていただきます。

議 長(岸 祐次君) 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

散 会

議 長(岸 祐次君) これをもちまして、本日の会議に予定されていましたが一般質問は終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

午後3時15分散会

平成27年第4回吉岡町議会定例会会議録第4号

平成27年12月17日（木曜日）

議事日程 第1号

平成27年12月17日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議長報告 一般質問における留保宣言を行った発言の対処結果について
- 日程第 2 委員長報告 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 3 常任委員長報告）
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第 3 議案第62号 吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第63号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第64号 吉岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第65号 吉岡町税条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第66号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第67号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第68号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第10 議案第69号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）
(討論・表決)
- 日程第11 議案第70号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
(討論・表決)
- 日程第12 議案第71号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
(討論・表決)
- 日程第13 議案第72号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
(討論・表決)

日程第14 議案第73号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

（討論・表決）

日程第15 議長報告 平成28年度吉岡町一般会計及び特別会計等予算の要望について

日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第17 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第19 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第20 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第21 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第22 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	富岡輝明君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	大塚幸宏君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

議長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第4回吉岡町議会定例会は、本日が最終日となりました。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

議事日程（第4号）により会議を進めます。

日程第1 議長報告

議長（岸 祐次君） 日程第1、議長報告を行います。

一般質問における留保宣言を行った発言の対処結果についての報告であります。

12月8日に行った村越議員の一般質問の発言の中に、一部不適当な発言があったと思われる、議長において留保宣言を行いました。

その後、発言内容を確認した結果、穏当を欠くまでに至らないと判断しましたので、その発言はそのまま会議録に載せることといたします。

以上、報告します。

日程第2 委員会議案審査報告

議長（岸 祐次君） 日程第2、委員会議案審査報告を行います。

委員長報告を求めます。

最初に、総務常任委員会山畑委員長、お願いします。

山畑委員長。

〔総務常任委員会委員長 山畑祐男君登壇〕

総務常任委員長（山畑祐男君） 13番山畑です。それでは、総務常任委員会の議案審査報告を行います。

定例会開会日12月4日、議長より付託されました議案6件につきまして、12月10日木曜日午前9時半から委員会室において、委員全員、議長、それから執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、局長、室長が出席し、審査をいたしましたので、審査の概略と結果を報告いたします。

議案第62号 吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例では、委員より、勤務成績の評定公表方法についての質疑に対し、今後検討するとの答弁がありました。採決では、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第63号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例では、審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第64号 吉岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定では、委員より、用語の解釈についての質疑に対し、県担当者への問い合わせの結果の答弁がありました。審査の結果採決では、原案適正と認め、賛成多数で可決でありました。

議案第65号 吉岡町税条例の一部を改正する条例では、用語の解釈の質疑に対して、用語の説明の答弁がありました。審査の結果、採決では、原案適正と認め、賛成多数で可決でありました。

議案第66号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改定であるとのこと。審査の結果、採決では、原案適正と認め、賛成多数で可決でありました。

議案第69号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）では、歳入歳出、事項別明細書の款項の順に審査を行いました。委員からは、歳入で15款県支出金1項県分担当金に関連して、内訳の質疑に対して、小学生及び未就学児の人数の説明の答弁がありました。歳出では、2款総務費5項統計調査費では、職員の時間外手当増についての質疑に対して、今年度の国勢調査等によるものであるとの答弁がありました。採決では、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案の報告は以上でございます。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

山畑委員長、自席へお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会馬場委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） それでは、文教厚生常任委員会の議案審査の報告を行います。

文教厚生常任委員会は12月11日、委員全員、議長、執行側より町長、副町長、教育長及び所管課長、局長、室長の出席の中で議長より付託されました3件について審議を行いました。

議案第67号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について審議いたしました。この条例改正は、平成28年1月1日より実施される個人を識別するための個人番号の利用に関する法律の施行に伴い、条例が改正されるもので、全会一致で可決です。

議案第71号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、減額の主な内容が県からの地域支援事業費の介護慰労金が打ち切られたことによる減

額で、その経費を一般会計に移行したことによる減額です。審議の結果、全会一致で可決です。

議案第72号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。主な内容は、人間ドック予算34万円の17人分に対し、現行15人となり、8人分を追加したことによる増額で、全会一致で可決です。

以上、文教厚生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

馬場委員長、自席へお戻りください。

続きまして、産業建設常任委員会岩崎委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

産業建設常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。産業建設常任委員会の議案審査報告を行います。

産業建設常任委員会では12月4日、本会議において付託されました議案3件について、12月14日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、事務局長、所管課長、室長の出席のもと審査いたしましたので結果を報告します。

議案第68号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例は、平成27年9月1日より施行されました水質汚濁防止法の一部改正に伴い、トリクロロエチレン1リットルにつき「0.3ミリグラム以下」を「0.1ミリグラム以下」に改めるものであり、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第70号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、消費税が確定したために85万円を追加するものであります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第73号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、職員給与費に充てられるものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

以上、報告いたします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、自席へお戻りください。

日程第3 議案第62号 吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第3、議案第62号 吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第62号 吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第63号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第4、議案第63号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第63号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第64号 吉岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の 制定

議 長（岸 祐次君） 日程第5、議案第64号 吉岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定を議題とします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第64号 吉岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第65号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議 長（岸 祐次君） 日程第6、議案第65号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第65号 吉岡町税条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第66号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議 長（岸 祐次君） 日程第7、議案第66号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を

改正する条例を議題とします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第66号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第8、議案第67号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第67号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第68号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第9、議案第68号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第68号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第69号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議長（岸 祐次君） 日程第10、議案第69号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第69号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第69号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第70号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岸 祐次君） 日程第11、議案第70号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第70号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第71号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岸 祐次君） 日程第12、議案第71号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第71号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第72号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岸 祐次君） 日程第13、議案第72号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第72号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第73号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（岸 祐次君） 日程第14、議案第73号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第73号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。再開を10時30分とします。

午前 9時53分休憩

午前10時30分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

日程第15 議長報告

議長（岸 祐次君） 日程第15、議長報告を行います。

本定例会の会期中に各常任委員会において行った平成28年度吉岡町一般会計及び特別会計等予算の要望について、お手元配付資料のとおり要望書として石関町長に提出いたします。

以上、報告します。

日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岸 祐次君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第 17 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 19 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 20 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 21 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岸 祐次君） 日程第 17、18、19、20、21、各常任委員会からの閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第 35 条により一括議題にします。

採決はそれぞれ分離して行います。

各常任委員会からの閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算常任委員長、議会広報常任委員長から、所管事務のうち、吉岡町会議規則第 7 1 条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出 5 件を分離して採決します。

まず、総務常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算常任委員長からの申し出についてお諮りします。

予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第 2 2 議会議員の派遣について

議長（岸 祐次君） 日程第 2 2、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

町長挨拶

議長（岸 祐次君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成 2 7 年第 4 回定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

4日に開会いたしました議会も本日まで14日間、大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

本議会に上程いたしました議案全てを可決をしていただきまして、まことにありがとうございました。御礼を申し上げます。

寒さも一段と厳しくなり、慌ただしい年の瀬を迎えることとなりますが、どうか皆様方も健康には十分留意の上、ご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

議員皆様におかれましては、また、吉岡町にとりましても明るい新年を迎えることができますようにご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。

大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（岸 祐次君） 以上をもちまして、平成27年第4回吉岡町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

午前10時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岸 祐 次

吉岡町議会議員 坂 田 一 広

吉岡町議会議員 飯 島 衛